

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LA201 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LA000100 行政法 I（行政作用法） A 組 小澤 久仁男 春期 水曜日 1時限 522教室 春期 水曜日 2時限 522教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	わたくしたち市民と行政の法的関係は、多面的である。しかもその法的関係は、私人間のものとは異なっている。つまり、行政の究極の目的は公益の実現であって、その手段は多様であるが、私人間の活動の基本が対等な当事者による契約であるの対して、行政の手段は多かれ少なかれ権力性をもつことが多い。そこで、この講義では、行政法の基本原理と現在の行政権の手法の統制の有り様を扱う。具体的には、行政処分、行政指導、行政強制、行政手続などの法的統制である。
授業の内容	現代行政が高度化し、行政活動において採られる手法が多様化しています。そのため、行政活動をコントロールする行政法学もそれに対応することが求められている。本講義は、行政活動における典型的な活動形式を把握し、それらに対する法的コントロールの仕組みを修得することになります。そして、現実の行政活動で生起する様々な問題点について、これまでの判例と行政法理論の正確な理解に基づいて、解決の端緒を自ら発見し説明できるようになってもらいたいと考えています。 本講義の受講生が、行政法とは何かを理解したうえで、行政の様々な活動を法的にとらえ、問題を抽出し検討することができるようになることを目標としています。その上で、具体的な目標は次の通りとなります。 ①行政作用法の基本的事項を理解し、骨組みとなる各条文を理解することができる。 ②行政作用法に関わる問題点や判例を的確に説明できる。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義
授業方法	教員による講義形式によって行います。判例集および講義中に掲示するレジュメで講義を行う。講義中にmanabaを用いることを予定しています。 【第1回】オリエンテーション、行政法の概要 【第2回】行政の概念 【第3回】行政法の法源 【第4回】行政上の法律関係 【第5回】行政基準①（法規命令） 【第6回】行政基準②（行政規則） 【第7回】行政計画①（行政計画の意義と種類） 【第8回】行政計画②（行政計画の統制と権利救済） 【第9回】行政行為①（行政行為の意義・特質①） 【第10回】行政行為①（行政行為の意義・特質②） 【第11回】行政行為②（行政行為の効力） 【第12回】行政行為③（行政行為の種類） 【第13回】行政行為④（行政行為の羈束と裁量） 【第14回】行政行為⑤（行政行為の附款） 【第15回】行政行為⑥（行政行為の瑕疵、取消しと撤回） 【第16回】行政契約 【第17回】行政指導① 【第18回】行政指導② 【第19回】行政上の強制執行①（行政代執行） 【第20回】行政上の強制執行②（執行罰、直接強制、強制徴収） 【第21回】行政上の強制執行③（即時強制）

【第22回】行政上の強制執行④（その他義務履行確保）

【第23回】行政調査

【第24回】行政手続

【第25回】情報公開

【第26回】個人情報保護

授業計画 以上の授業計画は受講生の理解度等諸般の事情により変更する可能性がある。
事前・事後学 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
修に必要な時間

事前・事後学 毎回の講義前に、教科書の該当箇所を読むようにしてください（所要時間：1～2時間程度）。
修の内容 毎回の講義後に、教科書やレジュメを用いた復習を行うようにしてください（所要時間：1～2時間程度）。

定期試験（100%）

成績評価方法・基準 * 受講生の出欠具合に応じて、1回～2回出欠を採ることがあります。その場合であっても、試験は100%（=100点）のままとなり、あくまでも加点として扱うこととなります

課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法 manaba上で行います。

1. 教科書

齋藤誠・山本隆司編『行政判例百選 I [第8版]』（有斐閣、2022年）

2. 指定図書

(1) 高橋滋『行政法 [第3版]』（弘文堂、2023年）

(2) 高橋滋、野口貴公美、磯部哲、大橋真由美、田中良弘編著『行政法Visual Materials[第3版]』（有斐閣、2025年）

* 上記百選については、必ず、ご購入をするようにしてください。その他、教科書類につきましては、ご自身の進路などに合わせて、ご購入をするようにしてください。

* また、上記のいずれも、シラバス入稿後、改定がなされることもありますので、ご購入前に最新版が出ているかを確認した上で、最新版をご購入するようお願いいたします。

教科書・指定図書

本行政法 I は、A組向けのシラバスとなり、担当者（小澤）は他大学所属となります。そのため、必ずしも、万全の対応ができないこともあることをご理解いただけたらと思います。

また、授業中のスマホ操作／惰眠については、お控えいただけたらと思います（特に前者については、注意をさせていただく場合もあります）。

履修上の留意点

更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー	法律学科 LA201
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000110
講義名	行政法 I（行政作用法） B組
担当者名	横内 恵
開講情報	春期 月曜日 3時限 3100教室 春期 月曜日 4時限 3100教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

科目の趣旨	わたくしたち市民と行政の法的関係は、多面的である。しかもその法的関係は、私人間のものとは異なっている。つまり、行政の究極の目的は公益の実現であって、その手段は多様であるが、私人間の活動の基本が対等な当事者による契約であるの対して、行政の手段は多かれ少なかれ権力性をもつことが多い。そこで、この講義では、行政法の基本原理と現在の行政権の手法の統制の有り様を扱う。具体的には、行政処分、行政指導、行政強制、行政手続などの法的統制である。
授業の内容	行政法とは、行政の活動を根拠づけたり規制したりする法の体系である。本講義ではそのうち、行政の組織の基本構造、行政法の基本原則、行政の行為形式、行政の活動に対する統制のあり方について、具体的な事例を示しながら解説する。本科目の受講生が、行政の様々な活動を法的にとらえて考察したり、それに関する課題を見出して検討したりすることができるようになることを、本講義の到達目標とする。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義 教員による解説を中心として授業を行う。スライドに沿って授業を進めながら、必要に応じて教科書や判例集や配布資料を授業中に参照・講読する。 授業中に課題を出題し、学生が考えたり発言したりする機会を設ける予定である。そのうちの一部については、授業時間内に、レスポンスやmanaba上にて、または紙媒体で、回答の提出を求める（以下、これらをまとめて「リアクションペーパー」という）。
授業方法	【第1回】オリエンテーション、イントロダクション 【第2回】行政組織の基礎概念 【第3回】行政の仕組み 【第4回】法律による行政の原理（1）理論 【第5回】法律による行政の原理（2）事例解説 【第6回】行政法の一般原則 【第7回】行政の規範定立（1）法規命令 【第8回】行政の規範定立（2）行政規則 【第9回】小試験 I（理解度確認）及び解説 【第10回】行政行為（1）類型 【第11回】行政行為（2）効力 【第12回】行政行為（3）瑕疵、取消・撤回 【第13回】行政契約（1）行政契約の種類 【第14回】行政契約（2）行政契約に対する規制 【第15回】行政指導 【第16回】行政計画 【第17回】行政裁量 【第18回】行政裁量と司法審査 【第19回】行政活動と適正手続 【第20回】行政の実効性確保手段（1）行政代執行 【第21回】行政の実効性確保手段（2）その他 【第22回】行政情報の公開

- 【第23回】個人情報保護
- 【第24回】国と地方の関係
- 【第25回】事例学習
- 【第26回】小試験Ⅱ（理解度確認）及び解説

授業計画 事前・事後学 修に必要な時 間	<p>なお、上記計画は、受講生の理解度等に応じて変更されることがある。</p> <p>本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。</p> <p>毎回の授業前に、教科書の該当ページを読むことを求める。（所要時間：1～2時間） 毎回の授業後に、配布資料や教科書を用いた復習を行うことを求める。（所要時間：1～2時間） また、授業中に、次回の授業に向けて課題を出すこともある。その場合には事前学習としてその課題に取り組むことを求める。（所要時間：1時間程度）</p>
事前・事後学 修の内容	<p>小試験Ⅰ（35%）、小試験Ⅱ（65%）を基本とする。</p>
成績評価方 法・基準 課題（試験 やレポート 等）につい てのフィード バック 方法	<p>その上で、合計点が100点を超えない範囲内で、リアクションペーパーの点数を上限20点として試験の得点に加算する。</p> <p>本授業での課題（試験等）の講評・解説は、授業内に口頭にて、又はmanaba上にて、行う予定である。</p>
教科書・指定 図書 履修上の留 意点 更新日	<p>1. 教科書 （1）北村和生、佐伯彰洋、佐藤英世、高橋明男『行政法の基本〔第8版〕』（法律文化社、2023年）。 （2）斎藤誠、山本隆司編『行政判例百選Ⅰ〔第8判〕』（有斐閣、2022年）。</p> <p>2. 指定図書 興津征雄『行政法Ⅰ 行政法総論』（新生社、2023年）。 大橋真由美、北島周作、野口貴公美『行政法判例50！』（有斐閣、2017）。</p> <p>特になし。</p> <p>2026/3/18</p>

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LA202 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LA000200 行政法Ⅱ（行政救済法） 猪野 茂 秋期 火曜日 2時限 512教室 秋期 金曜日 1時限 512教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U 実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	公益の実現を目的とする行政のしごとには、過去の例からわかるように、行政権の違法もしくは不当な行使による市民の権利利益の侵害を伴うこともある。そこでこの講義では、市民がどのように救済されるしくみになっているのかを学ぶ。その内容は、行政のしごとによってもたらされた被害や損失の穴埋めに関わる損害賠償や損失補償と、違法な営業禁止処分など被害等をもたらしている原因行為を除去してもらうための行政不服審査や行政訴訟である。「行政法Ⅰ」で得た知識を前提として、行政救済法分野における主要法令を理解する。具体的には、行政訴訟法、行政不服審査法、国家賠償法、損失補償制度について学び、行政活動による権利侵害に対して、どのような救済方法があるのかを理解し、現代社会における権利救済の意義についての理解を深める。
授業の内容	なお、この科目は、担当教員が国税庁勤務で得た、行政処分及びその救済手続きに関する実務経験をもとに、行政法Ⅱ（行政救済法）について授業を行い、その実践的な知識・技能・経験等を学生に教授する。
科目の到達 目標 （理解のレ ベル）	行政救済法における主要法令、判例、及び関連する判例等に係る学部レベルでの知識を確実に修得するとともに、各種公務員試験の行政救済法分野に関する問題について、確実に正解を導くことができる能力を涵養する。
授業形態	講義
授業方法	レジュメ（スライド）を用いた教員による解説を主として授業を行う。必要に応じて学生との問答を通じて、関連の知識を深めていくこともある。レジュメは、PDFファイル形式でmanabaにアップする。受講者は、毎回、該当のレジュメをダウンロード・印刷等としておくこと。なお、各回の講義終了後に小テストを実施する。 【第1回】行政救済法とは何か：行政救済法の体系や沿革、沿革、体系等について学修する。 【第2回】行政訴訟法概説：「法律上の争訟」の意義、行政事件訴訟の意義と4つの類型等について学修する。 【第3回】抗告訴訟の類型と取消訴訟の基本構造：抗告訴訟の5つ類型と、取消訴訟の意義・機能、取消訴訟の流れ、6つの訴訟要件の概要等について学修する。 【第4回】取消訴訟（1）：取消訴訟の6つの訴訟要件のうち、「管轄」、「出訴期間」、「被告適格」に係る基本的な事項について学修する。 【第5回】取消訴訟（2）：取消訴訟の6つの訴訟要件のうち、「処分性」に関する基本的な考え方、処分性に関する4つの判断要素の概要を理解するとともに、4つの判断要素のうち外部性に関する事例について学修する。 【第6回】取消訴訟（3）：処分性に関する4つの判断要素のうち、直接性、及び法的効果に関する事例について学修する。 【第7回】取消訴訟（4）：処分性に関する4つの判断要素のうち、法的効果（つづき）及び法律の授権に関する事例について学修する。 【第8回】取消訴訟（5）：取消訴訟の6つの訴訟要件のうち、「原告適格」についての基本的な事項について学修する。 【第9回】取消訴訟（6）：行訴法9条2項による「原告適格」の解釈手法の基本について理解するとともに、関連する事例について学修する。 【第10回】取消訴訟（7）：取消訴訟の6つの訴訟要件のうち、「狭義の訴えの利益」の基本的な事項について理解するとともに、関連する事例について学修する。 【第11回】取消訴訟（8）：取消訴訟の審理方法（訴訟物、主張立証責任、違法判断の基準時、違法性の承継、主張制限、処分理由の差替え等）について学修する。 【第12回】取消訴訟（9）：取消訴訟の終了（判決によらない取消訴訟の終了、判決による取消訴訟の終了、判決の効力、事情判決等）について学修する。 【第13回】その他の抗告訴訟（1）：処分の無効等の確認訴訟の訴訟要件について学修する。 【第14回】その他の抗告訴訟（2）：義務付け訴訟の訴訟要件と関連事例について学修する。 【第15回】その他の抗告訴訟（3）：差止訴訟の訴訟要件と関連事例について学修する。 【第16回】抗告訴訟以外の行政訴訟（1）：公法上の当事者訴訟の基本的な事項と関連事例について学修する。

【第17回】仮の権利救済制度：抗告訴訟及び公法上の当事者訴訟に係る仮の権利救済制度（執行停止、仮の義務付け、仮の差止め、仮処分）の基本的事項について学修する。

【第18回】抗告訴訟以外の行政訴訟（2）：民衆訴訟と機関訴訟の基本的事項について説明する。

【第19回】行政不服審査法（1）：審査請求の4つの要件とその概要について学修する。

【第20回】行政不服審査法（2）：審査請求の審理手続、裁決の種類と効力、執行停止制度、教示制度、審査請求と取消訴訟との関係、審査請求前置について学修する。

【第21回】国家賠償法（1）：国家賠償制度の沿革、国家賠償法1条に基づく賠償責任の成立要件の基本的事項と関連事例について学修する。

【第22回】国家賠償法（2）：国家賠償法1条に基づく賠償責任の成立要件と関連事例について学修する（21回続き）。

【第23回】国家賠償法（3）：国家賠償法1条に基づく賠償責任の主要論点（民事裁判と国家賠償、刑事裁判と国家賠償、立法行為と国家賠償）と関連事例、及び国家賠償法2条に基づく賠償責任の基本事項（営造物の概念、設置・管理の瑕疵（道路））について学修する。

【第24回】国家賠償法（4）：国家賠償法2条に基づく賠償責任の基本事項（設置管理の瑕疵（河川））と関連事例、及び同3条における費用負担者、同4条における民法との関係に関する事例について学修する。

【第25回】国家補償法概説：損失補償の基本問題（意義・趣旨、内容等）及び関連事例について学修する。

【第25回】損失補償：補償の要否・方法、「国家賠償と損失補償の谷間」について説明する。

【第26回】授業内試験：上記の学修事項について試験を行う。

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

1) 事前に教科書の該当箇所をしっかりと読み込んでおくとともに、事前に配付されるレジュメ（manabaにアップするので事前にダウンロード・印刷等しておくこと）に目を通していき、分からない点について、事前に認識した上で受講すること。

2) 講義中は自身の理解で合っているかどうかを確認するとともに、事前学習で分からない点があれば、質問するなど、積極的に授業に参加すること。

3) 授業後の復習においては、その回の学修事項全般について目を通すとともに、講義後の小テスト結果を確認し、誤答があった事項については、再度、正解の確認を行うこと。

平常点（50%）及び授業内テスト（50%）の結果により成績評価する。

平常点については、各回の小テスト結果を基本とし、受講態度、遅刻等の頻度などを総合勘案した上で判定する。

なお、上記にかかわらず、欠席回数が全体の1/3以上となる場合には、単位を付与しないので注意すること。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

（教科書）大橋洋一『行政法II（現代行政救済論）（第5版）』（有斐閣、2025年）

（参考書）LEC東京リーガルマインド&LEC総合研究所司法試験部編著『2026年版 完全整理択一六法 行政法』（東京リーガルマインド、2025年）

この科目は、「行政法I」を履修済みの学生を対象とするので注意すること（履修済みであることを前提に講義を行う）。

2026/3/18

開設	法律学科
科目ナンバー	LA101
カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連)	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000300
講義名	憲法 I (人権) A組
担当者名	飯田 稔
開講情報	春期 月曜日 2時限 522教室 春期 金曜日 2時限 522教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

科目の趣旨	<p>憲法学のなかでも、いわゆる人権論を取り上げる。憲法第 3 章に掲げられた国民の諸権利について、それぞれの権利内容、法的性格、限界などに関する主要な学説を検討するほか、判例によるその運用にも注目する。憲法解釈論が中心となるが、憲法史的考察や比較法的分析も取り入れて、現実の憲法政治における人権保障の実態を明らかにするよう努める。さまざまな権利に共通する総論的問題についても、適宜論及する予定である。</p> <p>日本国憲法の保障する基本的人権について、その基礎理論と具体的規範内容を解明する。とりわけ裁判例を重視し、現在のわが国における人権保障の在り方を正確に認識した上で、そこに含まれる憲法上の問題を考察したい。</p>
授業の内容	<p>学生には、既存の学説や判例を理解するのみならず、現実の憲法問題に対して自分自身の見解を展開しうるだけの高度な法的能力を習得してもらう。法科大学院の入学試験レベルの問題に、自力で取り組むことのできる程度の理解を得ることが目標である。</p>
科目の到達目標 (理解のレベル)	
授業形態	<p>講義</p> <p>本講義は、全面的に対面式授業の形で行なわれる。受講者は、正当な理由のない限り、自ら出席して講義を聴講しなければならない。講義の進度にもよるが、学生の授業参加を促すため、口頭発表や討論の形を取り入れることもありえよう。いずれにせよ、受講者側の積極的な取り組みが重要であるこというまでもない。なお、レジュメその他の資料は、本学の授業支援システム manaba を用いて配布する。</p>
授業方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション <ol style="list-style-type: none"> (1) 「憲法」とは何か (2) 憲法を学ぶ意義 (3) 憲法 I の位置づけ (4) 教科書・参考書 (5) 成績評価 2. 人権の種類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 分類・体系化の意義 (2) さまざまな分類方法 (3) 代表的分類とその問題点 3. 思想・良心の自由 <ol style="list-style-type: none"> (1) 思想・良心 (= 内心) の自由 (2) 主要な判例 4. 信教の自由 <ol style="list-style-type: none"> (1) 信教の自由の意義 (2) 信教の自由の限界 (3) 主要な判例 5. 政教分離原則 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政教分離の法的性格 (2) 政教分離の程度 (厳格さ) (3) 判例の展開 6. 表現の自由 I 総論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 表現の自由の優越的地位 (2) 表現行為の制約と違憲審査基準 7. 表現の自由 II 各論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 知る権利 (2) 報道の自由・取材の自由 8. 検閲の禁止 <ol style="list-style-type: none"> (1) 検閲の概念 (2) 判例 9. 集会・結社の自由 <ol style="list-style-type: none"> (1) 多数人の行動を伴う表現行為 (2) 公安条例 (3) 公の施設の利用制限

10. 学問の自由と大学の自治
 - (1) 学問の自由の意義と限界
 - (2) 大学の自治
11. 職業選択の自由
 - (1) 職業選択の自由の内容
 - (2) 職業選択の自由の制約
 - (3) 判例の展開
 - (4) 居住・移転の自由
12. 財産権
 - (1) 財産権保障の意義
 - (2) 財産権の内容とその制限
 - (3) 正当な補償
13. 刑事手続と人権
 - (1) 法定手続の保障
 - (2) 刑事手続と行政手続
 - (3) さまざまな手続保障
14. 受益権
 - (1) 受益権総説
 - (2) 裁判を受ける権利
 - (3) 国家賠償請求権
15. 参政権と選挙制度
 - (1) 選挙権の法的性格
 - (2) 選挙権の制限とその合憲性
 - (3) 選挙に関する憲法上の原則
 - (4) 判例の展開
16. 社会権総論
 - (1) 社会権保障の意義
 - (2) 社会権の法的特質
17. 生存権
 - (1) 生存権の内容
 - (2) 生存権の法的性格
 - (3) 判例の展開
18. 教育を受ける権利
 - (1) 国家の教育権と国民の教育権
 - (2) 権利内容と法的性格
 - (3) 子どもの学習権
19. 勤労権・労働基本権
 - (1) 労働基本権の内容と法的性格
 - (2) 労働基本権の限界
 - (3) 主要な判例
20. 法の下での平等
 - (1) 平等原則の意義と内容
 - (2) 平等権と平等原則
 - (3) 主要な判例
21. 幸福追求権
 - (1) 無名基本権の保障
 - (2) 一般的自由説と人格的利益説
 - (3) 名誉権・プライバシー権
 - (4) 自己決定権
22. 人権の享有主体 I
 - (1) 人権主体論の意義
 - (2) 外国人
23. 人権の享有主体 II
 - (3) 法人
 - (4) 女性、子ども
 - (5) 天皇、皇族
24. 特別の法律関係における人権
 - (1) 公務員
 - (2) 在監者（刑事収容施設被収容者）

25. 人権の私人間効力
- (1) 私人間効力論の意義
 - (2) 直接適用説と間接適用説
 - (3) State Action の理論
 - (4) 基本権保護義務論
 - (5) 主要な判例

26. まとめ：人権論の展望

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

授業開始前に、憲法 I（人権）の主要テーマを配布する。テーマごとに教科書の該当部分を指摘するので、あらかじめ読んでおくこと。また、レポート課題については、提出後、担当者が開設するので、自己点検を行ない、さらに参考書を用いて理解を深めておくのが望ましい。

学期半ばのレポート、学期末の筆記試験（論述式）の結果を総合して評価する（それぞれ50%）。いずれも、与えられた課題に対して、学説や判例の動向を踏まえ、自説を論理的に展開する力が求められる。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）に行なう。

教科書：古野豊秋・畑尻剛編『新・スタンダード憲法（第4版補訂版）』（尚学社）
 指定図書：別冊ジュリスト『憲法判例百選 I・II 〔第8版〕』
 その他、開講時および随時、参考文献を指摘する。

講義で取り上げることができるのは、憲法学のごく一面にすぎない。予習・復習等を通して、自ら学ぶ姿勢が不可欠である。

2026/3/18

開設
科目ナンバー
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）
講義コード
講義名
担当者名
開講情報

法律学科
LA101
<https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html>
1LA000310
憲法 I（人権）B組
荒邦 啓介
春期 月曜日 3時限 521教室
春期 火曜日 2時限 521教室
4
B/E/L/I/C/U

単位数
受講可能学部
備考

科目の趣旨 憲法学のなかでも、いわゆる人権論を取り上げる。憲法第3章に掲げられた国民の諸権利について、それぞれの権利内容、法的性格、限界などに関する主要な学説を検討するほか、判例によるその運用にも注目する。憲法解釈論が中心となるが、憲法史的考察や比較法的分析も取り入れて、現実の憲法政治における人権保障の実態を明らかにするよう努める。さまざまな権利に共通する総論的問題についても、適宜論及する予定である。

授業の内容 日本国憲法を含め、近代以降の憲法とは、何のための、どのような法なのか。特にその人権保障のさまざまな論点を、日本国憲法の諸規定を順々に追いながら考えていく。その際、「科目の趣旨」にもあるように、憲法の解釈を中心論点としながらも、それを考えるために、憲法史的な観点や、他国の憲法規定のありようなども参照する。

科目の到達目標（理解のレベル）
授業形態 講義
授業方法 講義形式で行う。事前にmanabaに講義資料をアップロードするので、各自で印刷をするか、授業中にPC、タブレットなどで参照すること。なお、リアクションペーパーの提出を求める場合がある。

（1）講義内容を理解したうえで、人権保障の基礎的な理論や用語について説明できる。
（2）現実の社会で生じている人権上の諸問題について、日本国憲法と結びつけて分析・考察できる。

【第1回】イントロダクション、憲法とは何か、人権保障を考える意味

【第2回】人権の歴史、類型、制約

【第3回】人権の享有主体（1）外国人、法人

【第4回】人権の享有主体（2）未成年者その他

【第5回】私人間効力

【第6回】精神的自由（1）思想・良心の自由

【第7回】精神的自由（2）信教の自由

【第8回】精神的自由（3）政教分離原則

【第9回】精神的自由（4）表現の自由①総論

【第10回】精神的自由（5）表現の自由②各論

【第11回】精神的自由（6）集会・結社の自由

【第12回】精神的自由（7）検閲、通信の秘密

【第13回】精神的自由（8）学問の自由、大学の自治

【第14回】小テスト（第1回）とその解説

【第15回】経済的自由（1）居住・移転の自由、職業の自由

【第16回】経済的自由（2）財産権

【第17回】身体的自由（1）適正手続の保障

【第18回】身体的自由（2）被疑者・被告人の権利

【第19回】社会権（1）生存権

【第20回】社会権（2）教育を受ける権利

【第21回】社会権（3）勤労権、労働基本権

【第22回】参政権

【第23回】国務請求権

【第24回】平等原則

【第25回】幸福追求権

【第26回】まとめ（憲法とは何かの再確認）、小テスト（第2回）

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

【事前学修】授業各回のテーマにかかわる教科書の該当箇所を読み、法律学系の事典や辞書も用いながら、理解を深めること。

【事後学修】授業中に紹介した文献なども利用しつつ、自身のメモを整理し、関係する現実社会での憲法上の問題を探すと。

小テスト（第1回）（50%）および小テスト（第2回）（50%）によって、到達目標（1）（2）が達成できているかどうかを基準に評価する。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

【教科書】神野潔・岡田順太・横大道聡編『教養憲法』（弘文堂、2024年）

【指定図書】長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I・II』第8版（有斐閣、2025年）

※【教科書】は、秋学期の「憲法Ⅱ（総論・統治機構）」でも同じものを用いる。

※最新版の六法を用意しておくこと。『ポケット六法』（有斐閣）や『デイリー六法』（三省堂）が一般的で、年度ごとに新しいものが刊行されている。なお、すぐに参照できるのであればアプリなどで参照しても構わない。

質問などは歓迎する（重要な質問を受けた場合には、講義中にフィードバックする）。また、講義で取り上げられるトピックには限りがあるため、事前・事後学修などを通じて、さまざまな憲法上の問題や論点にみずから触れるようにしてほしい。

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LA102 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LA000400 憲法Ⅱ（総論・統治機構）A組 飯田 稔 秋期 月曜日 2時限 522教室 秋期 金曜日 2時限 522教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	憲法学のなかでも、いわゆる統治機構論を取り上げる。国会、内閣、裁判所といったわが国の主要な国家機関について、その法的地位、権限行使の内容、手続、制約などを、統治機構全体の中に体系的に位置づけつつ考察する。静態的な制度論のみならず、動態的な現実の運用にも注目し、人権保障に適った統治機構の在り方を追求する。その前提として、憲法学の総論ないし基礎理論についても、若干の分析を加える予定である。
授業の内容	わが国の統治機構を、日本国憲法に則して解説する。単なる条文解釈にとどまることなく、政治部門や裁判所による運用など憲法の動態を明らかにし、これを批判的に検討するよう努めたい。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	学生には、既存の判例や学説を理解するのみならず、現実の憲法問題に対して自分自身の見解を展開しうるだけの高度な法的能力を習得してもらう。法科大学院の入学試験レベルの問題に、自力で取り組むことのできる程度の理解を得ることが目標である。
授業形態	講義
授業方法	本講義は、全面的に対面式授業の形で行なわれる。受講者は、正当な理由のない限り、自ら出席して講義を聴講しなければならない。講義の進度にもよるが、学生の授業参加を促すため、口頭発表や討論の形を取り入れることもありえよう。いずれにせよ、受講者側の積極的な取り組みが重要であるこというまでもない。なお、レジュメその他の資料は、本学の授業支援システム manaba を用いて配布する。
	<ol style="list-style-type: none"> 1. オリエンテーション <ol style="list-style-type: none"> (1) 「憲法」を学ぶ意義 (2) 憲法Ⅱの位置づけ (3) 教科書・参考書 (4) 試験および評価 2. 憲法総論 <ol style="list-style-type: none"> (1) 憲法の内容 (2) 憲法の分類 3. 近代憲法の諸原理 <ol style="list-style-type: none"> (1) 権利の保障 (2) 権力の分立 (3) 自由の基礎法 4. 日本憲法史 <ol style="list-style-type: none"> (1) 西洋法制度の継受 (2) 明治憲法の制定と展開 (3) 日本国憲法の制定と運用 5. 国民主権と国民代表 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「主権」概念の多義性 (2) 君主主権と国民主権 (3) 直接民主制と間接民主制 (4) 代表制と選挙制度 6. 天皇制 <ol style="list-style-type: none"> (1) 天皇の地位 (2) 天皇の権能 (3) 天皇制の民主的統制 7. 統治機構の基本構造 <ol style="list-style-type: none"> (1) 権力分立制の意義 (2) 均衡型と落水型 8. 国会Ⅰ <ol style="list-style-type: none"> (1) 憲法上の地位 (2) 国会の構成 9. 国会Ⅱ <ol style="list-style-type: none"> (1) 国会の活動 (2) 衆議院の優越

10. 国会Ⅲ
 - (1) 国会の権能
 - (2) 議院の権能
 - (3) 国会議員の特権
11. 内閣Ⅰ
 - (1) 行政権の意義
 - (2) 最高行政機関
12. 内閣Ⅱ
 - (1) 内閣の構成
 - (2) 内閣の権能
13. 内閣Ⅲ
 - (1) 国会と内閣 — 議院内閣制
 - (2) 衆議院の解散
14. 財政と予算
 - (1) 財政民主主義
 - (2) 租税法律主義
 - (3) 予算とその法的問題
15. 裁判所Ⅰ
 - (1) 裁判所の組織と運営
 - (2) 司法権の独立
 - (3) 司法権の民主的統制
16. 裁判所Ⅱ
 - (1) 司法権の意義
 - (2) 司法権の範囲
17. 裁判所Ⅲ
 - (1) 司法権行使の要件
 - (2) 司法権の限界
18. 違憲審査制Ⅰ
 - (1) 違憲審査制の意義
 - (2) 違憲審査制の諸類型
 - (3) 日本国憲法下の違憲審査制
19. 違憲審査制Ⅱ
 - (1) 違憲審査の対象
 - (2) 違憲審査の手続
20. 違憲審査制Ⅲ
 - (1) 違憲判断の手法
 - (2) 違憲判決の効力
 - (3) 憲法判例
21. 地方自治Ⅰ
 - (1) 地方自治の原則
 - (2) 地方公共団体
22. 地方自治Ⅱ
 - (1) 条例制定権
 - (2) 条例の範囲と効力
23. 平和主義
 - (1) 日本国憲法と平和主義
 - (2) 戦争の放棄
 - (3) 憲法9条の運用
24. 国法秩序の構造
 - (1) 国法の諸形式
 - (2) 憲法保障
25. 憲法の改正と変遷
 - (1) 憲法改正とその限界
 - (2) 憲法変遷

授業計画 26. まとめ — 統治機構の展望
事前・事後学 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
修に必要な時

間

授業開始前に、憲法Ⅱ（総論・統治機構）の主要テーマを配布する。テーマごとに教科書の該当部分を指摘するので、あらかじめ読んでおく。また、レポート課題については、提出後、担当者が解説するので、自己点検を行ない、さらに参考書を用いて理解を深めておくのが望ましい。

事前・事後学修の内容

学期半ばのレポート、学期末の筆記試験（論述式）の結果を総合して評価する（それぞれ50%）。いずれも、与えられた課題に対して、学説や判例の動向を踏まえ、自説を論理的に展開する力が求められる。

成績評価方法・基準

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法

教科書：古野豊秋・畑尻剛編『新・スタンダード憲法（第4版補訂版）』（尚学社）
指定図書：別冊ジュリスト『憲法判例百選Ⅰ・Ⅱ【第7版】』

教科書・指定図書 その他、開講時および随時、参考文献を指摘する。

図書

講義で取り上げることができるのは、憲法学のごく一面にすぎない。予習・復習等を通して、自ら主体的に学ぶ姿勢が不可欠である。

履修上の留意点

更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LA102 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LA000410 憲法Ⅱ（総論・統治機構）B組 荒邦 啓介 秋期 月曜日 3時限 521教室 秋期 火曜日 2時限 521教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U

科目の趣旨	憲法学のなかでも、いわゆる統治機構論を取り上げる。国会、内閣、裁判所といったわが国の主要な国家機関について、その法的地位、権限行使の内容、手続、制約などを、統治機構全体の中に体系的に位置づけつつ考察する。静態的な制度論のみならず、動態的な現実の運用にも注目し、人権保障に適った統治機構の在り方を追求する。その前提として、憲法学の総論ないし基礎理論についても、若干の分析を加える予定である。
授業の内容	日本国憲法を含め、近代以降の憲法とは、何のための、どのような法なのか。特にその総論および統治機構のさまざまな論点を、日本国憲法の諸規定を順々に追いながら考えていく。その際、「科目の趣旨」にもあるように、憲法の解釈を中心論点としながらも、それを考えるために、憲法史的な観点や、他国の憲法規定のありようなども参照する。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	(1) 講義内容を理解したうえで、総論および統治機構の基礎的な理論や用語について説明できる。 (2) 現実の社会で生じている総論および統治機構上の諸問題について、日本国憲法と結びつけて分析・考察できる。
授業形態	講義
授業方法	講義形式で行う。事前にmanabaに講義資料をアップロードするので、各自で印刷をするか、授業中にPC、タブレットなどで参照すること。なお、リアクションペーパーの提出を求める場合がある。
	【第1回】イントロダクション、総論および統治機構を考える意味
	【第2回】憲法の内容、立憲主義と憲法
	【第3回】日本憲法史（1）明治憲法の成立と運用
	【第4回】日本憲法史（2）日本国憲法の成立
	【第5回】国民主権
	【第6回】象徴天皇制度
	【第7回】平和主義（1）9条の成立と解釈
	【第8回】平和主義（2）安全保障と憲法
	【第9回】国会（1）地位
	【第10回】国会（2）組織
	【第11回】国会（3）活動、権限
	【第12回】国会（4）政党
	【第13回】小テスト（第1回）とその解説
	【第14回】内閣（1）地位
	【第15回】内閣（2）組織
	【第16回】内閣（3）活動、権限
	【第17回】内閣（4）議院内閣制
	【第18回】裁判所（1）地位
	【第19回】裁判所（2）組織
	【第20回】裁判所（3）活動、権限
	【第21回】裁判所（4）違憲審査制
	【第22回】財政
	【第23回】地方自治（1）地方制度の来歴

【第24回】地方自治（2）分権改革以降の地方自治制度

【第25回】憲法改正

【第26回】まとめ（統治機構を考える意味の再確認）、小テスト（第2回）

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

【事前学修】授業各回のテーマにかかわる教科書の該当箇所を読み、法律学系の事典や辞書も用いながら、理解を深めること。

【事後学修】授業中に紹介した文献なども利用しつつ、自身のメモを整理し、関係する現実社会での憲法上の問題を探すと。

小テスト（第1回）（50%）および小テスト（第2回）（50%）によって、到達目標（1）（2）が達成できているかどうかを基準に評価する。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

【教科書】神野潔・岡田順太・横大道聡編『教養憲法』（弘文堂、2024年）

【指定図書】長谷部恭男ほか編『憲法判例百選 I・II』第8版（有斐閣、2025年）

※なんでもよいので最新版の六法を用意しておくこと。『ポケット六法』（有斐閣）や『デイリー六法』（三省堂）が一般的で、年度ごとに新しいものが刊行されている。なお、すぐに参照できるのであればアプリなどで参照しても構わない。

質問などは歓迎する（重要な質問を受けた場合には、講義中にフィードバックする）。また、講義で取り上げられるトピックには限りがあるため、事前・事後学修などを通して、さまざまな憲法上の問題や論点にみずから触れるようにしてほしい。

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報 単位数 受講可能学部 備考	法律学科 LA301 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LA000600 消費税法 肥後 治樹 秋期 金曜日 2時限 552教室 2 B/E/L/I/C 実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	消費税は昭和63年に我が国に導入された新しい税ではあるが、税収に占めるウエイトにおいては所得税、法人税と並び基幹的な税目となっている。特に直接税と間接税とのバランスが重視されつつある、現在の税体系の中では、間接税として不可欠の税目ともなっている。本講義では、消費税法の学習を通じ、危機にある日本財政の再建の鍵となる税目であるとともに、間接税としては最も精緻な仕組みとされる同税の全体像について、受講生が理解することを目指したい。 国民生活や経済取引に密接に関わり、現在の税制や社会保障制度を支える基幹的な税となっている消費税について、創設の経緯や背景、その役割などを説明した上で、事業者が課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を差し引いて納付し最終的に消費者が負担すると云うその仕組みと計算に関する基本的な規定（項目）などを講ずる。 各講義における各項目ごとにレジュメを作成し、導入部分として、その内容に関連する新聞記事等を題材にし、各項目の内容について、まず逐条的な説明を行うことを基本とし、随時、受講者との質疑応答を挟み、双方向的な内容になるように努める。また、随時、理解度確認テスト等を実施し、受講生の理解度を確保することとする。また、関連する映像資料等も活用する。
授業の内容	レジュメ等は、事前に電子媒体のものをmanabaで提供するとともに、紙媒体のものを教室において配付する。 学生は、消費税が創設された背景等についての理解を深めた上で、消費税の仕組み及び計算に係る専門的知識を習得するとともに、仕入税額控除、簡易課税制度、さらには、近年導入された軽減税率制度等、消費税法の解釈に当たった重要な論点について理解する。
科目の到達 目標 （理解のレ ベル）	
授業形態	講義 各講義における各項目ごとにレジュメを作成し、導入部分として、その内容に関連する新聞記事等を題材にし、各項目の内容について、まず逐条的な説明を行うことを基本とし、随時、受講者との質疑応答を挟み、双方向的な内容になるように努める。また、関連する映像資料等も活用する。
授業方法	レジュメ等は、事前に電子媒体のものをmanabaで提供するとともに、紙媒体のものを教室において配付する。 なお、また、随時、授業中に授業の理解度を確保する理解度確認テスト（小テスト）等を実施し、受講生の理解度を確保することとする。 【第01回】 租税法共通01・租税史：租税法とはどのようなものかにつき、租税史として、租税の歴史的な経緯を中心に講ずる。 【第02回】 租税法共通02・租税：租税法とはどのようなものかにつき、租税の意義や目的、分類等を中心に講ずる。 【第03回】 租税法共通03・租税法：租税法とはどのようなものかにつき、租税法の意義や目的等を中心に講ずる。 【第04回】 租税法共通04・間接税、消費税法01・概要：消費税とはどのような租税か、間接税の概要について説明した上で、消費税の全体像を概括的に講ずる。 【第05回】 消費税法02・課税対象：消費税の課税対象となる取引（資産の譲渡等）とはどのような性質のものかにつき、課税対象となる国内取引及び輸入取引について具体的に講ずる。 【第06回】 消費税法03・非課税取引、消費税法04・免税取引：資産の譲渡等のうち、消費税を課さないこととされるものはどのようなものか、また、消費税を免除される輸取出取引及び輸出に類似した取引はどのようなものか講ずる。 【第07回】 消費税法05・納税義務者：消費税の納税義務者につき、国内取引、輸入取引について、具体的に講ずる。 【第08回】 消費税法06・納税義務の成立：消費税の納税義務は、具体的にどのように成立するかについて講ずる。 【第09回】 消費税法07・課税標準：消費税の課税標準である課税資産の譲渡等の対価の額等について講ずる。 【第10回】 消費税法08・税率：消費税の税率について、国税としての税率、標準税率と軽減税率、他国との比較なども紹介しながら講ずる。 【第11回】 消費税法09・税額の計算、消費税法10・税額控除：消費税の税額の計算方法につき、また、仕入税額控除等につきその仕組み等について講ずる。 【第12回】 消費税法10・税額控除（続）：仕入税額控除等につきその仕組み等について講ずる。 【第13回】 消費税法11・申告・納付：消費税の申告・納付の仕組み等について講ずる。
授業計画 事前・事後学 修に必要な時 間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。 (1) 事前・事後学修に必要な時間〔固定〕 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、2時間半程度である。

(2) 事前・事後学修の内容

講義時間には制約があり、説明等できる内容は限られていることから、講義内容に関する指定図書等による予習・復習は不可欠である。また、事前にmanaba等において配付し、講義で使用（掲示）するレジユメ等については、講義外においても熟読することが求められる。

また、日々、税金関係のニュースなどに関心を持つように心がけてもらいたい。

事前・事後学修の内容

試験等（小テストを含む。）50%、平常点50%（授業時の積極的な発言など授業への参加度等）を目安とする。講義中の長時間の離席は、欠席とし、講義中の不適切な行為等については、厳正に対処する。

また、学生の事情により、オンラインでの受講を認める場合があるが、その場合における不適切な行為についても、厳正に対処する、

なお、欠席回数が全体の1/3を超えた場合（つまり、5回欠席すると）、原則として成績評価の対象としない。

成績評価方法・基準
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法

本授業での課題（プレゼンやレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行う。

9 教科書・指定図書

講義はレジユメを作成して進めるので、「教科書」は特に指定しない。

参考図書としては、次のものがあるので、適宜参照すること。

- ・ 税務大学校講本『消費税法（令和8年度版）』

(<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/syouhi/mokuji.htm>)

教科書・指定図書

(1) 出欠

・ 基本的に、教室で出欠を取る。また、小テストによっても出欠を判断する。

・ 講義開始後20分までに入室した学生は、「遅刻」としては扱わない。

・ 講義中の入退室は、災害時などの緊急時を除き前方のドアからのみ認める。

講義中に退室する学生は、教員の許可を得ること。

(2) 講義中の態度

・ 講義中は、私語など他の学生に迷惑になる行為等は慎むこと。他の学生の迷惑になる行為等を慎まない学生には、退室を求める場合もある。

・ （繰り返しになるが、）講義中の入退室は、前方のドアからのみ認める。講義中に所用等により一時退室する学生は、教員の許可を得ること。

・ 講義中に無断で退室した学生については、「出席」としては扱わない。

・ 小テストにつき、他の学生の解答を丸写しするような行為も許されるものではない。このようなあからさまな不適切行為については、厳正に対処する。

・ 授業の進行に当たっては、紙媒体のレジユメを配付するので、授業中は、小テストの時間を除き、スマホ等の使用・利用は認めない。

(3) 欠席

次の場合は、「欠席」であっても、事情を斟酌し、成績評価の対象となる「出席・欠席」回数の計算に当たって「欠席」としないことがあり得る。ただし、平常点上はあくまでも「欠席」として取り扱う。

・ 大学公認の部活動などにより講義に出席できない場合。ただし、「スポーツ振興課」押印のある「授業欠席届」を提出すること。

・ 就職活動などにより講義に出席できない場合。ただし、「キャリアセンター承認印」の押印のある「授業欠席届」を提出すること又は同等の措置を講ずること。

・ インフルエンザ、新型コロナウイルスへの罹患などにより講義に出席できない場合。ただし、医師の診断書、領収書等を提出すること（コピーでも可）又は同等の措置を講ずること。

(4) その他

・ 講義中に入退室をせざるを得ないなどの個人的な事情のある学生は、事前に担当教員に相談すること。

・ その他、考慮・斟酌すべき事情等がある学生は、遠慮なく担当教員に相談すること。

履修上の留意点
更新日

2026/3/18

開設	法律学科
科目ナンバー	LA203
カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連)	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LA000900
講義名	租税法
担当者名	谷口 裕之
開講情報	春期 火曜日 1時限 543教室 春期 火曜日 2時限 543教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

科目の趣旨	<p>租税法は公法の分野に属し、行政法の一部を構成する。本講義は、租税法全般を対象とする。具体的には、まず、租税法の基本理念及び特質を解明し、租税債権債務の実体および手続に関する法学理論を中心として講義する。これに加えて、租税法の背後にある税制上の諸問題・税務行政上の側面にも言及する。</p> <p>本学法学部においては、隔年で実施される「所得税法」(奇数年度)、「法人税法」(奇数年度)、「消費税法」(偶数年度)、「国際租税法」(偶数年度)を踏まえ、本「租税法」の講義においては、それらの前提となる「入門(基礎)編」として、租税法総論と主要な租税法の概論を中心に講義する。</p> <p>全体として、これまで租税になじみのなかった受講者に対し、できるだけ身近な素材も取り上げ、租税法の全体像について概観する。</p> <p>租税法総論については、租税法の基本的な概念等について説明する。</p> <p>主要な租税法の概論については、所得税法、法人税法及び消費税法について、それぞれの課税要件を中心に、立法趣旨にも触れつつ、説明する。</p>
授業の内容	<p>税務職員、税理士(事務所職員)など税務に関する職業についても取り上げる。</p> <p>学生は、租税法の基本的原理、また、所得税法、法人税法及び消費税法といった主要な租税法の概要を学習することにより、これらの租税法に関する基本的知識を身につけることができる。</p> <p>また、租税を巡る社会の出来事等について関心を持ち、理解できるようになる。</p>
科目の到達目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義
授業方法	<p>原則、対面方式で実施する。</p> <p>概ね、1週間前に教材の予習すべき箇所、ポイント等を知らせるとともに、必要に応じ資料をmanabaに掲載する。</p> <p>学生との質疑応答を行い、双方向的な講義になるよう努める。また、随時、理解度を確認する小テスト等を実施し、学生の理解度を確認する。</p> <p>【第1回】ガイダンスほか</p> <p>【第2回】租税法総論①租税の意義、税目の種類・特徴</p> <p>【第3回】租税法総論②租税法の法体系上の位置づけ</p> <p>【第4回】租税法総論③租税法の法源及び租税通達の意義</p> <p>【第5回】租税法総論④租税法律主義</p> <p>【第6回】租税法総論⑤租税公平主義</p> <p>【第7回】租税法総論⑥租税法の解釈</p> <p>【第8回】税務職員、税理士(事務所職員)の仕事</p> <p>【第9回】所得税の意義、性格等</p> <p>【第10回】所得税の納税義務者等</p> <p>【第11回】所得分類①利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得</p> <p>【第12回】所得分類②給与所得ほか5つの所得</p> <p>【第13回】所得計算等</p> <p>【第14回】所得税法の論点</p> <p>【第15回】法人税の意義、性格等</p> <p>【第16回】法人税の納税義務者等</p> <p>【第17回】法人所得の意義</p> <p>【第18回】法人税の課税標準</p> <p>【第19回】法人所得の計算等</p>

- 【第20回】法人税法の論点
- 【第21回】消費税の意義、性格等
- 【第22回】消費税の課税の対象
- 【第23回】消費税における非課税と免税
- 【第24回】消費税の納税義務者等
- 【第25回】消費税の計算等

【第26回】消費税法の論点

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

講義においては、その時点で話題になっている税制改正等、税金に関連するトピックスなども取り上げるので、日頃から関心を持つこと。
講義の際、理解度を確認する小テスト等を行うので、事前に指定したテキスト等の予習及び復習を欠かさないこと。

成績については、講義の際に行う小テスト等：70%、平常点等：30%。
なお、出席回数が3分の2に満たない場合は評価しない。

小テスト等の講評・解説については、原則として授業内で行う。

教材として

・税務大学校講本『税法入門（令和7年度版）』
（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/nyuumon/pdf/all.pdf>）。講義開始後『税法入門（令和7年度版）』がHPに掲載される（掲載時期は未定）。

必要に応じ、下記の該当ページを参照する。

- ・税務大学校講本『所得税法（令和7年度版）』
- ・税務大学校講本『法人税法（令和7年度版）』
- ・税務大学校講本『消費税法（令和7年度版）』

日頃から社会的に話題になっている「税金」について、関心を持つこと。

また、租税法を理解するにあたっては、行政法、民法等と関連することもあるので、これらの法律についても関心を持つことが望ましい。

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LA307 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LA001200 国際法 福王 守 春期 金曜日 1時限 554教室 春期 金曜日 2時限 554教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	<p>私たちが生活している社会には、秩序を維持するためにルール（法）が存在するのと同じく、国際社会にもそのようなルールが存在する。それが国際法である。今日のように私たちの日常生活が国際化し、また、国際社会を相手に経済活動が活発に行われるようになると、国際交流の専門家や国際的ビジネスマンはもちろん、一般の人々にとっても、国際社会の仕組みや国際法の知識を十分に理解することは重要である。そこでこの科目では、(1)国際法の基本構造、(2)国家に関する国際法の規則、(3)国家の領域に関する基本的な事柄とそれに対する国際法の取り組み、(4)人道および人権に関わる問題、(5)国家間の紛争解決に関する規則などの国際法の基本を中心に国際法に対する理解を深めていくことを、目的とする。</p> <p>本講義の前半では、近代以降の市民社会の変遷を踏まえながら、基礎知識の習得と問題分析の方法を学ぶ。具体的には、実定国際法の法源としての、条約・慣習国際法との関連から日本の安全保障、外交関係および民族自決の問題を扱う。次いで、国家概念との関連から国家承認、テロリズム、領域、および海洋法の問題を扱う。</p> <p>後半では、より個別的なテーマについて学ぶ。国際人権法分野では刑罰制度の問題を、国際環境法分野では地球温暖化問題を扱う。次いで、国際社会の平和的共存に向けた課題を検討する。具体的には、国家責任、戦争の違法化（国際人道法分野）、紛争の平和的解決方法、軍縮と核兵器、および集団的安全保障について関連事例とともに理解を深める。</p>
授業の内容	<p>現代の国際社会を、国際法という枠組を通じて構造的に把握する力を身につける。その上で、未解決の国内社会および国際社会の問題について、法的に分析しつつ解決に向けた筋道が立てられるようになる。</p> <p>前半授業においては、国際法の歴史と理論を理解した上で、独立した主権国家の観点から国際問題を分析して考察できるようにする。後半授業においては、さらに国境を超えた普遍的視点を養いながら、人類の平和的共存に向けた法的課題を分析して考察できるようにする。</p>
科目の到達 目標 (理解のレベル)	講義
授業形態	<p>授業形態は対面で行う。遠隔授業システムとしてmanabaを使用する。</p> <p>授業は、国際法教科書、条約集を参考に配布レジュメに沿って進めていく。重要な条約については、(可能な範囲で) 交読しながら法文の意味を読み解く。また、毎回のレポート提出を通じて質疑応答を適宜行いながら、理解度を確認しつつ授業を進めていく。その上で、資料プリントを配布して視覚教材とするともに、最新の事例研究等に役立てる。</p>
授業方法	<p>【第1回】 はじめに：この授業の目的・内容・学習方法について 内容：本講義の目的・趣旨・到達目標および受講に当たっての留意点（シラバスより）</p> <p>【第2回】 現代国際法の構造：国際社会の法構造の特徴 内容：国際社会の特徴および国際法の意義と問題点（テキスト 2-7頁）</p> <p>【第3回】 国際社会の変遷と国際法（1）：近代市民社会と実定国際法学の確立 内容：近代市民社会の特徴および実定国際法学の意義（テキスト 13-15頁）</p> <p>【第4回】 国際社会の変遷と国際法（2）：20世紀から現代までの国際法学の展開 内容：19世紀以降の国際社会の展開および国際法が果たしてきた役割（テキスト15-21頁）</p> <p>【第5回】 現代国際法の構造（1）：国家間の明示的合意としての「条約」 内容：実定国際法学における法の捉え方および形式的法源としての「条約」（テキスト78-83、128-132頁）</p> <p>【第6回】 現代国際法の構造（2）：条約と国内法の衝突問題 内容：日本国憲法における条約の位置づけおよび砂川事件最高裁判決の問題点（テキスト128-132頁）</p> <p>【第7回】 現代国際法の構造（3）：国家間の黙示的慣行に基づく「慣習国際法」 内容：ICJ規程第38条の意義および形式的法源としての「慣習国際法」（テキスト83-89、200-201頁）</p> <p>【第8回】 現代国際法の構造（4）：慣習国際法をめぐる問題 内容：慣習国際法としての「外交使節の尊重」および「人民の自決権」の概要と事例研究（テキスト10、50-59、148、249-240、244-245、254-255頁）</p> <p>【第9回】 国際法の主体（1）：国家の成立要件と権利義務 内容：関連条約を通じた国家の成立要件（要素）の把握および基本的な権利義務内容（テキスト22-23、33-37頁）</p> <p>【第10回】 国際法の主体（2）：国家承認 内容：国家承認の意義およびその効果に関する2つの学説の対立（テキスト22-33頁）</p> <p>【第11回】 国際法の主体（3）：国家承認をめぐる今日の問題</p>

内容：国家承認をめぐる今日的事例の研究および問題背景の分析（テキスト22-23、266-268、370-372頁）

【第12回】 国際法の客体（1）：国家の領域と非領域

内容：国家領域と非領域の定義と種類および関連問題の背景と原因の分析（テキスト171-187、211-232頁）

【第13回】 国際法の客体（2）：海洋法

内容：国連海洋法条約成立の背景および「人類の共同財産」概念の意義（テキスト188-210頁）

【第14回】 14. 前半授業のまとめ：授業の総括と発展学修の手引き

内容：第2回から13回授業までの要点確認および受講生との質疑応答（テキスト該当頁）

【第15回】 国際法上の私人（1）：戦前から戦後までの国際人権保障のあゆみ

内容：国連創設の歴史的背景および国際法の対象としての人権の意味（テキスト233-242頁）

【第16回】 国際法上の私人（2）：国際人権章典の意義

内容：国連による人権保障の歴史および「人間平等取扱主義」と国際人権章典（テキスト 242-252頁）

【第17回】 国際法上の私人（3）：国際人権保障をめぐる課題と日本（刑罰問題）

内容：死刑制度をめぐる憲法および国際人権保障規準に照らした議論（テキスト242-252頁）

【第18回】 地球環境と法（1）：環境問題の国際化と国際的取組み

内容：国際環境法の形成過程および国連による「人間環境会議」の意義（テキスト172-174、316-317頁）

【第19回】 地球環境と法（2）：国際環境会議の進展と国際環境法の形成

内容「人類共通の関心事」概念の意味およびパリ協定の意義と課題（テキスト316-338頁）

【第20回】 国家責任：国際違法行為の特殊性と国家責任

内容：国内法体系と比較した国際違法行為の特殊性および国家責任の法典化と課題（テキスト 137-156頁）

【第21回】 国際紛争の解決方法（1）：戦争の違法化へのあゆみ

内容：戦争目的と実態の矛盾および「人間の尊厳」に照らした戦争違法化の経緯（テキスト16、386-396頁）

【第22回】 国際紛争の解決方法（2）：紛争の平和的解決方法と裁判

内容：国際紛争の平和的解決方法の種類および国際司法裁判の意義と事例（テキスト146、339-363頁）

【第23回】 国際紛争の解決方法（3）：軍備縮小と核兵器をめぐる国際司法裁判

内容紛争の平和的解決における軍縮の意義および核兵器使用に関するICJ勧告的意見の検討（テキスト360、368、391-394、399-406頁）

【第24回】 安全保障（1）：個別的安全保障と集団的安全保障

内容：集団的安全保障の意義および国連による強制措置と自衛権行使をめぐる問題（テキスト16-17、360-375頁）

【第25回】 安全保障（2）：集団的安全保障と平和維持活動

内容：国連の集団的安全保障体制におけるPKOの形成過程および現状課題と日本の関わり（テキスト67、373-385頁）

【第26回】 全体のまとめ：授業の総括と発展学習の手引き

内容：第14回から25回授業までの要点確認および受講生との質疑応答と総括（テキスト該当頁）

授業計画
事前・事後学
修に必要な時
間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

シラバスに沿って次回の学修部分について指示をするので、教科書の該当頁を一読してきてほしい。授業中は板書を写すだけでなく、重要な口述部分についても筆記に努めること。できれば当日中にノートの見直しを行い、配布プリントを整理すると授業理解度が高まる。不明な点は授業の前後にぜひ質問してほしい。なお、新聞やテレビ等の日々のニュースに接することで、授業内容の理解はさらに高まる。これらを通じて社会人としての一般常識をより高めていただきたい。

事前・事後学
修の内容

- ・授業出席を前提とした、毎回のレポート評価に基づく（100%）。
- ・26回のレポートの総合点で評価する（5点×26回＝130点を100点満点に換算）。
- ・レポートは授業日から3日後の12:30までに、亜細亜大学 manaba 内「国際法・課題提出欄」に提出すること。
- ・授業に出席せずにレポートを作成しても評価の対象とならない。
- ・単位取得の前提として、全授業回数における「18回（約70%）以上」のレポート提出が必要である。

成績評価方
法・基準
課題（試験
やレポート
等）について
のフィードバック
方法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行う。

（教科書・指定図書

教科書：

①中谷和弘・植木俊哉・河野真理子・森田章夫・山本良『国際法（第5版）』（有斐閣、2024年）

②植木俊哉・中谷和弘編集『国際条約集2026年版』（有斐閣、2026年）

教科書・指定
図書

国際法に基づく国際法秩序は、これまで学んできた国内法秩序と大きく異なります。毎回の授業ノートの見直しとプリントの

整理を継続してください。きっとどこかでニュースや社会問題を考えるヒントを得ることができると思います。お互いの考え方の違いを踏まえ、国際社会の平和的共存を図るための法的課題を共に考えていきましょう。毎回の授業の初めには、皆さんのレポート全体へのコメントを行い、ご質問にもお答えします。急がずに丁寧な授業を心がけて参ります。

履修上の留意点
更新日

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報 単位数 受講可能学部 備考	法律学科 LA303 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LA001300 国際租税法 猪野 茂 春期 金曜日 2時限 523教室 2 B/E/L/I/C/U
科目の趣旨	租税法体系のうち、国際取引に関連する課税問題の領域のみが本講義の対象となる。国際租税法の学習の重要性は次の点にある。すなわち、最近の目覚ましい国際取引の進展を背景に各国の課税権が競合すると、必然的に国際二重課税、非課税地帯が発生するので、これらを各国間で調整する必要がある。国際租税法の内容の主体は、二国間の「租税条約」と「租税法」の一部からなる。講義は、まず基礎理論を学習し、事例を交えつつ学習する。「租税法」で学んだ知識を前提として、国境を超えた経済活動に対する所得課税を中心とした課税ルールを学修する。具体的には、我が国の国民や企業が海外に進出する場合（アウトバウンド）、あるいは外国の国民や企業が我が国に進出する場合（インバウンド）における課税ルールや租税回避防止措置（移転価格税制や過小資本対策税制等）といった制度の仕組みについて、学修する。
授業の内容	国際租税法に関する基本的な知識を修得するとともに、国際取引にまつわる課税リスクやその回避についての基礎的な判断能力を涵養する。また、国際課税を巡る課税事件にかかる報道等について、理解できるようになることを目指す。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義 レジュメ（スライド）を用いた教員による解説を主として授業を行う。講義においては、関連する課税事件に係る報道などのトピックスなども取り上げる。必要に応じて学生との問答を通して、関連の知識を深めていくこともある。レジュメは、PDFファイル形式でmanabaにアップする。受講者は、毎回、該当のレジュメをダウンロード・印刷等しておくこと。
授業方法	なお、適宜のタイミングで小テストやリアクションペーパー作成を実施する。 【第1回】国際租税法の概要：国際課税とは何か、課税権、居住地国課税と源泉地国課税、課税権の範囲、課税権の調整等、国際課税の概要について説明する。 【第2回】納税義務者の区分（居住者と非居住者、内国法人と外国法人）と課税所得の範囲について説明する。 【第3回】国内源泉所得（1）：国内源泉所得とは何か、総合主義と帰属主義の相違と帰属主義への見直し、恒久的施設とは何かについて説明する。 【第4回】国内源泉所得（2）：国内源泉所得の種類と課税範囲について説明する。 【第5回】国内源泉所得（3）：租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得、所得源泉規定について説明する。 【第6回】インバウンド課税（1）：恒久的施設帰属所得の意義及びその範囲、課税標準の概要について説明する。 【第7回】インバウンド課税（2）：非居住者等の区分（非居住者、非永住者）及び区分に応じた課税態様について説明する。 【第8回】インバウンド課税（3）：非居住者等に対する源泉徴収 【第9回】アウトバウンド課税（1）：二重課税回避措置としての外国税額控除制度の意義と沿革、現行制度の概要について説明する 【第10回】アウトバウンド課税（2）：外国子会社配当益金不算入制度 【第11回】アウトバウンド課税（3）：外国子会社合算税制、コーポレートインバージョン対策合算税制の趣旨とその概要について説明する。 【第12回】課税権の確保（1）：移転価格税制の意義及び制度の概要、具体的な適用事例等について説明する。 【第13回】課税権の確保（2）：過小資本税制、過大支払利子税制、グローバルミニマム課税制度のそれぞれの意義及び制度概要について説明する。
授業計画	
事前・事後学 修に必要な時 間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学 修の内容	レジュメの事前の読み込みと授業後の復習を行うこと。 小テストで誤答したものについて正解を確認しておくこと。リアクションペーパーについては適宜フィードバックを行うので、内容を確認すること。 また、新聞において掲載される国際課税事件に関する報道などには日常から関心を持って読み、理解に努めること。疑問に思った点については、遠慮なく指導教員に質問（口頭、メールなど）すること。
成績評価方 法・基準	成績は、①各回の授業内において実施する小テスト結果及び受講態度等、②予習復習の有無等により評価する。なお、欠席が5回以上の場合、単位認定しない。

課題（試験
やレポート
等）について
のフィードバック
方法
教科書・指定
図書
履修上の留
意点
更新日

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

事前配付するレジユメ等の資料を教材とするが、必要に応じ授業中に参考教材を紹介する。

この科目の受講に当たっては、「租税法」を履修済みであることが望ましい。

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報 単位数 受講可能学部 備考	法律学科 LA204 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LA001500 環境法 横内 恵 秋期 月曜日 3時限 551教室 2 L
科目の趣旨	環境問題によって生じた被害の救済や、環境保護を目的とした法の分野を環境法という。環境法は、行政法、民法、国際法をはじめ、憲法、刑法などに関わる応用的な分野であるが、この科目では行政法分野を主な対象とする。国内および国際的な環境法が発展してきた経緯を踏まえて、国内環境法の基本的な考え方や、主要な分野の法制度やそれをめぐる訴訟について、基本的な内容を解説する。
授業の内容	学期前半では、環境法総論分野の解説を行う。その後は個々の法制度について解説する。国内の環境行政法分野を中心として扱うが、適宜、国際環境法の動向や、国内の公害訴訟・環境訴訟にも言及する。 様々な環境問題に対する事前の防止や事後的な紛争解決において法の果たす役割について、理論的かつ総合的に理解すること。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義
授業方法	講義形式で授業を行う。主にパワーポイントを使用し、教科書を参照しながら解説を行う。 毎回の授業中に、リアクションペーパーの提出を求める（レスポンス、manabaでの提出を含む）。 【第1回】環境法の基本的な考え方 【第2回】環境法の手法 【第3回】環境法の歴史① 【第4回】環境法の歴史② 【第5回】環境基本法 【第6回】生物多様性に関する法制度 【第7回】自然公園法 【第8回】環境アセスメント 【第9回】循環基本法・廃棄物処理法 【第10回】大気汚染防止法・水質汚濁防止法 【第11回】土壌汚染対策法 【第12回】事例学習 【第13回】小試験（理解度確認）及び解説
授業計画 事前・事後学 修に必要な時 間	なお、上記計画は、受講生の理解度等に応じて変更されることがある。 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学 修の内容	毎回の授業前に、教科書や講義スライドや配布資料を読むことを求める。（所要時間：1～2時間） 毎回の授業後に、教科書や講義スライドや配布資料を用いた復習を行うことを求める。（所要時間：1～2時間） また、授業中に、次回の授業に向けて課題を出すこともある。その場合には事前学習としてその課題に取り組むことを求める。 （所要時間：1時間程度） 小試験（100%）を基本とする。
成績評価方 法・基準	その上で、合計点が100点を超えない範囲内で、リアクションペーパーの点数を上限12点として試験の得点に加算する。
課題（試験 やレポート 等）につい てのフィード バック 方法	本授業での課題（試験等）の講評・解説は、授業内に口頭にて、又はmanaba上にて、行う予定である。
教科書・指定 図書	北村喜宣『環境法〔第6版〕』（弘文堂、2023年）。 特になし。

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB101 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB000100 民法Ⅰ（総則）A組 鹿島 秀樹 春期 月曜日 2時限 521教室 春期 木曜日 2時限 521教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U
科目の趣旨	民法の膨大な体系をまとめ、その通則として総則をおくのが、パンデクテン・システムである。内容的な分析を加えると、いわゆる家族法までの通則足りているのか、との問題もあるが、権利の体系、法人、法律行為・意思表示、代理、無効と取消、時効、更には条件・期限・期間は通則としての意味や機能をそれなりに果たしている。物権以下の民法を学んだ後にもう一度振り返ってみれば、総則の深みがわかってくると思われる。
授業の内容	民法（主として財産法部分）に関する通則的なルールを学ぶ科目である。まずは民法という法律そのものについて基礎的知識を得たうえで、引き続き、「権利の主体・客体」、「法律行為論」、「法人」、「代理」、「時効」といった総則の基本テーマの学びに入る。通則ルールであるし、入門事項ではあるものの、内容は決して単純でない。むしろ抽象的でイメージが掴めないと思う人も出てくるであろう。民法学修の道程において、序盤の「難関」ということができる。当授業では、こうした内容を有する総則につき、平成29年の法改正を踏まえ、できる限り分かりやすく講述する。 受講者は、初めて法律を学ぶ者ばかりのほうである。しかも、民法総則は容易に理解できる学問領域ではない。したがって、到達目標は次のレベルに設定する。 受講者諸君は、①民法総則の体系（目次程度のもの）を押さえたうえで、既に述べた基本テーマに関する基礎的な知識・概念を頭に定着させる。これが第一の目標である。②次いで、①の理解をもとに、簡単な「設例」に自ら文章を書いて答えることができる程度の応用力を身に付ける。③歴史的視点や公務員試験の過去問にも触れ、民法全体及び各種試験に対する興味・関心を持つ。
科目の到達 目標 （理解のレ ベル） 授業形態	講義
授業方法	事前配布資料（レジュメ等）は、授業前に授業支援システム(manaba)上にアップする。学生は、それらをもとに予習した上で授業に参加する。 授業自体は、対面式で実施する。 授業内容に対する質問につき、授業終了後にmanaba及びGmailで適宜回答する。 なお、授業は、理解を徹底させるために余裕をもったペースで進める。仮にシラバス上の積残し事項を生じた場合は、YouTubeにアップした動画でフォローする。
授業計画 事前・事後学 修に必要な時 間	【第1回】ガイダンス・民法とは何か 【第2回】民法の基本原則 【第3回】権利の主体① 【第4回】権利の主体② 【第5回】権利の客体 【第6回】法律行為①（総論、成立要件、有効要件、法律行為の解釈） 【第7回】法律行為②（意思表示の概念・構造） 【第8回】法律行為③（意思の不存在、瑕疵ある意思表示） 【第9回】法律行為④（心裡留保） 【第10回】法律行為⑤（虚偽表示） 【第11回】法律行為⑥（錯誤） 【第12回】法律行為⑦（詐欺・強迫） 【第13回】法律行為⑧（意思表示補説） 【第14回】法人①（意義、種類、登記、機関等） 【第15回】法人②（対外的法律関係、消滅、権利能力のない社団等） 【第16回】代理①（意義、類型、基本的法律関係） 【第17回】代理②（無権・表見代理総論） 【第18回】代理③（表見代理各論①） 【第19回】代理④（表見代理各論②） 【第20回】代理⑤（無権代理の諸論点） 【第21回】代理⑥（代理補説） 【第22回】条件・期限、期間計算 【第23回】時効①（制度趣旨、法的構成、援用①） 【第24回】時効②（取得時効） 【第25回】時効③（消滅時効） 【第26回】時効④（時効障害、援用②）
事前・事後学 修の内容	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。 事前に配布した各回のレジュメにつき内容を通読しておく。その際、レジュメに引用されている条文を必ず六法で確認する。また、指定した教科書の該当ページに目を通して予習すること。この授業用に1冊のノート等を用意して、サブノート作りすることを推奨する。指定した授業時間の終了後には、自らが録ったノートやレジュメへの書き込みを見ながら、教科書の該当箇所を丁寧に読み込み、ノートの記載内容を整える（これが大事）。最後に、授業で出てきた条文を数回程度読み上げ、確認する。なお、この復習の過程で分からないことがあればmanabaまたはGmailで即質問。

- ① 授業期間内に2回実施するオンライン・テスト（いずれも簡単な正誤問題25問・各回の制限時間15分）＝50%
- ② 期末試験期間中に実施する対面式試験（事例を素材とした論述試験1問・40分）＝50%
- ③ その他、授業に熱心に参加して下さった方（授業時間内に質問に回答してくれたり、授業後に良質な質問してくれた方等）には適宜加点します。

成績評価方法・基準
なお、上記①・②の双方とも不正行為を行った者に対しては、厳しい処分等がされます。必ず、正々堂々と受験してください。
オンライン・テストについては、テスト終了直後に各自の点数、正解・平均点等が表示されるシステムになっている。期末試験については、試験終了時に模範解答を配布し、自己の採点結果については、質問した者に対してGmailで個別に回答する。
なお、レポートを課する予定はない。

課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法
（教科書）
教科書・指定図書 山田卓生ほか『民法I 総則[第4版]』有斐閣Sシリーズ（有斐閣）

この授業を楽しく、充実した状態で終わることができれば、民法の学修全体が上手く流れていくはずですが。逆に言えば、この授業の理解を疎かにするならば、ほぼ確実に民法を理解できずに大学生活を終えることとなります（終わられない人も出てくるはずですが）。
大学生生活冒頭の試練と考え、頑張ってください。

履修上の留意点
更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB101 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB000110 民法Ⅰ（総則）B組 草野 類 春期 月曜日 3時限 522教室 春期 木曜日 2時限 522教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	民法の膨大な体系をまとめ、その通則として総則をおくのが、パンデクテン・システムである。内容的な分析を加えると、いわゆる家族法までの通則足りえているのか、との問題もあるが、権利の体系、法人、法律行為・意思表示、代理、無効と取消、時効、更には条件・期限・期間は通則としての意味や機能をそれなりに果たしている。物権以下の民法を学んだ後にもう一度振り返ってみれば、総則の深みがわかっていくと思われる。 本講義は、民法の中でも、「第1編・総則」の部分に関する条文・制度、及びそれらをめぐる諸問題が主たる内容となります。本講義の前半において扱う「民法総則」は、主として、その後続く第2編・物権及び第3編・債権といった民法・財産法に共通して機能する事項を抽出して一般化した部分であるため、その理解には相当な苦勞を余儀なくされることと思います。しかし、これらの領域を理解することは、民法全体を正確・適切に把握するために必要となるだけでなく、——民法が私法的一般法であるという点からして——他の法律との関連においても大変重要となるということがいえます。そのため、総則の枠にとどまらず、民法のその他の領域及び関連諸法に関しても横断的な目配りをする必要を心がける必要があるでしょう。
授業の内容	先述のとおり、「民法総則」分野は、民法・財産法に共通して機能する事項を抽出して一般化した部分ですが、受講生の皆さんが、同分野に関する諸々の基礎的概念や制度、重要論点をめぐる判例・学説の展開を正確に理解し、「民法学習の礎」を築けるようにすること、ひいては、その後続く物権、債権分野への「橋渡し」となるような知識・理解を獲得できるようにすることが、本講義の目標です。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義 授業は以下のような方法で行うことを予定しています。
授業方法	<ul style="list-style-type: none"> ・各回ごとに、授業支援システム（manaba）を用い、テキストの学習対象範囲、資料等を事前に提示する。 ・受講者は、manaba上に提示された資料類をダウンロード・印刷のうえ、毎回の授業に臨む。 ・授業期間内にはいくつかの課題を提示する（課題は、確認テストやミニレポートを予定している）。課題についての詳細は、課題提示時（事前）に指示する。 ・課題に対する全体的な講評等も、授業支援システム（manaba）上で行う予定である。 <p>※その他、具体的な学習方法や注意点等については、初回授業時に指示します。 ※概ね、以下の通りを行うことを予定していますが、項目によって、扱う内容量に差があるため、若干のずれが生じること、また、場合によって内容を前後させることがありうることは、予めご承知おきください。</p> <p>【第1回】 民法とは何か？～民法入門～</p> <p>【第2回】 民法の基本原則</p> <p>【第3回】 権利主体としての自然人①～自然人をめぐる基礎的事項～</p> <p>【第4回】 権利主体としての自然人②～制限能力者制度～</p> <p>【第5回】 権利客体としての物</p> <p>【第6回】 法律行為①～基礎理論～</p> <p>【第7回】 法律行為②～民法90条をめぐる諸問題～</p> <p>【第8回】 意思表示の構造</p> <p>【第9回】 心裡留保／虚偽表示①</p> <p>【第10回】 虚偽表示②～民法94条2項をめぐる問題～</p>

【第11回】
錯誤①～基礎的事項～

【第12回】
錯誤②～錯誤をめぐる諸問題～

【第13回】
詐欺・強迫①～基礎的事項～

【第14回】
詐欺・強迫②～詐欺・強迫をめぐる諸問題～

【第15回】
代理①～代理制度概観～

【第16回】
代理②～代理の要件・効果～

【第17回】
代理③～無権代理～

【第18回】
代理④～表見代理～

【第19回】
権利主体としての法人①～法人をめぐる基礎的事項～

【第20回】
権利主体としての法人②～法人をめぐる諸問題～

【第21回】
無効・取消

【第22回】
条件・期限／期間

【第23回】
時効①～時効制度概観～

【第24回】
時効②～取得時効～

【第25回】
時効③～消滅時効～

【第26回】
民法総則の総復習～各概念・制度の体系上の位置づけ～

授業計画
事前・事後学
修に必要な時
間
本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

シラバス記載の授業計画を参照し、次回授業で扱う予定の範囲・テーマにつき、教科書の該当箇所を読み込んだうえで、各回の授業に臨んでください（予習時点で、学習項目を頭の中で「目次」化し、どこが分かってどこが分からないかを明確にして授業に臨めば、メリハリの利いた受講ができることと思います）。

また、各種課題、試験は、当然、授業で扱うテーマからの出題となります。各回の受講を大切にしてください。

確認テスト・ミニレポート、及び定期試験を成績評価の対象とします。

評価割合は、確認テスト・ミニレポート：40%、定期試験：60%とします

（何らかの事情により、上記の成績評価配分また成績評価方法に変更を加える必要が生じた場合には、学期中、事前に伝達致します）。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行います。

■テキスト：小野秀誠ほか著『新ハイブリッド民法1（民法総則）〔第2版〕』（法律文化社、2023年）

ISBN 978-4-589-04293-4

※電子書籍版でも結構です。

なお、本講義において上記テキストを選定した理由については開講時に説明します。また、その他必要な文献（予習・復習のために用いる参考書類）については、開講時以降、適宜こちらから指示・紹介することとしたいと思います（必要に応じて、参考資料の類を配信することもあります）。

教科書・指定
図書

履修上の留意点
更新日

学習時には、六法（＝主要な法令を掲載した条文集。コンパクトなものでよい）を傍らに置き、条文を参照しながら取り組んでいただきたいと思います（詳細は、初回授業時に指示します）。

2026/3/18

開設	法律学科
科目ナンバー	LB201
カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連)	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LB000200
講義名	民法Ⅱ (物権) A組
担当者名	田中 謙一
開講情報	春期 月曜日 1時限 200教室 春期 木曜日 1時限 200教室

単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

科目の趣旨	民法の一分野で、物と人との諸関係を取り上げる。前半は物権法総説の部分で、後半は担保法の一分野である。前半では、導入部としての物権・債権峻別論から始まり、物権的請求権や物権変動を中心とし、各種の物権を見る。後半は債権での議論を想定しつつ、いわゆる物的担保として、抵当権を中心に取り上げる。それ以外に、留置権、先取特権、質権があり、非典型としては仮登記担保、譲渡担保、所有権留保がある。
授業の内容	この授業は、民法典第二編物権に規定されたさまざまな法制度を学習します。ただ、それだけでなく、多くの受講生が二年生であることを考慮し、三年生以降の専門演習などで必要となる、発展的な学習方法を身につけることができるよう配慮したいと思います。 提供される知識の量・レベル (専門性) は、かなり抑えてあります。具体的には、法学検定のベーシックレベルの合格に必要な程度です (満点合格には不十分です)。したがって、公務員試験や法曹を目指す方は、自主的に知識を補足していただく必要があります。
科目の到達目標 (理解のレベル)	このような方針を採るのには明確な理由があります。それは、授業の内容でも書きましたように、この授業が、「多くの受講生が、大学に入学して初めて受ける法律の授業」であるためです。初めて法律を学習するにもかかわらず、提供される知識の量が膨大であると、それだけで学習を放棄し、民法が嫌いになってしまう可能性が高いのです。
授業形態	講義
授業方法	この授業は講義形式の授業です。毎回の授業では、教科書・六法、および、担当者が作成した資料を使用します。配布資料はmanabaを通じて公開します。履修者は、事前に資料を印刷するか、PCやパッドなどを持参し、授業中に資料を閲覧できるようにしてください。 【第1回】物権法の全体像 【第2回】物権変動 (1) ～契約による物権変動のコントロール、物権変動の公示と公信～ 【第3回】物権変動 (2) ～不動産登記制度の枠組み～ 【第4回】物権変動 (3) ～対抗要件主義～ 【第5回】物権変動 (4) ～背信的悪意者、取消し・解除と登記～ 【第6回】物権変動 (5) ～取得時効と登記～ 【第7回】物権変動 (6) ～相続制度と登記①～ 【第8回】物権変動 (7) ～相続制度と登記②～ 【第9回】物権変動 (8) ～動産に関する物権変動～ 【第10回】物権変動 (9) ～即時取得～ 【第11回】物権変動 (10) ～占有改定・指図による占有移転と即時取得～ 【第12回】占有権 (1) ～占有権の意義、占有の分類～ 【第13回】占有権 (2) ～占有権と本権、占有の訴え～ 【第14回】所有権 (1) ～所有権の内容、相隣関係～ 【第15回】所有権 (2) ～所有権の取得、添付～ 【第16回】所有権 (3) ～共同所有の意義～ 【第17回】所有権 (4) ・用益物権 【第18回】担保物権の意義 【第19回】担保物権の種類 【第20回】留置権

【第21回】先取特権

【第22回】質権（1）～質権の意義～

【第23回】質権（2）～優先弁済的効力（動産質権の実行）～

【第24回】抵当権（1）～抵当権の特徴～

【第25回】抵当権（2）～抵当権の効力～

【第26回】抵当権（3）～法定地上権～

授業計画 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修に必要な時間

事前・事後学修の内容 指定した教科書は、非常にわかりやすい教科書です。ただ、それでもわからないことがあるかもしれません。その時には、ぜひLINEなどを通して、ご友人同士で話し合ってみてください。

授業『外』で実施する、manabaを通じたオンラインテスト×4～5回：60%
定期試験期間に実施する教場試験：40%
※オンラインテストは、指定した週の土曜日0：00～日曜日23：55の約48時間で実施します。
※実施回数に関しては、授業の進み具合なども考慮し、回数を変更する場合があります。

成績評価方法・基準 本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法

教科書・指定図書 小山泰史他『新ハイブリッド民法2 物権・担保物権法〔第2版〕』（法律文化社、2023年）
※六法はお持ちのことと思いますので、改めてご購入いただく必要はありません。

履修上の留意点 特になし。

更新日 2026/3/18

開設 法律学科
 科目ナンバー LB201
 カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連) <https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html>
 講義コード 1LB000210
 講義名 民法Ⅱ(物権) B組
 担当者名 木原 浩之
 開講情報 春期 月曜日 2時限 511教室
 春期 木曜日 2時限 511教室

単位数 4
 受講可能学部 B/E/L/I/C/U
 備考

科目の趣旨 民法の一分野で、物と人との諸関係を取り上げる。前半は物権法総説の部分で、後半は担保法の一分野である。前半では、導入部としての物権・債権峻別論から始まり、物権的請求権や物権変動を中心とし、各種の物権を見る。後半は債権での議論を想定しつつ、いわゆる物的担保として、抵当権を中心に取り上げる。それ以外に、留置権、先取特権、質権があり、非典型としては仮登記担保、譲渡担保、所有権留保がある。
 物権とは「物を直接排他的に支配することを内容とする権利」をいうが、講義内容は大きく「物権総論」と「担保物権」に分けられる。物権総論では「物権の意義と性質」、「物権の効力」および、「物権変動」に関する一般原則について、また、占有権、所有権および用益物権といった「各種の物権」について学ぶ。担保物権もまた、狭義には物権の一種であり(留置権、先取特権、質権、抵当権)、広義には非典型担保(譲渡担保、所有権留保など)を含むが、これらは債権の効力を強めその履行を確保する手段として(これを「債権の担保」という)重要な機能を果たしており、その内容を中心に学ぶことになる。
 そこで、まず、民法典における物権法の位置づけや構成について解説し、物権法の特徴や他の民法領域との相互関係を明らかにした上で、個々の制度を学ぶ上での注意点を挙げる。次に、「物権法」(物権総論・担保物権)の各種の法的概念や条文の制度趣旨を解説し、同時に、近時の立法(民法の一部改正、特別法)や判例・学説の動向にも言及する。また、できるだけ具体的な事例を取り上げて、分かりやすく解説する。

授業の内容 まず、民法全体と関連づけながら、「物権法」の位置づけを理解してもらう。次に、「物権法」の重要論点につき、関連する条文の制度趣旨、基本判例・重要判例、学説、特別法などを有機的に関連づけながら理解してもらう。

科目の到達目標 (理解のレベル)

- 授業形態 講義
- 授業方法
1. 事前に授業教材をmanabaに掲載する。
 2. 授業は講義形式に基づく。
 1. オリエンテーション
 2. 物権法の位置づけ
 3. 物権の意義、性質、種類
 4. 物権の効力(物権の優先的効力、物権的請求権)
 5. 物権変動総論
 6. 不動産物権変動①(総論)
 7. 不動産物権変動②(不動産物権変動の公示と公信否定)
 8. 不動産物権変動③(対抗をめぐる問題)
 9. 不動産物権変動④(登記をめぐる問題)
 10. 動産物権変動①(総論)
 11. 動産物権変動②(動産物権変動の公示)
 12. 動産物権変動③(動産物権変動の公信)
 13. 占有権①(意義、種類)
 14. 占有権②(効力、消滅、準占有)
 15. 所有権①(相隣関係)
 16. 所有権②(所有権の取得)
 17. 所有権③(共有、建物区分所有)
 18. 用益物権
 19. 担保物権総論
 20. 留置権
 21. 先取特権
 22. 質権
 23. 抵当権①(総論・抵当権の効力)
 24. 抵当権②(抵当権の消滅)
 25. 抵当権③(根抵当・特殊抵当権)
 26. 非典型担保(仮登記担保・譲渡担保・所有権留保)

授業計画 事前・事後学修に必要な時間 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後学修の内容

- ・事前学修としては、授業計画に沿って授業教材と教科書の該当箇所を熟読しておくこと。
- ・事後学修としては、講義メモ、授業教材、教科書などを基に毎回復習をしておくこと。

成績評価方法・基準

- ・単元の区切りに応じて合計4回のテストを実施する。
- ・成績はその4回のテストの点数に基づいて評価する(4回×25%=100%)。
- ・各回のテスト開始日時については授業時間中に告知する。

課題(試験やレポート等)について 本授業での課題(試験やレポート等)の講評・解説については授業内(口頭)もしくはmanaba上でおこなう。

のフィードバック
方法

今村与一ほか『新ブリエール民法2 物権・担保物権法〔第2版〕』（法律文化社、2022年）

教科書・指定 ISBN-13 : 978-4589042323
図書

1. 最新版の小型六法と授業教材を毎回の授業に必ず持参すること
2. 授業には予習・復習をして臨むこと
3. 私語厳禁

履修上の留
意点

更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB202 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB000300 民法Ⅲ（債権総論）A組 田中 謙一 秋期 月曜日 1時限 200教室 秋期 木曜日 1時限 200教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	
科目の趣旨	民法の中の債権を取り扱う分野であるが、通常それは二つに分けられており、総論と各論と称されている。ここではその総論が対象となる。民法典では（条文上は）第三編債権となっており、そのうちの第一章総則とされている部分であるが、当然内容的には第二章契約以下の各論部分と強い結びつきを持っている。債務不履行、債務者の一般財産の保全、弁済、多数当事者の債権関係、債権譲渡、が重要であろう。
授業の内容	この授業は、民法典第三編債権第一章総則に規定されたさまざまな法制度を学習します。ただ、それだけでなく、多くの受講生が二年生であることを考慮し、三年生以降の専門演習などで必要となる、発展的な学習方法を身につけることができるよう配慮したいと思います。 提供される知識の量・レベル（専門性）は、かなり抑えてあります。具体的には、法学検定のベーシックレベルの合格に必要な程度です（満点合格には不十分です）。したがって、公務員試験や法曹を目指す方は、自主的に知識を補足していただく必要があります。
科目の到達 目標 （理解のレ ベル）	このような方針を採用するには明確な理由があります。それは、授業の内容でも書きましたように、この授業が、「多くの受講生が、大学に入学して初めて受ける法律の授業」であるためです。初めて法律を学習するにもかかわらず、提供される知識の量が膨大であると、それだけで学習を放棄し、民法が嫌いになってしまう可能性が高いのです。
授業形態	講義
授業方法	この授業は講義形式の授業です。毎回の授業では、教科書・六法、および、担当者が作成した資料を使用します。配布資料はmanabaを通じて公開します。履修者は、事前に資料を印刷するか、PCやパッドなどを持参し、授業中に資料を閲覧できるようにしてください。 【第1回】民法典における債権総論の意義と位置づけ 【第2回】債権・債務の意義 ①債権・債務の意義を理解する。 ②債権・債務の消滅プロセスの概要を理解する。 ③結果債務・手段債務、および、特定物・不特定物という、債権の区分基準を理解する。 【第3回】債務不履行に基づく損害賠償（1） ①履行の強制について理解する。 ②「債務不履行に基づく損害賠償」という制度の意義を理解する。 【第4回】債務不履行に基づく損害賠償（2） ①債務不履行に基づく損害賠償責任の要件を理解する。 ②不履行に関する類型を理解する。 【第5回】債務不履行に基づく損害賠償（3） ①損害の概念について理解する。 ②民法416条の構造について理解する。 【第6回】債務不履行に基づく損害賠償（4） ①賠償額の算定の基本的な枠組みを理解する。 ②物の価格の変動が賠償額の算定に与える影響を理解する。 【第7回】責任財産と債権者平等 ①金銭執行の基礎を理解する。 ②債権者平等の原則の意義を理解する。 【第8回】責任財産の保全 ①責任財産を保全することの意義について理解する。 ②債権者代位権・詐害行為取消権の概要を理解する。 【第9回】相殺 ①相殺制度の意義を理解する。 ②相殺の要件及び相殺禁止事由について学修する。 【第10回】債権譲渡概論 ①債権譲渡制度の意義を理解する。 ②譲渡禁止特約に関する(債権法改正前の)最高裁判例と改正の内容を理解する。

【第11回】債権譲渡の対抗要件

- ①債権譲渡の債務者対抗要件を理解する。
- ②債務者が譲渡人に対して対抗できる事由の扱いを理解する。

【第12回】債権譲渡の第三者対抗要件

- ①債権譲渡の第三者対抗要件の意義を理解する。
- ②確定日付ある証書による通知に関する最高裁判例を把握する。

【第13回】弁済の提供

- ①弁済の提供の意義を学修する。
- ②現実の提供と口頭の提供の違いを理解する。

【第14回】表見受領権者に対する弁済

- ①民法478条の意義について学修する。
- ②民法478条が問題とされてきた各種の状況について学修する。

【第15回】多数当事者の債権債務関係

- ①多数当事者の債権債務関係の意義について学修する。
- ②絶対的効力事由と相対的効力事由の違いを理解する。

【第16回】不可分債務・連帯債務

- ①連帯債務の特徴を理解する。
- ②絶対的効力事由と相対的効力事由の違いを踏まえ、債権債務関係がどのように変化するかを学修する。

【第17回】求償権・不真正連帯債務

- ①求償権の意義を理解する。
- ②債権法改正後の不真正連帯債務の意義について理解する。

【第18回】多数当事者の債権債務関係に関するまとめ課題

【第19回】保証債務（1）

- ①保証債務の意義を理解する。
- ②保証債務により担保される債務の範囲を学修する。

【第20回】保証債務（2）

- ①保証人の抗弁事由について学修する。
- ②弁済した保証人の主たる債務者に対する求償権について学修する。

【第21回】特殊な保証債務

- ①特殊な保証契約の類型を理解する。
- ②根保証の問題点について学修する。

【第22回】債務引受

- ①債務引受の全体構造を理解する。
- ②免責的債務引受のポイントを理解する。

【第23回】弁済による代位

- ①弁済による代位の意義について理解する。
- ②弁済による代位が具体的に活用される場面について学修する。

【第24回】第三者による債権侵害

- ①相対権である債権に基づき、債務者以外の第三者に対する関係で、法的保護受けられる根拠について理解する。
- ②第三者による債権侵害の具体的な場面について学修する。

【第25回】債権総論における総合事例演習

【第26回】まとめ～債権総論の意義と民法典における位置づけを改めて確認する～

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

指定した教科書は、非常にわかりやすい教科書です。ただ、それでもわからないことがあるかもしれません。その時には、ぜひLINEなどを通じて、ご友人同士で話し合ってみてください。

授業『外』で実施する、manabaを通じたオンラインテスト×4～5回：60%

定期試験期間に実施する教場試験：40%

※オンラインテストは、指定した週の土曜日0：00～日曜日23：55の約48時間で実施します。

※実施回数に関しては、授業の進み具合なども考慮し、回数を変更する場合があります。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

授業計画
事前・事後学
修に必要な時
間

事前・事後学
修の内容

成績評価方
法・基準
課題（試験
やレポート
等）につい
てのフィード
バック
方法

教科書・指定図書 松尾弘他『新ハイブリッド民法3 債権総論〔第2版〕』（法律文化社、2025年）

履修上の留意点 とにかく、あせらず、ゆっくりと学習を進めてください。無理して学習を進めると必ず息切れしてしまいます。ただし、提示される課題だけはきちとこなしてください。

更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB202 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB000310 民法Ⅲ（債権総論）B組 木原 浩之 秋期 月曜日 2時限 511教室 秋期 木曜日 2時限 511教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U
科目の趣旨	民法の中の債権を取り扱う分野であるが、通常それは二つに分けられており、総論と各論と称されている。ここではその総論が対象となる。民法典では（条文上は）第三編債権となっており、そのうちの第一章総論とされている部分であるが、当然内容的には第二章契約以下の各論部分と強い結びつきを持っている。債務不履行、債務者の一般財産の保全、弁済、多数当事者の債権関係、債権譲渡、が重要であろう。 債権とは「他人に対して一定の給付を求めることを内容とする権利」をいうが、債権各論が債権の発生原因である「契約」、「事務管理」、「不当利得」および「不法行為」を定めているのに対して、債権総論は、債権の性質そのもの、具体的には、「債権の目的」、「債権の効力」、「多数当事者間の債権債務」、「債権譲渡」、また、「債権の消滅」について規定する。 そこで、まず、民法典における債権総論の位置づけや構成について解説し、これらの制度の特徴や他の民法領域（特に民法総則、物権総論、担保物権、債権各論）との相互関係を明らかにした上で、個々の制度を学ぶ上での注意点を挙げる。次に、「債権総論」の各種の法的概念や条文の制度趣旨を解説し、同時に、近時の立法（民法の一部改正、特別法）や判例・学説の動向にも言及する。また、債権総論には抽象的かつ難解な制度が含まれているため、できるだけ具体的な事例を取り上げて、分かりやすく解説する。
授業の内容	まず、民法全体、債権法全体と関連づけながら、「債権総論」の位置づけを理解してもらう。次に、「債権総論」の重要論点につき、関連する条文の制度趣旨、基本判例・重要判例、学説、特別法などを有機的に関連づけながら理解してもらう。
科目の到達 目標 （理解のレベル）	
授業形態	講義
授業方法	1. 事前に授業教材をmanabaに掲載する。 2. 授業は講義形式に基づく。
授業計画	1. オリエンテーション 2. 債権法の特徴 1（債権総論の位置づけ） 3. 債権法の特徴 2（債権の意義と目的） 4. 債権の種類 1（特定物債権と種類債権） 5. 債権の種類 2（金銭債権、利息債権、選択債権、その他） 6. 債権の効力 1（総論、自然債務、債務と責任） 7. 債権の効力 2（第三者による債権侵害） 8. 債権の効力 3（強制履行） 9. 債権の効力 4（債務不履行①：総論、履行遅滞） 10. 債権の効力 5（債務不履行②：履行不能、不完全履行） 11. 債権の効力 6（信義則上の義務違反①：安全配慮義務） 12. 債権の効力 7（信義則上の義務違反②：契約締結上の過失） 13. 債権の効力 8（損害賠償①：損害、賠償範囲） 14. 債権の効力 9（損害賠償②：算定基準時、算定に関する特則） 15. 責任財産の保全 1（債権者代位権） 16. 責任財産の保全 2（詐害行為取消権） 17. 多数当事者の債権関係 1（分割債権・債務、不可分債権・債務） 18. 多数当事者の債権関係 2（連帯債務） 19. 多数当事者の債権関係 3（保証債務、特殊な保証） 20. 債権関係の変動 1（債権譲渡①：債権の譲渡性とその制限） 21. 債権関係の変動 2（債権譲渡②：債権譲渡の対抗要件） 22. 債権関係の変動 3（債権譲渡③：債権譲渡における債務者の抗弁） 23. 債権関係の変動 4（債務引受、契約上の地位の移転） 24. 債権の消滅 1（弁済） 25. 債権の消滅 2（相殺） 26. 債権の消滅 3（その他の債権消滅原因）
事前・事後学 修に必要な時 間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学 修の内容	・事前学修としては、授業計画に沿って授業教材と教科書の該当箇所を熟読しておくこと。 ・事後学修としては、講義メモ、授業教材、教科書などを基に毎回復習をしておくこと。
成績評価方 法・基準	・単元の区切りに応じて合計4回のテストを実施する。 ・成績はその4回のテストの点数に基づいて評価する（4回×25%=100%）。 ・各回のテスト開始日時については授業時間中に告知する。
課題（試験 やレポート 等）について のフィードバック	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

方法	(教科書)
教科書・指定 図書	松岡久和ほか『新ブリーク 3 債権総論〔第2版〕』（法律文化社、2020年） ISBN-13 : 978-4589040633
履修上の留 意点	1. 最新版の小型六法と授業教材を毎回の授業に必ず持参すること 2. 授業には予習・復習をして臨むこと 3. 私語厳禁
更新日	2026/3/18

開設 法律学科
科目ナンバー LB102
カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連) <https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html>
講義コード 1LB000400
講義名 民法Ⅳ (債権各論) A組
担当者名 鹿島 秀樹
開講情報 秋期 月曜日 2時限 521教室
秋期 木曜日 2時限 521教室

単位数 4
受講可能学部 B/E/L/I/C/U
備考

科目の趣旨 債権法は総論と各論に分けられている。内容的には連動する議論が多いので、両方を履修することが望ましい。各論では、売買を典型例とした契約論と不法行為が中心となる。前者では申込みと承諾から始まり、同時履行の抗弁権、危険負担、解除、等が重要である。後者では要件論としての権利侵害 (違法性)、故意・過失、因果関係、責任能力、効果論としての損害賠償論が重要である。以上以外にも、賃貸借をはじめとする各種契約、特殊的不法行為、不当利得、事務管理が取り上げられる。

民法Ⅳ (債権各論) は、多様な項目からなる。契約総論は、総則と同様に一定の抽象性を有する法領域であり、論理的な筋道を丁寧に学ばねば理解できない。一方、契約各論は、典型的な契約を横断的に検討するもので具体性に富んでいるが、取引社会の実態をも併せて学ばないと実用性のない知識になってしまう。不法行為法は、極めて重要な領域であり、マスメディアで取り上げられる重大事件の多くは不法行為訴訟である。不当利得は、法的な位置付けからして難解な領域であり、その要件の評価を巡って様々な議論がされてきた。

本授業では、上記のような各項目の特質を十分に意識しつつ、分かりやすく面白い講義をめざす。

授業の内容 受講者は、法律を学び始めたばかりの者のはずである。しかも、債権各論 (特に契約総論) は決してやさしい学問ではない。したがって、到達目標は次のレベルに設定する。

受講者諸君は、①債権各論の体系 (目次程度のもの) を押さえたうえで、既に述べた基本テーマに関する基礎的な知識・概念を頭に定着させる。これが第一の目標である。②次いで、①の理解をもとに、簡単な「設例」に自ら文章を書いて答えることができる程度の応用力を身に付ける。③適宜、歴史的視点や公務員試験の過去問にも触れ、民法や試験に対する関心を、より強いものとする。

科目の到達目標 (理解のレベル)

授業形態 講義
事前配布資料 (レジュメ等) は、授業前に授業支援システム (manaba) 上にアップする。学生は、それらをもとに予習した上で授業に参加する。

授業方法 授業自体は、対面式で実施する。
授業内容に対する質問につき、授業終了後にmanaba及びGmailで適宜回答する。
なお、授業は、理解を徹底させるために余裕をもったペースで進める。仮にシラバス上の積残し事項を生じた場合は、YouTubeにアップした動画でフォローする。

- 【第1回】講義のはじめに (債権各論で何を学ぶか)
- 【第2回】契約総論① (序説 - 契約の意義、分類等)
- 【第3回】契約総論② (契約の成立)
- 【第4回】契約総論③ (契約の効力 - 同時履行の抗弁権、危険負担)
- 【第5回】契約総論④ (契約の解除①)
- 【第6回】契約総論⑤ (契約の解除②、第三者のためにする契約)
- 【第7回】契約各論① (契約各論序説、贈与)
- 【第8回】契約各論② (売買① - 意義、成立、効力)
- 【第9回】契約各論③ (売買② - 効力・買戻し、交換)
- 【第10回】契約各論④ (消費貸借)
- 【第11回】契約各論⑤ (賃貸借① - 意義、成立、効力)
- 【第12回】契約各論⑥ (賃貸借② - 賃貸借の終了、特別法)
- 【第13回】契約各論⑦ (賃貸借③ - 対抗力と地位承継、使用貸借)
- 【第14回】契約各論⑧ (雇用、請負)
- 【第15回】契約各論⑨ (委任、寄託)
- 【第16回】契約各論⑩ (組合、終身定期金、和解)
- 【第17回】不法行為① (序説、一般的不法行為の要件①)
- 【第18回】不法行為② (一般的不法行為の要件②)
- 【第19回】不法行為③ (不法行為の効果①)
- 【第20回】不法行為④ (不法行為の効果②)
- 【第21回】不法行為⑤ (特殊的不法行為①)
- 【第22回】不法行為⑥ (特殊的不法行為②)
- 【第23回】不当利得① (序説、類型論)
- 【第24回】不当利得② (不当利得の要件)
- 【第25回】不当利得③ (不当利得の効果、特殊な不当利得)
- 【第26回】事務管理

授業計画 事前・事後学修に必要な時間 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

レジュメは、manabaを通じて事前配布するので、各回の授業前に、レジュメの内容を通読しておく。その際、レジュメに引用されている条文を必ず六法で確認すること。慣れるまでは、この作業に60分程度の時間が掛かるはず。授業終了後には、自らが録ったノートやレジュメへの書き込みを見ながら教科書の該当箇所を丁寧に閲読し、ノートの記載内容を整える (これ

事前・事後学が大事)。最後に、授業で出てきた条文を数回程度読み上げ、確認する。

修の内容	① 授業期間内に2回実施するオンライン・テスト（いずれも簡単な正誤問題25問・各回の制限時間15分）=50% ② 期末試験期間中に実施する対面式試験（事例を素材とした論述試験1問・40分）=50% ③ その他、授業に熱心に参加して下さった方（授業時間内に質問に回答してくれたり、授業後に良質な質問してくれた方等）には適宜加点します。
成績評価方法・基準	なお、上記①・②の双方とも不正行為を行った者に対しては、厳しい処分等がされます。必ず、正々堂々と受験してください。 オンライン・テストについては、テスト終了直後に各自の点数、正解・平均点等が表示されるシステムになっている。期末試験については、試験終了後に模範解答を配布し、各自の採点結果については、質問した者に対してGmailで個別に回答する。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	（教科書） 藤岡康宏ほか『民法Ⅳ債権各論[第5版]』有斐閣Sシリーズ（有斐閣）
教科書・指定図書	民法Ⅰ（総則）の単位を無事取得できていることが一応の前提となる（総則の基礎知識が備わっていることを前提に授業を進める）。もちろん、民法Ⅰの単位を取得できなかった者も履修可能であるが、そのような人は、民法Ⅰの復習を兼ねながらの学習となるので、倍の努力を要するものと覚悟されたい。
履修上の留意点	民法Ⅰに続き、この民法Ⅳを好成績で乗り切った者は、大学在学中に民法全体をある程度、修得できるものと自信を持ってよい。
更新日	2026/3/18

開設
科目ナンバー
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）
講義コード
講義名
担当者名
開講情報

法律学科
LB102
<https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html>
1LB000410
民法Ⅳ（債権各論）B組
草野 類
秋期 月曜日 3時限 522教室
秋期 木曜日 2時限 522教室
4
B/E/L/I/C/U

単位数
受講可能学部
備考

科目の趣旨 債権法は総論と各論に分けられている。内容的には連動する議論が多いので、両方を履修することが望ましい。各論では、売買を典型例とした契約論と不法行為が中心となる。前者では申込みと承諾から始まり、同時履行の抗弁権、危険負担、解除、等が重要である。後者では要件論としての権利侵害（違法性）、故意・過失、因果関係、責任能力、効果論としての損害賠償論が重要である。以上以外にも、賃貸借をはじめとする各種契約、特殊的不法行為、不当利得、事務管理が取り上げられる。

本講義は、民法の中でも、「第3編第2章以下」の部分（講学上は「債権各論」と呼ばれる部分）に関する条文・制度、及びそれらをめぐる諸問題の解説を主たる内容とします。
本講義の前半で扱う「契約」は、経済活動の中心的役割を担う制度であり、この部分についてはその具体的な内容を比較的容易にイメージできる部分であることから、その学習への取り組みやすさは（民法の他の領域と比べれば）比較的容易であるといえると思います（ただし、取り組みが容易であることと理解が容易であることは必ずしも一致しないため、その点には注意が必要です）。講義では、契約の成立から消滅までの流れとそれに付随して生じる諸問題に加え、各種の典型契約の内容・特徴を正確に把握するというところに重点を置いて授業を進めます。

また、本講義の後半では、契約以外の債権発生原因である「不法行為」制度を中心に扱い、他者に対する侵害行為によって損害を生じさせた者とそれによって損害を被った者との法律関係に関する諸議論についてみていきます。
さらに、その他の債権発生原因である「事務管理」や「不当利得」についても、本講義の後半において取り扱います。
講義では、①可能な限り具体的な事例（多くの判例）を挙げて説明すること、②債権各論の枠にとどまらず、民法のその他の領域及び関連諸法に関し横断的な目配りをする心を心がけたいと思います。

先述のとおり、「債権各論」は、債権の発生原因について具体的に規定した分野ですが、受講生の皆さんが、同分野に関する諸々の基礎的概念や制度、重要論点をめぐる判例・学説の展開を正確に理解し、「民法学習の礎」を築けるようにすること、ひいては、総則、物権といった、民法・財産法の他分野への「橋渡し」となるような知識・理解を獲得できるようにすることが、本講義の目標です。

科目の到達
目標
（理解のレベル）

授業形態 講義
授業は以下のような方法で行うことを予定しています。

- ・各回ごとに、授業支援システム（manaba）を用い、テキストの学習対象範囲、資料等を事前に提示する。
- ・受講者は、manaba上に提示された資料類をダウンロード・印刷のうえ、毎回の授業に臨む。
- ・授業期間内にはいくつかの課題を提示する（課題は、確認テストやミニレポートを予定している）。
課題についての詳細は、課題提示時（事前）に指示する。
- ・課題に対する全体的な講評等も、授業支援システム（manaba）上で行う予定である。

授業方法 ※その他、具体的な学習方法や注意点等については、初回授業時に指示します。
※概ね、以下の通りを行うことを予定していますが、項目によって、扱う内容量に差があるため、若干のずれが生じうること、また、場合によって内容を前後させることがありうることは、予めご承知おきください。

【第1回】
ガイダンス／債権とは何か？～「債権各論」入門～

【第2回】
契約とは何か？～契約に関する基礎的事項～

【第3回】
契約交渉をめぐる諸問題／契約の成立

【第4回】
同時履行の抗弁権／危険負担など

【第5回】
解除①～基礎的事項～

【第6回】
解除②～解除をめぐる諸問題～

【第7回】
贈与／売買①～基礎的事項～

【第8回】
売買②～契約不適合責任～

【第9回】
売買③～売買をめぐる諸問題～

【第10回】
消費貸借／使用貸借

【第11回】
賃貸借①～基礎的事項～

【第12回】
賃貸借②～賃借権の対抗力～

【第13回】
賃貸借③～賃貸借をめぐる諸問題～

【第14回】
雇用／請負①～基礎的事項～

【第15回】
請負②～請負をめぐる諸問題～

【第16回】
委任／寄託

【第17回】
組合／和解

【第18回】
不法行為①～一般不法行為の成立要件をめぐる諸問題～

【第19回】
不法行為②～一般不法行為の成立要件をめぐる諸問題～

【第20回】
不法行為③～損害賠償の方法／請求権者／損害の種類～

【第21回】
不法行為④～損害賠償をめぐる諸問題／特殊不法行為（1）～

【第22回】
不法行為⑤～特殊不法行為（2）～

【第23回】
事務管理／不当利得①～基礎的事項～

【第24回】
不当利得②～不当利得をめぐる諸問題～

【第25回】
不当利得③～特殊な不当利得～

【第26回】
全体のふりかえり～債権各論の民法上の位置づけについて～

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

シラバス記載の授業計画を参照し、次回授業で扱う予定の範囲・テーマにつき、教科書の該当箇所・レジュメを読み込んだうえで、各回の授業に臨んでください（予習時点で、学習項目を頭の中で「目次」化し、どこが分かってどこが分からないかを明確にして授業に臨めば、メリハリの利いた受講ができることと思います）。

また、各種課題、試験は、当然、授業で扱うテーマからの出題となります。各回の受講を大切にしてください。

確認テスト・ミニレポート、及び定期試験を成績評価の対象とします。
評価割合は、確認テスト・ミニレポート：40%、定期試験：60%とします
（何らかの事情により、上記の成績評価配分また成績評価方法に変更を加える必要が生じた場合には、学期中、事前に伝達致します）。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行います。

■テキスト：滝沢昌彦ほか著『新ハイブリッド民法4（債権各論）』（法律文化社、2018年）
ISBN 978-4-589-03942-2

※電子書籍版を希望する方は、そちらでも結構です。

なお、本講義において上記テキストを選定した理由については開講時に説明します。また、その他必要な文献（予習・復習のために用いる参考書類）については、開講時以降、適宜こちらから指示・紹介することとしたいと思います（必要に応じて、参考資料の類を配信することもあります）。

学習時には、六法（＝主要な法令を掲載した条文集。コンパクトなものでよい）を傍らに置き、条文を参照しながら取り組んでいただきたいと思います（詳細は、初回授業時に指示します）。

2026/3/18

教科書・指定
図書

履修上の留
意点

更新日

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB308 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB000500 民法Ⅴ（親族・相続） 鹿島 秀樹 春期 火曜日 2時限 564教室 春期 木曜日 1時限 564教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U 実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	通常、家族法とか身分法と称されている分野である。民法典（条文）では、第四編として親族、第五編として相続が規定されており、当然民法の中に位置づけられているが、この部分は総則、物権、債権編と異なり、戦後改革の一環として全面的に改定されて今日に至っている。親族は、文字通り身分法であり、婚姻、離婚、親子、の諸関係を論じる。相続は財産法の特則の面が強く、相続全般、遺言、遺留分を論じる。 家族法は、大変おもしろい法領域である。親族法は、現代社会の家族関係を映し出す鏡のようなもので、人や社会の絶え間ない変化を意識しながら解釈論（ときには立法論）を展開する学問である。授業においても、トピックとなる新しい視点を中心に講述する。一方、相続法は、地道な学びが大事な領域である。条文や基礎的な論点を丁寧に押さえる必要がある。授業においても、基本をしっかり和踏まえたうえで、実務上の諸問題について検討する。 親族法、相続法とも比較的最近、大規模な法改正がされた。適宜、法改正の趣旨・経緯等につき解説を加える。
授業の内容	なお、この科目は、担当者の裁判官（10年間）及び弁護士（24年間、現職）としての実務経験をもとに、学理的検討と実践的知識を架橋する観点から展開される。 親族法については、男女関係・親子関係に関する新しい流れがマスメディアで報道された場合等に、そのニュースの意味を的確に理解し、自分なりの考えを述べることのできる程度のレベルを到達目標とする。 相続法については、相続制度の基本的な構造や概念を理解した上で、例えば自分自身が「相続」を体験したときに当惑することなく、自らの利益を守るとともに他者の利益にも配慮できる程度の知識を得ることを目標とする。
科目の到達 目標 （理解のレベル）	
授業形態	講義
授業方法	授業は対面方式の一方的講義形式で行う予定である。 レジュメ及び関係資料等は、事前に学習支援システム（manaba）上にアップする。 【第1回】ガイダンス（家族法で何を学ぶか） 【第2回】親族法①（家族の歴史） 【第3回】親族法②（家族法の歴史） 【第4回】親族法③（戸籍と氏名） 【第5回】親族法④（婚約と婚姻の成立） 【第6回】親族法⑤（婚姻の効果） 【第7回】親族法⑥（夫婦関係の破綻と離婚） 【第8回】親族法⑦（離婚の効果） 【第9回】親族法⑧（実親子関係—その1） 【第10回】親族法⑨（実親子関係—その2） 【第11回】親族法⑩（養親子関係） 【第12回】親族法⑪（生殖補助医療と親子関係） 【第13回】親族法⑫（親権、後見、扶養） 【第14回】相続法①（相続の開始と相続人） 【第15回】相続法②（相続資格の確定） 【第16回】相続法③（相続人不存在制度） 【第17回】相続法④（遺産共有） 【第18回】相続法⑤（相続財産と相続分の確定） 【第19回】相続法⑥（遺産分割—その1） 【第20回】相続法⑦（遺産分割—その2） 【第21回】相続法⑧（遺言—その1） 【第22回】相続法⑨（遺言—その2） 【第23回】相続法⑩（遺留分—その1） 【第24回】相続法⑪（遺留分—その2） 【第25回】相続法⑫（相続回復請求権） 【第26回】授業のまとめ（家族法の未来）
授業計画 事前・事後学 修に必要な時 間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学 修の内容	事前にアップした各回のレジュメにつき内容を通読しておく。その際、レジュメに引用されている条文を必ず六法で確認する。この授業用に1冊のノートか、ファイルを用意して、サブノート作りをすることを推奨する。指定した授業時間の終了後には、自らが録ったノートやレジュメへの書き込み、そして条文を確認しながら復習する。
成績評価方	授業過程で適宜実施するオンラインテストの得点…100%

法・基準

課題（試験
やレポート
等）について
のフィードバック
方法
教科書・指定
図書

オンラインテストについては、テスト終了直後に各自の点数、正解・平均点等が表示されるシステムになっており、解説講評は、授業時間中に適宜行う。なお、レポートを課する予定はない。

民法 I ～IVを1 科目でも多く履修していることが好ましいが必須の要件というわけではない。家族法は、民法学の中でも些か特異な分野であり、民法を苦手としてきた者でも楽しく学ぶ余地があるからである。

また、公務員試験等の各種試験には、家族法の問題も出題されるので、各種試験受験希望者には履修を特に推奨する。とにかく、履修者が楽しんで学習できるように工夫したい。

履修上の留
意点
更新日

2026/3/18

開設
科目ナンバー
カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連）
講義コード
講義名
担当者名
開講情報

法律学科
LB305
<https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html>
1LB000600
民事執行・保全法
吉田 直起
秋期 月曜日 4時限 544教室
秋期 金曜日 2時限 544教室
4
B/E/L/I/C/U

単位数
受講可能学部
備考

科目の趣旨 民事上の法律関係を強制的に実現するのが民事執行手続であり、裁判などを通じて紛争解決を図る間、権利の実現が不可能とならないように必要な措置をほどこしておくのが民事保全手続である。判決手続とは別次元の手続だが、判決手続で学ぶ紛争処理の基本原則の応用的局面という側面があり、また抽象的な法原則よりも現実の適用場面に触れることとなるので、実践的な内容を含む。

私人間の紛争を法的に解決するための国家制度が民事訴訟である。しかし、訴えを提起し、勝訴判決を得たとしても相手方が実際に履行しなければ状況は変わらない。これらの場合に備えて、法(権利)の強制的実現を規律する手続を定めているのが民事執行法である。本講義では、この民事執行手続が民事手続全体の中でのどのような位置を占め、どのような役割を果たしているかを理解することを目的とする。講義では、主に民事執行法の基本構造を理論的に説明し、権利実現のプロセスとそこに生ずる問題点について解説していく。また、後半の授業回では、判決・執行手続による解決への準備段階に当たる民事保全法についても説明する。

授業の内容

科目の到達
目標
(理解のレベル)

① 民事訴訟手続、民事執行手続、民事保全手続の関係性を説明できるようになること、② 執行手続・保全手続の流れを理解できること、③ 民事執行法・民事保全法の重要概念を平易な言葉で説明できること、④ 身近な民事のもめごとを、どのような手続で調整すればよいか理解すること、を到達目標とする。

授業形態

講義
授業は講義形式で行う。
事前に資料をmanabaにアップロードするので、十分に予習をして参加すること。なお、理解度確認のため授業内で複数回小テストを実施予定である。

授業方法

- 【第1回】ガイダンス・民事執行手続の概観
- 【第2回】判決手続と執行手続
- 【第3回】強制執行総論 ①：執行機関・執行当事者
- 【第4回】強制執行総論 ②：債務名義・請求異議訴訟
- 【第5回】強制執行総論 ③：執行文・執行文付与に対する不服申立て
- 【第6回】強制執行総論 ④：強制執行の停止・取消し
- 【第7回】強制執行総論 ⑤：違法執行・不当執行
- 【第8回】不動産執行 ①：強制競売の開始
- 【第9回】不動産執行 ②：売却準備
- 【第10回】不動産執行 ③：売却の手続・効果
- 【第11回】不動産執行 ④：配当等
- 【第12回】不動産執行 ⑤：不動産の強制管理
- 【第13回】準不動産執行
- 【第14回】動産執行 ①：差押えと債権者競合
- 【第15回】動産執行 ②：換価・配当等
- 【第16回】債権執行 ①：申立て・差押命令
- 【第17回】債権執行 ②：差押えの競合・配当要求
- 【第18回】債権執行 ③：換価（取立訴訟・転付命令）
- 【第19回】非金銭執行 ①：引渡・明渡請求権についての強制執行
- 【第20回】非金銭執行 ②：作為・不作為義務についての強制執行

【第21回】担保権実行としての競売等

【第22回】財産開示手続

【第23回】民事保全①：意義と種類

【第24回】民事保全②：仮差押え

【第25回】民事保全③：仮処分

【第26回】テスト・総復習とまとめ

授業計画
事前・事後学 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
修に必要な時 間

【事前学習】

教科書の該当箇所通読し、事前の配布資料に目を通すこと。

【事後学習】

講義で触れた内容について、教科書、配布資料を読み返し疑問点を解消すること。

事前・事後学 特に授業で紹介する裁判例・判例の読み込みが重要になる。
修の内容

成績評価方 授業内テスト（複数回） 100%

法・基準

課題（試験 やレポート 等）について のフィードバック 方法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

（教科書）

上原敏夫ほか『民事執行・保全法(第7版)』(有斐閣・2024)

教科書・指定 上原敏夫ほか編『民事執行・保全判例百選(第3版)』(有斐閣・2020)

図書

六法必携

民事訴訟法の知識が前提になることから、本講義を履修するにあたって十分に復習をすること。

小テストの正答率に応じて、授業計画を調整することがある。

履修上の留 意点

更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB303 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB000700 民事訴訟法A組 吉田 直起 春期 月曜日 4時限 544教室 春期 金曜日 2時限 544教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	民事訴訟法学は判決手続、執行手続、保全手続、そして倒産処理手続の4つに大別されるが、この講義はそのうち判決手続を主たる領域とする。具体的には、民事紛争について裁判所の下に訴えを提起し、審理して判決を下すまでのプロセス、構造、様々な原則などを扱う。狭い意味の民事裁判手続を直接の対象とするが、私人間の紛争処理一般に通じる基本的な考え方を学ぶので、民事訴訟法学の他の分野にも、またADRや個別法領域における紛争処理を学ぶための基本知識を習得することが目標である。
授業の内容	人間生活と紛争の発生は不可避の関係にあり、紛争が生じた際にそれを解決する方法としては様々なものがある。その中でも、民事訴訟は私人間の紛争を法的に解決するための国家制度であり、手続面・実体面において最も精緻に構成された紛争解決手続である。この民事訴訟制度がどのような構造を有し、またその構造がどのような理論によって支えられているかを正確に把握することが本講義の目的である。本講義では、民事訴訟手続の枠組を、主に判例・通説に沿って概観する。民事訴訟法は学習範囲が広く、扱う情報量が膨大なものになることや、初学者にとって民事裁判といういわば「別世界」の手続はイメージし難いという特徴がある。そこで、本講義では、① 民事訴訟手続の基本的な流れを掴むこと、② 民事訴訟手続における重要概念を理解し、平易な言葉で説明できること、③ 身近な民事のもめごとを、どのような手続で調整すればよいか理解すること、を到達目標とする。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義 授業は講義形式で行う。
授業方法	事前に資料をmanaba等にアップロードするので、教科書の通読で十分に予習をして参加すること。なお、理解度確認のため、授業内で複数回小テストを実施予定である。 【第1回】ガイダンス・紛争の発生と紛争解決のための諸制度 【第2回】民事手続の概要・審判権の限界 【第3回】訴訟と非訟 【第4回】訴えの提起①：訴状の記載事項・訴状審査・送達 【第5回】訴えの提起②：訴えの種類・訴訟物・重複訴訟 【第6回】裁判所①：裁判所の意義・種類 【第7回】裁判所②：管轄と移送・裁判官の中立性 【第8回】当事者①：当事者概念・当事者の確定・当事者能力 【第9回】当事者②：訴訟能力・訴訟上の代理 【第10回】訴訟要件①：総論 【第11回】訴訟要件②：訴えの利益 【第12回】審理①：口頭弁論・審理諸原則 【第13回】審理②：当事者の訴訟行為と弁論の実施 【第14回】審理③：証明と不要証事実：裁判上の自白 【第15回】審理④：自由心証主義・証明責任 【第16回】審理⑤：釈明権 【第17回】証拠調べ①：人証（証人尋問・当事者尋問・鑑定） 【第18回】証拠調べ②：物証（書証・検証） 【第19回】当事者の意思による訴訟の終了①：請求の放棄・認諾・訴えの取下げ 【第20回】当事者の意思による訴訟の終了②：訴訟上の和解

【第21回】判決の効力①：判決の種類と効力

【第22回】判決の効力②：既判力の客観的範囲

【第23回】判決の効力③：既判力の標準時、時的限界

【第24回】判決④：既判力の主観的範囲

【第25回】上訴・再審

【第26回】簡易な訴訟手続・まとめ

授業計画
事前・事後学
修に必要な時
間
本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

【事前学習】

教科書の該当箇所通読し、事前の配布資料に目を通すこと。

【事後学習】

講義で触れた内容について、教科書、配布資料を読み返し疑問点を解消すること。

特に判例の精読。

事前・事後学
修の内容
成績評価方
法・基準
授業内テスト（複数回）40%、期末テスト60%で評価する。

課題（試験
やレポート
等）について
のフィードバック
方法
本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

（教科書）

井上治典編『ブリッジブック民事訴訟法 第三版』（信山社）

（指定図書）

高橋宏志他『民事訴訟法判例百選〔第六版〕』（有斐閣）

教科書・指定
図書
六法必携
民法などの実体法科目を学習しておくことで、理解が立体的になる。
授業内テストの正答率に応じて、授業計画を調整することがある。

履修上の留
意点
更新日
2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB303 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB000710 民事訴訟法B組 清水 宏 春期 水曜日 2時限 7200教室 春期 水曜日 3時限 7200教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨 民事訴訟法学は判決手続、執行手続、保全手続、そして倒産処理手続の4つに大別されるが、この講義はそのうち判決手続を主たる領域とする。具体的には、民事紛争について裁判所の下に訴えを提起し、審理して判決を下すまでのプロセス、構造、様々な原則などを扱う。狭い意味の民事裁判手続を直接の対象とするが、私人間の紛争処理一般に通じる基本的な考え方を学ぶので、民事訴訟法学の他の分野にも、またADRや個別法領域における紛争処理を学ぶための基本知識を習得することが目標である。

この民事訴訟は、民法や商法などが適用される私人間の権利関係に関する紛争について、裁判所にその解決のための法的判断を求める手続である。そこで、この手続に関するルールと、この手続という仕組みを動かすための理論について理解することを目的として講義を行うことになる。具体的には、「お金を払ってほしい」、「土地を明け渡してほしい」、などといった、生活上生じる争いに関する申立てにつき、争う者双方の言い分を聴き、必要な証拠を調べた上で、裁判所が判決をもって応答し、もって、争いを解決するための仕組みやそれを動かす理論を学ぶものである。

- 授業の内容**
- ・訴訟手続に関する基本的な法律用語の意味を正確に把握する。
 - ・訴訟手続全体の流れを、順を追って把握する。
 - ・特に、根拠条文のない手続理論や手続上の概念の内容を正確に理解する。
 - ・手続法的価値に従って民事訴訟法規の解釈・適用を行えるようになる。
 - ・関連する民事手続との関係を視野に入れた大局的な制度の考察を行えるようにする。

**科目の到達
目標
(理解のレベル)**

授業形態 講義
基本的には教科書に準拠して講義を行う。
事前にmanabaを利用して予習を目的としたレジュメを配布する。虫食いの部分があるので、事前にまたは授業中に穴埋めをして完成する必要がある。
それに加えて講義での説明についてはメモを取ることを推奨する。特に、授業時間中に質問を受け付ける時間を作るため、疑問が浮かべば直ちに書き留めておくべきである。

- 授業方法**
- 【第1回】授業運営方針の説明、民事訴訟法を学習する意義、自力救済の禁止と民事訴訟、民事訴訟手続の特徴、裁判外紛争処理制度
 - 【第2回】民事訴訟の諸領域（民事執行・民事保全・倒産手続）、民事訴訟の目的と理念、民事訴訟法の法規、裁判所、民事裁判権、国際裁判管轄
 - 【第3回】国内裁判管轄、移送、当事者の意義、当事者の確定
 - 【第4回】当事者能力、訴訟能力、訴訟代理総論、法定代理、法人の代表者、任意代理、補佐人
 - 【第5回】訴えの意義、訴え提起前の証拠調べ等、訴えの提起、訴訟物
 - 【第6回】訴え提起の効果、訴訟要件、訴えの利益、当事者適格
 - 【第7回】職権進行主義、裁判所の訴訟指揮権、期日・期間・送達・訴訟手続の中断
 - 【第8回】弁論主義の意義、弁論主義の根拠、弁論主義の内容、事実主張の意義
 - 【第9回】釈明権、釈明義務、法的観点指摘義務、職権探知主義、口頭弁論の意義
 - 【第10回】口頭弁論の準備、口頭弁論の審理原則、適時提出主義、口頭弁論の整序
 - 【第11回】口頭弁論における当事者の欠席、訴訟行為の意義・種類、訴訟行為の意義・種類、申立て等
 - 【第12回】訴訟行為と司法行為の関係、訴訟における信義則の適用
 - 【第13回】証拠・証明の意義、証明の対象、不要証事実、証拠申し出、証拠調べの実施（オンデマンドで実施予定）
 - 【第14回】証拠保全、証人尋問、当事者尋問、鑑定（オンデマンドで実施予定）
 - 【第15回】書証、検証、調査嘱託、自由心証主義の意義
 - 【第16回】自由心証主義の内容、証明責任、訴えの取下げ、訴訟上の和解
 - 【第17回】請求の放棄・認諾、裁判の意義・種類、判決の成立と確定、成立した判決の効力、確定判決の効力

【第18回】既判力の意義・性質・作用、既判力の時間的範囲、既判力の客観的範囲

【第19回】既判力の主観的範囲（115条関係）、民事訴訟法の規定によらない既判力の第三者への拡張、反射効理論、執行力、形成力、付随的裁判

【第20回】請求の併合、訴えの変更、反訴

【第21回】中間確認の訴え、通常共同訴訟、特殊な併合形態

【第22回】必要的共同訴訟、訴訟参加総論

【第23回】独立当事者参加、共同訴訟参加、補助参加、訴訟告知

【第24回】訴訟承継、任意的当事者変更、上訴制度総論、控訴

【第25回】上告、抗告

【第26回】再審、略式訴訟手続

授業計画
事前・事後学修に必要な時間
本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前学習としては、manabaを利用して、次回の講義で利用するレジメをアップしておくので、教科書範囲に目を通した（60分程度）上で、レジメの穴埋め（30分程度）をして、講義に臨む必要がある。教科書を読む際に、参照条文は、必ず六法を引いて確認しておく必要がある。

事後学習としては、レジメ、講義に関する自分のメモに基づき、さらに自分用のノートに内容をまとめておくべきである（180分程度）。

事前・事後学修の内容
manabaを通じて配布する授業用レジメについて穴埋めをしたものを、数回、課題レポートとして提出もらう。それに加えて、論述式の期末試験を行う。それぞれの評価に占める割合は、レジメの穴埋めが30%であり、期末試験が70%である。なお、出席したこと自体が成績評価の対象となるものではない。

成績評価方法・基準
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法
本授業での課題（レポート）の解説については授業内で行い、期末試験の採点基準はmanaba上で発表する。

教科書
小田司編（共著）『民事訴訟法 [第2版]』（弘文堂、2016年）（2200円＋税）
指定図書
高田裕成他編『民事訴訟法判例百選[第6版]』（有斐閣、2023年）
高橋宏志『民事訴訟法概論』（有斐閣、2016年）

教科書・指定図書
履修上の留意点
民法、商法、会社法、手形小切手法と関係しています。
民事執行法、倒産法の関連科目となります。

更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB302 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB000900 消費者法 草野 類 春期 月曜日 2時限 235教室 春期 木曜日 3時限 235教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨 みなさんを含め、私たちすべては「消費者」です。また、私たちは「自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」（消費者市民社会：消費者教育推進法2条2項）の構成員（消費者市民）です。この講義では、多様化、複雑化する現代の社会、経済的背景から生起する諸問題のうち、私たちの消費生活における安全や社会の公正なあり方について、消費者市民としてどう考え、対応し、具体的な問題を解決していくべきかについて法律の側面から考えます。

本講義は、「消費者法」分野に関する諸法令の内容（条文や制度）、及びそれらをめぐる諸問題の解説を内容とします。一般に消費者法といわれますが、「消費者法」と直接呼称される法典があるわけではないことは、受講をお考えの皆さんもご存じかもしれません。消費者法とは、たとえば、消費者契約法、特定商取引法、製造物責任法等、いわゆる消費者関連諸法の総体を指し、従って、本講義でもそれらの諸法を横断的に学習することになります。

消費者法が対象とする生活事象は、私たちが日常生活で経験する（経験しうる）様々な事柄——例えば、インターネットやクレジットカードを利用した買い物、不動産の賃貸借や売買等——に及びます。多くの法が絡む広範な取引類型について学ぶことは、なかなか困難を伴う作業といえましょう。

そこで、本講義では、①可能な限り具体的な事例（多くの判例）を挙げて説明すること、②民法等、すでに受講生の皆さんに一定の知識があると思われる分野にも触れつつ、消費者法分野における規定・制度と比較・対照することなどに取り組み、少しでも学習上の困難を取り除けるよう心がけたいと思います。

受講生の皆さんが諸々の基本的概念や制度、重要論点をめぐる判例・議論の内容を正確に理解し、「消費者法」分野の学習の礎を築けるようにすることが本講義の目標です。

科目の到達目標
(理解のレベル)
授業形態

講義
授業は以下のような方法で行うことを予定しています。

- ・各回ごとに、授業支援システム（manaba）を用い、授業時の使用資料やテキストの学習対象範囲等を事前に提示する。
- ・受講者は、manaba上に提示された資料類をダウンロード・印刷のうえ、毎回の授業に臨む。
- ・授業ではいくつかの課題を提示する（課題は、確認テストやミニレポートを予定している）。
課題についての詳細は、課題提示時（事前）に指示する。
- ・課題に対する全体的な講評等も、授業支援システム（manaba）上で行う予定である。

授業方法 ※その他、具体的な学習方法や注意点等については、初回授業時に指示します。
※概ね、以下の通りを行うことを予定していますが、項目によって扱う内容量に差があるため、若干のずれが生じうること、また、場合によって内容を前後させることがありうることは、予めご承知おきください。

【第1回】
ガイダンス／消費者法とはどのような分野か？～「消費者法」入門～

【第2回】
消費者法の対象・機能と消費者立法

【第3回】
消費者法とその他の法分野①～民法（民事法）～

【第4回】
消費者法とその他の法分野～②行政法・刑法（刑事法）など～

【第5回】
消費者保護の仕組み

【第6回】
消費者契約概観

【第7回】
不当広告・表示に対する規制①～景品表示法による規制～

【第8回】
不当広告・表示に対する規制②～その他の法律による規制～

【第9回】

勧誘に対する規制①～総論／情報提供義務など～

【第10回】

勧誘に対する規制②～適合性原則／その他～

【第11回】

勧誘に対する規制③～誤認類型・困惑類型～

【第12回】

勧誘に対する規制④～過量契約類型／その他～

【第13回】

契約内容に対する規制①～総論／民法上の規制～

【第14回】

契約内容に対する規制②～消費者契約法による規制～

【第15回】

消費者の権利の実現と救済手段①～権利の行使等～

【第16回】

消費者の権利の実現と救済手段②～裁判上／裁判外の紛争解決手段～

【第17回】

消費者法各論①～電子商取引・デジタルプラットフォームに関する問題～

【第18回】

消費者法各論②～継続的役務提供型取引に関する問題～

【第19回】

消費者法各論③～連鎖販売取引（マルチ商法）に関する問題～

【第20回】

消費者法各論④～消費者信用取引に関する問題（1）割賦販売法～

【第21回】

消費者法各論⑤～消費者信用取引に関する問題（2）貸金業法～

【第22回】

消費者法各論⑥～金融商品・投資取引に関する問題～

【第23回】

消費者法各論⑦～不動産取引に関する問題～

【第24回】

消費者法各論⑧～製造物責任に関する問題～

【第25回】

消費者法各論の復習～高齢者をめぐる消費者取引を通じて～

【第26回】

消費者法の総復習

授業計画

事前・事後学
修に必要な時
間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

シラバス記載の授業計画を参照し、次回授業で扱う予定の範囲・テーマにつき、教科書の該当箇所を読み込んだうえで、各回の授業に臨んでください（予習時点で、学習項目を頭の中で「目次」化し、どこが分かってどこが分からないかを明確にして授業に臨めば、メリハリの利いた受講ができることと思います）。

事前・事後学
修の内容

また、各種課題、試験は、当然、授業で扱うテーマからの出題となります。各回の受講を大切にしてください。

確認テスト・ミニレポート、及び定期試験を成績評価の対象とします。

評価割合は、確認テスト・ミニレポート：40%、定期試験：60%とします

（何らかの事情により、上記の成績評価配分また成績評価方法に変更を加える必要がある場合には、学期中、事前に伝達致します）。

成績評価方
法・基準

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行います。

課題（試験
やレポート
等）について
のフィードバック
方法

■テキスト：宮下修一ほか著『消費者法〔第2版〕（有斐閣ストゥディア）』（有斐閣、2024年）
ISBN 978-4-641-15130-7

教科書・指定 図書	なお、本講義において上記テキストを選定した理由については開講時に説明します。また、その他必要な文献（予習・復習のために用いる参考書類）については、開講時以降、適宜こちらから指示・紹介することとしたいと思います（必要に応じて、参考資料の類を配信することもあります）。
履修上の留 意点	授業時の注意点として、受講生の皆さんには、真剣に授業を受けている人に迷惑をかける行為（私語やスマートフォンの使用等）はとにかく慎んでほしいということをお願いします。
更新日	また当然ながら、学習時は、六法（＝主要な法令を掲載した条文集。コンパクトなものでよい）を携帯するなどし、条文を参照しながら取り組むことを習慣づけていただきたいと思います（詳細は、初回授業時に指示します）。
	2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LB307 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LB001000 国際私法 小野木 尚 春期 火曜日 2時限 7408教室 (AL) 春期 火曜日 3時限 7408教室 (AL) 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨 外国との交流が活発に行われる今日、日本人が海外で生活したり、外国人が日本で暮らすことも日常的なこととなっている。そこでは必然的に、国際結婚や離婚、不動産取引や遺産の相続などが2カ国以上の国境をまたいで、問題とならざるをえない。そのとき、どの国の私法が適用されるのか、法的関係に直接的に適用される「実質法」とは異なり、適用されるべき法＝「準拠法」を指定することにより、間接的に法的紛争を解決するのが国際私法なのである。

この講義では、まず国際私法の総論として、国際私法の意義、法源、歴史について概観した上で、国際私法の基本的な概念や準拠法決定プロセスを学習する。
次に各論として、日本の国際私法規定である「法の適用に関する通則法」を中心に、前半は契約や不法行為などの国際財産法の分野について、後半は国際結婚や養子縁組などの国際家族法の分野について学ぶ。

授業の内容 本科目では、①国際的な私人間の法律関係に適用される準拠法の決定方法を理解し、②日本の国際私法規定である「法の適用に関する通則法」を適用して、具体的事例において準拠法を導き出すこと、そして、③民事訴訟法等を適用して日本で訴えを提起できるかどうかを判断できるようになることを学びの到達目標とする。

科目の到達目標
(理解のレベル)

授業形態 講義
1. 事前にレジュメをmanabaに掲載する。
2. 授業は講義形式に基づき、レジュメに沿って進める。
3. 毎回の講義後に出題する課題を通じて、講義内容の理解度の確認を行う。

授業方法
I 総論
【第1回】ガイダンス、国際私法の意義、法源、歴史、比較国際私法と統一国際私法
【第2回】準拠法決定規則の基本的な構造

【第3回】性質決定、連結点の確定
【第4回】準拠法の特定、準拠法の適用

II 各論
(1) 国際財産法
【第5回】自然人
【第6回】法人

【第7回】契約 (1) 当事者自治の原則、契約の実質的成立要件、形式的成立要件
【第8回】契約 (2) 消費者契約、労働契約の準拠法

【第9回】不法行為 (1) 不法行為の準拠法
【第10回】不法行為 (2) 特殊の不法行為の準拠法

【第11回】物権 (1) 物権の準拠法
【第12回】物権 (2) 担保物件と約定物権の準拠法

【第13回】知的財産権の準拠法
【第14回】債権譲渡

(2) 国際家族法
【第15回】婚姻 (1) 実質的成立要件、形式的法律要件
【第16回】婚姻 (2) 婚姻の効力

【第17回】離婚
【第18回】親子 (1) 嫡出親子関係

【第19回】親子 (2) 非嫡出親子関係
【第20回】親子 (3) 養親子関係、親子関係の法律関係

【第21回】親子 (4) 国際的な子の奪い合い
【第22回】後見・扶養

【第23回】相続 (1) 相続準拠法
【第24回】相続 (2) 遺言

【第25回】国際家族関係における氏

【第26回】まとめ・総合復習

授業計画	項目によって扱う内容量に差があるため、若干のずれが生じうることは、予めご承知おきください。
事前・事後学修に必要な時間	本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修の内容	<ul style="list-style-type: none">・事前学習としては、教科書の該当箇所を通読し、事前の配布資料に目を通すこと・事後学修としては、課題を解いて理解度を自ら確認する。また、疑問点等があれば次回授業で質問ができるように準備すること。 定期試験：60% 毎回の課題：40%
成績評価方法・基準	※課題については毎回の授業の終わりに出題する。原則としてその週の金曜日までにmanabaを通じて提出すること。
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
教科書・指定図書	教科書（必ず準備） 嶋拓哉・高杉直編『国際私法』勁草書房 2025年12月出版 ISBN-978-4-326-45148-7 2,700円＋税 参考図書 道垣内正人・中西康編『国際私法百選（第3版）』（別冊Jurist No256）有斐閣出版 2021年11月15日出版 ISBN-978-4641115569
履修上の留意点	<ul style="list-style-type: none">・レジュメについてはmanabaを通じて事前に共有します（当日の配布はありません）。・主体性、積極性をもって講義に臨む学生諸君を歓迎します。・タブレットあるいはノートパソコンがあった方が望ましい。・六法を必ず持参すること。・講義に関して不明点がある場合、メールで問い合わせること。
更新日	2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LC201 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LC000100 商法総則・商行為法 A 組 渋谷 光義 秋期 火曜日 1時限 544教室 秋期 水曜日 1時限 544教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U
科目の趣旨	本科目では、商法典第一編総則および会社法第一編総則、ならびに商法典第二編商行為を中心に学修する。私法のなかで、個人生活一般を扱うのが民法であり、これに対し企業取引関係を扱うのが商法である。商法総則・商行為法では、この企業取引（商取引）について、総論として「総則」を、各論として「商行為」を取り上げるが、民法における一般取引との比較のうえで、企業取引をとらえていくことになる。 この授業では、商法分野のうち、「商法総則・商行為法」を中心に取り上げる。
授業の内容	商法上の制度や商取引の仕組みについて基本的な知識を修得するとともに、商法総則・商行為法の分野の基本的問題点に関する判例・学説の検討を通じて、法的なものの考え方を養成する。 ①民法の特別法としての商法の意義を理解し、説明できる。 ②商法上の制度・商取引の仕組みについて理解し、説明できる。
科目の到達 目標 (理解のレベル) 授業形態	③商法総則・商行為法の基本問題に関する理解を深める。 講義 対面型により、授業を行う。 講義形式で授業を進める。
授業方法	商法総則・商行為法は極めて技術的かつ合目的な分野であり、他の法分野と比べて難しい分野でもあるため、受講生は毎回テキストやこれに関連する資料を事前に予習しておくことが必要となる。 授業は条文を参照しながら行われるので、必ず最新版の六法を持参すること。 そのほか、manabaを通じて、レジュメを配布するので、授業の際に、レジュメを持参すること。 この授業では、前半で、商法総論、商行為の概念、商法上の諸制度について説明し、後半で、商事売買など各種の商行為について概観する。 会社法総則と大いに関係がある「商法総則」の部分に重点を置く。 以下のことをテーマとして、順次講義を進めていく。 なお、教員のスケジュール上の都合や、進度との関係によって変更の可能性がある。
	【第1回】ガイダンス 【第2回】商法の意義 【第3回】商法の特徴 【第4回】商法の法源 【第5回】商法の適用順位・商法の適用範囲 【第6回】商行為の意義と種類（1）商行為の意義・絶対的商行為 【第7回】商行為の意義と種類（2）営業的商行為・附属的商行為 【第8回】商人（1）意義・種類 【第9回】商人（2）商人資格の得喪 【第10回】営業（1）意義・営業所 【第11回】営業（2）営業譲渡

- 【第12回】商号（1）商号の意義・選定・登記・譲渡
- 【第13回】商号（2）名板貸
- 【第14回】商業使用人（1）総説・支配人
- 【第15回】商業使用人（2）表見支配人・その他の使用人
- 【第16回】商業登記（1）意義・登記事項
- 【第17回】商業登記（2）商業登記の効力
- 【第18回】商行為に関する通則（1）契約成立に関する規定
- 【第19回】商行為に関する通則（2）債務の履行・債権担保に関する規定
- 【第20回】商行為に関する通則（3）代理・委任に関する規定
- 【第21回】商事売買
- 【第22回】交互計算
- 【第23回】匿名組合
- 【第24回】仲介営業（1）代理商
- 【第25回】仲介営業（2）仲立人

【第26回】仲介営業（3）問屋

授業計画
事前・事後学
修に必要な時
間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

予習：授業の最後に予習すべき範囲が指定されるので、教科書・参考書の該当箇所を繰り返して読んでおくこと。予習するにあたっては、自分の頭で考えながら読み、理解するように努めること。

事前・事後学
修の内容

復習：レジュメ・教科書・参考書・授業で取ったノートに基づいて、授業で取り上げた事項を理解するように努めること。

成績評価方
法・基準

筆記試験（100％）により、成績評価を行うことを予定している。詳細は授業中に指示する。
なお、ビジネス実務法務検定の合格者には、試験の得点に「10点」を加点する。

課題（試験
やレポート
等）につい
てのフィード
バック
方法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

【教科書】

①近藤光男『商法総則・商行為法（第9版）』（有斐閣）ISBN 978-4-641-23308-9

②神作裕之＝藤田友敬編『商法判例百選』（有斐閣）ISBN 978-4-641-11543-9

【指定図書】

①大塚英明＝川島いづみ＝中東正文『商法総則・商行為法（第3版）』（有斐閣）

②北居功＝高田晴仁編『民法とつながる商法総則・商行為法（第2版）』（商事法務）

③落合誠一ほか『商法 I —総則・商行為（第6版）』（有斐閣）

教科書・指定
図書

④弥永真生『リーガルマインド商法総則・商行為法（第3版）』（有斐閣）

法律の体系上、ある程度の民法の理解がないと、商法の理解は著しく困難である。
そのため、民法のうち、財産法科目（民法総則、物権法、債権総論、債権各論）を履修済みまたは履修中であることが望ましい。

そのほか、「会社法」、「手形法・小切手法」などの商法科目も併せて履修することを薦める。

履修上の留
意点
更新日

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LC202 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LC000200 会社法 A 組 上田 廣美 春期 火曜日 3時限 224教室 春期 木曜日 2時限 224教室
単位数 受講可能学部 備考	4 E/L/I/C/U 実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	本科目では、会社法を中心に学修する。会社法は企業法の基本であり、最重要な科目である。会社法は、経済活動の主体である会社企業、とりわけ株式会社の組織に関する法制度を言及する組織法である。現代社会において、株式会社の重要性は大きく、したがって講義内容も単なる法制度の理解だけでなく、判例や時事的問題も詳細に取り上げる必要がある。本授業では、企業法務の実務家であった担当教員の経験をいかして、民間企業志望者はもちろん、とくに公務員志望者にも通用する視点で、会社法学を広く入門的にあるい公務員試験・検定試験対策として学ぶことができる。法学部の授業では学ぶ機会がすくない、企業実務や行政指導に必須なコーポレートガバナンスコードやSDGsなどのソフト・ローも学ぶことができる。本年度は、企業の実務家とのセッションも行う予定。定期試験では、指定教科書を参照しながらマークシート回答することで、就職試験・公務員試験や検定試験を疑似体験できる。法解釈論や判例評釈に関する論述問題は行わない。
授業の内容	到達目標は、大卒者として、企業はもちろん、行政担当の公務員に要求されるレベルを目指す。具体的には、株式会社を中心に、経済活動の主体である会社法人に関する組織法である「会社法」を学ぶことにより、ビジネス実務法務検定試験3級に出題されるレベル。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義 対面授業。指定教科書とPCまたはタブレット、ノート・筆記具をかならず持参。毎回授業内に50字程度の「授業内容確認レポート」を求める。 教員による講義を指定教科書を開きながら、ノートまたは教科書への書き込みながら講義を受ける。 本年度は、26回中1回、企業の実務家とのZoomセッションも行う予定。
授業方法	私語等につき定期試験点数より10点減点措置あり。3回減点をうけると単位認定しない。 本シラバスは2025年12月の情報にもとづき作成されている。2026年4月開講時に変更があった場合は、履修生にmanabaコースニュースまたは授業で案内する。
	<p>【授業計画】</p> <p>第1回 ガイダンス 教室教卓PCの動作確認後の授業開始となる。授業の進め方・試験規程とその懲戒につき説明する。</p> <p>第2回 会社法総説 商法科目のうち、会社法人の組織法としての会社法の位置づけを明確に理解する。</p> <p>第3回 法人と法人格否認の法理 会社法人を隠れ蓑にして詐害行為を行う場合に、その場合において法人格を否認して取引の相手方を保護する事例を学ぶ。</p> <p>第4回 発起設立 会社法人の設立のうち、発起人のみを出資者として設立する場合の法手続きを学ぶ。</p> <p>第5回 募集設立 会社法人の設立のうち、発起人以外の者にも出資を募って設立する場合の法手続きを学ぶ。</p> <p>第6回 株主の地位と権利 株式会社の出資者であり、所有者である株主の地位と共益権や自益権等の主な権利について学ぶ。</p> <p>第7回 株式会社の機関構造 株主総会および会社の運営機関の設計に関し、監査役設置会社をはじめ他の設計についても学ぶ。</p> <p>第8回 株主総会の手続 株主総会の招集手続きをはじめ、取締役設置会社を中心に株主総会の会社法上の権限について学んでいく。</p> <p>第9回 株主総会の問題点 バーチャル型株主総会の可能性など、近時の問題について、企業の法務担当者を招聘し、教員との対談を行う予定。この模様につきレポート課題あり。</p> <p>第10回 取締役と取締役会 監査役会設置会社を基本形として、経営者として取締役とその合議体である取締役会について学ぶ。</p> <p>第11回 取締役の義務 会社法の定める取締役の義務として、善管注意義務、忠実義務、競業避止義務、利益相反等について学ぶ。</p> <p>第12回 取締役の責任 会社法の定める取締役の責任として、義務違反としての任務懈怠や法令違反、経営判断の原則との関係について学ぶ。</p> <p>第13回 株主代表訴訟 役員が会社に対する責任追及を、株主が会社を代表して行う株主代表訴訟の仕組みと事例について理解する。</p> <p>第14回 監査役・会計参与・会計監査人 会社経営を監督・監査する役割を担う機関につき、監査役および会計監査人を中心に学ぶ。</p> <p>第15回 株式会社の運営機関とガバナンス コーポレート・ガバナンスの視点から、会社法上の株式会社の運営機関の在り方について考察する。</p> <p>第16回 自己株式 株式会社が自社の株式を取得する意味について、その制度と許容される場合について学ぶ。</p> <p>第17回 株式の譲渡 株式は自由譲渡の原則があるが、その例外として譲渡制限株式の制度について学んでいく。</p>

第18回 募集株式と新株発行
 株式会社は資金調達的手段として、株式を新たに発行することができる。その法的意味について考察する。
 第19回 新株予約権
 株式会社は、募集株式の発行に関し予約権を発行することができる。その仕組みと利用における法的意味を考察する。
 第20回 社債
 株式会社は資金調達に手段として、社債を発行することができる。社債と株式の違いを正しく理解する。
 第21回 会計帳簿と計算書類
 財務諸表のうち、損益計算書と貸借対照表を取り上げて、その基本的な読み方を概説する。
 第22回 組織再編
 事業活動を進めるうちに、企業はその組織を再編成することで企業価値を高めようとすることを学ぶ。
 第23回 合併
 包括的承継として、複数の会社が一つの法人格に統合される場合、吸収合併および新設合併について学ぶ。
 第24回 分割
 いわゆる「切り出し」として、会社がある事業部門を分割するさまざまな法的手法を学ぶ。
 第25回 株式交換・株式移転
 会社の株式をお互いに交換したり移転することで、資本提携を行ったり、子会社となる手法について学ぶ。
 第26回 営業譲渡
 会社の事業部門を他社に譲渡する営業譲渡では、一般に法人格は維持される。会社法上の組織再編との相違を学ぶ。

授業計画 上記は進度にあわせ変更される場合がある。
 事前・事後学 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
 修に必要な時 間

授業外学修は、
 事前学習：教科書の次のページを読んでおくこと
 事後学習：授業で筆記したノート・教科書書き込みを整理しておくこと
 聴きながら要点を筆記できる能力は社会人に必須。職場の上司や取引先は板書してくれない。板書を見て書き写すだけでは、大学教育の到達レベルとはいえない。トークを聴きながらメモするスキルをこの授業で学んでほしい。

事前・事後学 修の内容
 定期試験（筆記試験・指定教科書のみ持ち込みを認める）90%、レポート課題10%。ただし、レポート課題の出題がなかった場合は定期試験100%。
 春学期期間中に実施されるビジネス実務法務検定試験または商法系の検定試験に合格した者には定期試験の得点に10点を加点する。ビジネス実務法務検定：<https://kentei.tokyo-cci.or.jp/houmu/exam-info/>
 この資格は、民間企業就職の際に有利である。3級から挑戦することが望ましい。

成績評価方 法・基準
 課題（試験 やレポート 等）について のフィードバック 方法
 本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

教科書・指定 図書
 上田廣美『シン会社法プラス』信山社
 授業中の参照・書き込みに使用し、定期試験は参照しながら回答する。

教室入室して受講するときは私語・感染症対策に注意すること。席の移動を求められることがある。
 授業中の私語は厳禁とし、場合によっては、定期試験の得点から10点減点する。3回減点措置（30点減点）となった者には単位を与えない。
 静謐な環境で受講生がお互いに受講できるようにしてほしい。
 毎回授業内に行う「授業内容確認レポート」の提出が60%に満たない場合は、学則に従い、成績評価を受けることができない。

履修上の留 意点
 更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LC202 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LC000210 会社法B組 小倉 健裕 春期 月曜日 1時限 521教室 春期 火曜日 1時限 521教室 4 E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	本科目では、会社法を中心に学修する。会社法は企業法の基本であり、最重要な科目である。会社法は、経済活動の主体である会社企業、とりわけ株式会社の組織に関する法制度を言及する組織法である。現代社会において、株式会社の重要性は大きく、したがって講義内容も単なる法制度の理解だけでなく、判例や時事的問題も詳細に取り上げる必要がある。会社は、事業を行い、そこから生じた利益を構成員に分配することを目的とした団体である。現代の経済において会社という主体が登場しない分野はなく、とくに株式会社の重要であることはいうまでもない。
授業の内容	法学部の設置科目として、本講義では株式会社を主な対象として、その法的観点からの解説を行う。2005年に制定された「会社法」が最重要の法律であり、本講義はその体系的理解のための解説に努める。 ①株式会社の機関設計や株主の権利といった、法律が規定している株式会社自体の仕組みを理解し、説明できるようになること。 ②会社に関わる様々な利害関係者（会社自体、株主、取締役、監査役、会計監査人、会社債権者、従業員、消費者など）の間で、会社法がいかなる調整と規律を行っているかを理解し、説明できるようになること。
科目の到達 目標 （理解のレベル）	
授業形態 授業方法	講義 指定テキストにしたがい講義を行う。 【第1回】会社法総論（1）：会社の意義 【第2回】会社法総論（2）：法人としての会社 【第3回】機関構成（1）：会社の機関の意義、決定と執行 【第4回】機関構成（2）：機関の分離 業務執行と監督 【第5回】機関構成（3）：機関の分離 監督体制の強化 【第6回】株主と株主総会（1）：株主の権利 株主平等の原則 共益権と自益権 【第7回】株主と株主総会（2）：株主の権利 株主名簿と基準日 【第8回】株主と株主総会（3）：株主総会 招集と議題の決定 議決権行使 代理行使 【第9回】株主と株主総会（4）：株主総会 総会決議の瑕疵 【第10回】株主と株主総会（5）：種類株式の意義 種類株式の内容 種類株主総会 【第11回】業務執行と監督（1）：取締役の地位 任務 報酬 【第12回】業務執行と監督（2）：取締役会と代表取締役 【第13回】中間試験およびその解説 【第14回】業務執行と監督（3）：監査等委員会設置会社と指名委員会等設置会社 【第15回】業務執行と監督（4）：取締役の義務 忠実義務 【第16回】業務執行と監督（5）：取締役の義務 競業規制と利益相反取引規制 【第17回】業務執行と監督（6）：取締役の責任 【第18回】業務執行と監督（7）：監査役 【第19回】資金調達（1）新株発行・授権資本制度 【第20回】資金調達（2）有利発行と不公正発行 【第21回】資金調達（3）社債 【第22回】会社の計算（1） 資本金 資本準備金と利益準備金

【第23回】会社の計算（2） 剰余金の分配規制

【第24回】会社の設立・解散

【第25回】組織再編（1） 事業譲渡、会社の合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付

【第26回】期末試験およびその解説

授業計画
事前・事後学修に必要な時間
本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後学修の内容
指定テキストおよび百選の、各回の講義内容に対応する箇所を読んでおくこと。

成績評価方法・基準
中間試験および期末試験（50%×2）による。
試験は、授業時間の一部を利用して実施する。

課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法
本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

中東＝白井＝北川＝福島著『会社法（2版）』（有斐閣、2021年）
会社法判例百選〔第4版〕（2021年）

教科書・指定図書
このほか、図書館の指定図書コーナーを参照のこと。

履修上の留意点
最新の六法を持参すること。
インターネットをとおして条文を参照するときは、e-gov法令検索"<https://elaws.e-gov.go.jp/>"を利用すること。

更新日
2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LC303 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LC000500 手形・小切手法 渋谷 光義 春期 火曜日 1時限 544教室 春期 金曜日 1時限 544教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	手形・小切手は、一定定額の金銭の支払いを目的とする有価証券であり、証券に表章された権利の確実な行使と容易な譲渡が法的に保障されている。手形・小切手は、たとえば売買代金の支払い手段、送金または取り立ての手段として、特に手形は信用利用の手段としていろいろな形で用いられ、現代経済社会において、重要な役割を果たしている。きわめて技術的な手形・小切手の法制度の仕組みの理解とこれにつき生ずる様々な法的問題の処理の仕方が取り扱われる。 この授業では、商法分野のうち、「手形法・小切手法」を取り上げる。 手形・小切手に対する法規制の基本的な知識を身に付けるとともに、手形法・小切手法の基本問題の検討を通じて、法的なものへの考え方を養うことを目的とする。
授業の内容	①約束手形・為替手形・小切手の異同を説明できる。 ②手形・小切手の経済的な機能を説明できる。 ③有価証券としての手形・小切手の特質を理解し、説明できる。 ④手形法・小切手法の基本問題に関する理解を深める。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義 対面型により、授業を行う。 講義形式で授業を進める。 手形法・小切手法は極めて技術的かつ合目的な法律であり、他の法分野と比べて難しい分野でもあるため、受講生は毎回テキストやこれに関連する資料を事前に予習しておくことが必要となる。 授業は条文を参照しながら行われるので、必ず最新版の六法を持参すること。
授業方法	そのほか、manabaを通じて、レジュメを配布するので、授業の際に、レジュメを持参すること。 この授業では、前半で、手形の意義、手形の法的性質など「手形法・小切手法総論」を取り上げ、後半で、振出、裏書など「手形法・小切手法各論」を取り上げる。 以下のことをテーマとして、順次講義を進めていく。 なお、教員のスケジュール上の都合や、進度との関係によって変更の可能性がある。 【第1回】ガイダンス 【第2回】手形・小切手の意義 【第3回】手形・小切手の経済的機能 【第4回】手形法とは何か 【第5回】手形の法的性質(1) 要式証券性・指図証券性 【第6回】手形の法的性質(2) 呈示証券性・受戻証券性 【第7回】手形の法的性質(3) 設権証券性・無因証券性 【第8回】手形の法的性質(4) 文言証券性 【第9回】手形行為 【第10回】手形理論(1) 交付契約説・発行説・創造説 【第11回】手形理論(2) 判例の変遷 【第12回】手形署名(1) 総説・手形能力

- 【第13回】手形署名(2) 偽造
- 【第14回】手形署名(3) 意思表示の瑕疵
- 【第15回】手形署名(4) 手形行為独立の原則
- 【第16回】手形行為の代理
- 【第17回】振出(1) 基本手形・振出の方式
- 【第18回】振出(2) 必要的記載事項
- 【第19回】振出(3) 必要的記載事項・有益の記載事項
- 【第20回】裏書(1) 権利移轉的効力・担保的効力
- 【第21回】裏書(2) 手形抗弁・人的抗弁の切断
- 【第22回】裏書(3) 悪意の抗弁・融通手形の抗弁
- 【第23回】裏書(4) 後者の抗弁・二重無権の抗弁
- 【第24回】裏書の連続(1) 総説・権利推定
- 【第25回】裏書の連続(2) 善意取得・支払免責

【第26回】特殊な裏書

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

予習：授業の最後に予習すべき範囲が指定されるので、教科書・参考書の該当箇所を繰り返して読んでおくこと。予習するにあたっては、自分の頭で考えながら読み、理解するように努めること。

復習：レジュメ・教科書・参考書・授業で取ったノートに基づいて、授業で取り上げた事項を理解するように努めること。

筆記試験（100％）により、成績評価を行うことを予定している。詳細は授業中に指示する。

なお、ビジネス実務法務検定の合格者には、試験の得点に「10点」を加算する。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

【教科書】

- ①早川徹『基本講義手形・小切手法（第2版）』（新世社）ISBN 978-4-88384-288-9
- ②神田秀樹＝神作裕之編『手形小切手判例百選（第7版）』（有斐閣）ISBN 978-4-641-11522-4

【指定図書】

- ①弥永真生『リーガルマインド手形法小切手法（第3版）』（有斐閣）
- ②川村正幸『手形法小切手法（第4版）』（新世社）
- ③大塚龍児ほか『商法Ⅲ—手形・小切手（第5版）』（有斐閣）
- ④田邊宏康『手形小切手法講義（第3版）』（成文堂）

⑤宮島司『やさしい手形法・小切手法（第2版）』（法学書院）

法律の体系上、ある程度の民法の理解がないと、商法の理解は著しく困難である。そのため、民法のうち、財産法科目（民法総則、物権法、債権総論、債権各論）を履修済みであることが望ましい。そのほか、「会社法」、「商法総則・商行為法」などの商法科目も併せて履修することを薦める。

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LD101 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LD000100 刑法 I（総論） A組 山本 高子 秋期 月曜日 4時限 522教室 秋期 金曜日 1時限 522教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	刑法総論は、刑法上の「犯罪」の一般的成立要件について学ぶ科目である。内容は、刑法の基礎理論、犯罪の3大成立要件である[1] 構成要件（不作為犯、因果関係等）、[2] 違法性（正当防衛、緊急避難、被害者の同意等）、[3] 責任（故意、錯誤、過失、責任能力等）が中心となる。その後、構成要件の修正形式といわれる未遂犯、共犯について学び、最後に、複数の犯罪が成立する場合の刑法上の処理方法に関する罪数論、刑罰論について学ぶ。 本講義は刑法総論を取り扱います。刑法総論は、犯罪全般について検討する犯罪論と刑罰の本質について検討する刑罰論とに大別されます。
授業の内容	刑法は、学説の対立が激しい法領域です。従って、学説や判例の解説に主眼が置かれることとなりますが、抽象的な議論ばかりではなく、具体的な事例を取り上げながら、講義を進めていきたいと思ひます。その上で、学説や判例の立場を参考に、自分が支持する立場を導き、さらには具体的な事例に対する妥当な結論が導けるように、授業をまとめていきたいと思ひます。 基本的人権の保障と社会秩序の維持の調和を念頭に置きながら、刑法総論上の諸問題につき、結論の妥当性ある解釈論を展開することができるよう、講義を進めていきたいと思ひます。ノートをとる力、自分の頭で考える力を身につけ、論理整合性ある結論を導くことができるようになることを目標とします。法科大学院への進学を考えている学生にも有意義な講義となるようにしたいと思ひます。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義 原則として講義形式をとります。あらかじめmanabaにレジュメを載せておきますので、可能であれば目を通して講義に出席してください。
授業方法	学生の考え方や理解をはかるため、適宜responのアンケートを使用します。 【第1回】ガイダンス、刑法の基礎 【第2回】刑罰とは何か、刑法の効力 【第3回】罪刑法定主義、犯罪論概説 【第4回】構成要件 【第5回】因果関係 【第6回】正犯性 【第7回】不作為犯 【第8回】違法性論 【第9回】正当防衛 【第10回】緊急避難、自救行為 【第11回】正当行為 【第12回】義務の衝突、被害者の承諾 【第13回】責任論概説 【第14回】責任能力、原因において自由な行為 【第15回】故意 【第16回】事実の錯誤 【第17回】違法性の錯誤 【第18回】過失、期待可能性 【第19回】未遂論概説、実行の着手 【第20回】中止犯、不能犯

【第21回】共犯論概説

【第22回】共同正犯

【第23回】教唆犯、従犯

【第24回】共犯と身分

【第25回】共犯の諸問題

【第26回】罪数論

授業計画 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学修に必要な時間

あらかじめレジユメをmanabaからダウンロードして、可能な範囲で目を通してください。
また、もし可能であれば、指定図書を読んで講義に出席すると理解が深まると思います。
講義後は、レジユメやノートをしっかりと見直して復習してください。

事前・事後学修の内容 授業内小テスト（30点）と期末試験（70点）により総合的に評価します。

成績評価方法・基準 本授業での課題や試験の講評・解説については、manaba上に資料を載せますので、目を通して確認してください。

課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法
〔指定図書〕立石二六著 『刑法総論〔第4版〕』（成文堂、2015）

教科書・指定図書 佐伯仁志・橋爪隆編 『刑法判例百選 I 総論〔第8版〕』（有斐閣、2020）

履修上の留意点 特に前もって履修しておくべき科目はありません。刑法に関心がある学生であればどなたでも歓迎します。各回で取り上げる問題点について、主体的に考えることを心がけてください。

更新日 2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LD101 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LD000110 刑法Ⅰ（総論）B組 後藤 啓介 秋期 水曜日 1時限 521教室 秋期 金曜日 1時限 521教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U
科目の趣旨	刑法総論は、刑法上の「犯罪」の一般的成立要件について学ぶ科目である。内容は、刑法の基礎理論、犯罪の3大成立要件である〔1〕構成要件（不作為犯、因果関係等）、〔2〕違法性（正当防衛、緊急避難、被害者の同意等）、〔3〕責任（故意、錯誤、過失、責任能力等）が中心となる。その後、構成要件の修正形式といわれる未遂犯、共犯について学び、最後に、複数の犯罪が成立する場合の刑法上の処理方法に関する罪数論、刑罰論について学ぶ。
授業の内容	この授業では、犯罪および刑罰に関する法律である刑法を対象とし、刑法典第1編「総則」（1条～72条）を中心に検討する。刑罰論を含む刑法の基礎理論を踏まえつつ、犯罪の成立要件である構成要件、違法性および責任について、その体系的構造と相互関係を明らかにする。さらに、構成要件の修正形式といわれる未遂犯や共犯、複数の犯罪が成立する場合の処理方法に関する罪数論についても取り上げる。判例に現れた実際の事件・事案を素材として、刑法総論の主要論点を検討し、抽象的な法概念を具体的な事実関係に即して考察する。
科目の到達 目標 （理解のレベル）	学生は、刑法総論の基礎的な知識を身につけ、構成要件、違法性および責任といった基本的な法概念の意味と相互関係を理解できるようになる。また、判例に現れた実際の事件・事案の検討を通じて、抽象的な法概念を具体的な事実関係に即して把握し、刑法総論の枠組みに基づいて犯罪の成否を論理的に説明する力を修得する。
授業形態	講義
授業方法	【原則、対面による講義形式】 授業に先立ち、レジュメ等をmanabaで事前に配布する。履修者は、これに基づいて予習を行う。授業時間には、原則として対面による講義を実施するとともに、レジュメ等に基づき、全26回の授業に各1回対応する課題（小テスト等）をmanabaに提示する。履修者は、提示された課題に取り組み、所定の期限内にmanabaを通じて提出する。課題提出期間終了後には正解を公表するため、レジュメ等を参照しながら復習を行う。 なお、感染症対策等の諸事情により、授業方法を変更することがある。
	【第1回】 刑法の存在理由と機能、刑罰論（〔相対的〕応報刑論、目的刑論）
	【第2回】 刑法の3つの基本原則（行為主義、罪刑法定主義、および、責任主義）
	【第3回】 刑法の解釈（形式的な種類と実質的な区別）と適用（時間的・場所的・人的適用範囲）
	【第4回】 犯罪論の基礎理論（犯罪の概念・成立要件・構成要件、犯罪の本質、行為無価値論と結果無価値論）
	【第5回】 因果関係（条件関係、法的因果関係、相当因果関係説、客観的帰属論）
	【第6回】 不作為犯（真正不作為犯と不真正不作為犯、作為義務、保証者的地位）
	【第7回】 故意（事実の認識と意味の認識、確定的故意と不確定的故意、未必の故意）
	【第8回】 錯誤論（事実の錯誤と違法性の錯誤、具体的事実の錯誤、抽象的事実の錯誤）
	【第9回】 過失犯（結果の予見可能性、結果回避義務違反、結果回避可能性）
	【第10回】 結果的加重犯（重い結果と過失の要否、存在理由と刑事政策的意義、構造と成立要件）
	【第11回】 違法性と違法性阻却の基礎理論（可罰的違法性、法益衝突・利益葛藤の解決）
	【第12回】 正当行為（法令行為、正当業務行為、および、その他の正当行為）
	【第13回】 正当防衛（急迫性、不正性、侵害、権利防衛行為、やむを得ずにした行為）
	【第14回】 過剰防衛、誤想防衛、誤想過剰防衛（違法・責任減少説、質的過剰と量的過剰）
	【第15回】 緊急避難（現在の危難、避難行為、法益の均衡）およびその他の緊急行為
	【第16回】 自己決定権に基づく違法性阻却事由（被害者の同意、治療行為、安楽死、尊厳死）
	【第17回】 過失犯と違法性阻却事由、違法性阻却事由の錯誤、および、責任論の基礎
	【第18回】 責任要素（責任能力、違法性の意識の可能性、適法行為の期待可能性）
	【第19回】 未遂犯（既遂と未遂、着手未遂と実行未遂、未遂処罰の根拠、実行の着手時期）

- 【第20回】 不能犯（事実の欠缺、幻覚犯、迷信犯、危険判断の構造、危険判断の基礎事情）
- 【第21回】 中止犯（刑の必要的減免事由、着手中止と実行中止、予備の中止）
- 【第22回】 正犯と共犯（正犯の概念と共犯の概念、間接正犯、原因において自由な行為）
- 【第23回】 共同正犯（犯罪共同説と行為共同説、共謀共同正犯、承継的共同正犯）
- 【第24回】 教唆犯と幫助犯（共犯の処罰根拠、共犯の従属性、間接教唆、不作為の幫助犯）
- 【第25回】 共犯（広義）をめぐる諸問題（共犯と錯誤、共犯の中止と共犯関係の解消、共犯と身分）
- 【第26回】 犯罪の個数および競合（構成要件標準説、一罪の意義と種類、併合罪と科刑上一罪）

※ 授業の内容・順番は、履修者の理解度および授業の進度・展開に応じて変更されることがある。
 ※※ 課題の具体的な内容や、その提出時期などについては、授業期間中に別途指示する。

授業計画
 事前・事後学
 修に必要な時
 間

事前学修：授業に関するレジュメ等をmanabaで事前に配布する。履修者は、教科書・指定図書等と併せてレジュメ等を読み、各回の内容を把握した上で授業に臨む。
 事後学修：manabaでの課題提出期間終了後に正解を公表する。履修者は、これを参照しながらレジュメ等を再確認し、課題の内容を踏まえて復習を行うとともに、教科書・指定図書等を読み返して理解を深める。

事前・事後学
 修の内容

評価：課題（50%）および定期試験期間中の期末試験（50%）。
 課題：全26回の授業に各1回対応（各10点、計260点を50点満点に換算）し、所定の期限内にmanabaに提出する。
 課題点の算定方法：獲得点 ÷ 260 × 50 により換算する（小数点以下切捨て）。
 期末試験：50点満点とする。
 履修要件：26回中18回以上の出席および18回以上の課題提出を要する（病気・入院等の正当な理由がある欠席または課題未提出の場合の取扱いは、別途manabaで指示する）。

成績評価方
 法・基準
 課題（試験
 やレポート
 等）につい
 てのフィード
 バック
 方法

この授業における課題（試験・レポート等）の講評および解説は、授業内（口頭）またはmanaba上で行う。

教科書・指定
 図書

- 【指定図書】 井田良＝佐藤拓磨〔編著〕『よくわかる刑法〔第3版〕』ミネルヴァ書房（2018年）
- 【指定図書】 井田良『入門刑法学・総論〔第2版〕』有斐閣（2018年）
- 【指定図書】 井田良『講義刑法学・総論〔第2版〕』有斐閣（2018年）
- 【指定図書】 佐伯仁志＝橋爪隆〔編〕『刑法判例百選 I 総論〔第8版〕』有斐閣（2020年）
- 【指定図書】 井田良＝城下裕二〔編〕『刑法総論判例インデックス〔第2版〕』商事法務（2019年）

履修上の留
 意点
 更新日

初回授業の前日までに、manabaのコースニュースにおいて本授業の受講方法を案内する予定である。初回授業にあたっては、あらかじめその内容を確認しておくことが望ましい。
 授業26回分に対応する課題は、原則としてmanabaを通じて所定の期日までに提出する予定である。そのため、授業時間中にインターネットを利用できる環境を整えておくことが望ましい。

2026/3/18

開設	法律学科
科目ナンバー	LD201
カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連)	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LD000200
講義名	刑法Ⅱ (各論) A組
担当者名	山本 高子
開講情報	春期 月曜日 4時限 232教室 春期 木曜日 1時限 232教室
単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U
備考	

科目の趣旨	<p>刑法各論は、刑法総論で学ぶ犯罪の一般的成立要件に関する知識を前提として、個々の犯罪の特殊な成立要件を学ぶ科目である。内容は、刑法典第二編「罪」の諸規定が予定する法益を保護するために最も適切な解釈を学ぶため、個人的法益に対する罪 (生命・身体に対する罪、自由に対する罪、財産に対する罪等)、社会的法益に対する罪 (公共安全に対する罪、公共の信用に対する罪等)、国家的法益に対する罪等、保護法益毎に学んでゆく。</p> <p>刑法各論では、刑法典上の各犯罪について個別的検討を行います。その際、当該犯罪の保護法益は何かということを念頭に置きながら、その犯罪の特徴を把握することが大切です。</p> <p>本講義では、刑法各則上の犯罪を個人的法益、社会的法益、国家的法益に区分し、その順序で講義することとします。抽象的な議論ばかりでなく、具体的な事例も取り上げながら、講義を進めていきたいと思っております。古典的な問題だけでなく、現代的な問題や議論にも留意したいと思っております。</p>
授業の内容	<p>基本的人権の尊重と社会秩序の維持の調和を念頭に置きながら、妥当な結論を導くことができる解釈論を展開する力を身につけることを最終的な目標とします。論理的な矛盾なく、統合的な理論を展開できるようになってほしいです。また、刑法総論の問題領域へも横断的に思考を及ぼすことができるようにしたいと思います。</p>
科目の到達目標 (理解のレベル)	
授業形態	<p>講義</p> <p>レジュメを使用し、講義形式で行います。レジュメはあらかじめmanabaに載せておきますので、可能な範囲で目を通してください。</p>
授業方法	<p>学生の皆さんの考え方や理解度をはかるために、適宜responのアンケートを使用します。</p> <p>【第1回】ガイダンス、人の意義</p> <p>【第2回】個人的法益に対する罪概論、殺人の罪</p> <p>【第3回】傷害の罪、過失傷害の罪</p> <p>【第4回】墮胎の罪、遺棄の罪</p> <p>【第5回】逮捕および監禁の罪、脅迫の罪</p> <p>【第6回】略取・誘拐および人身売買の罪、性的自由・感情に対する罪</p> <p>【第7回】住居を侵す罪、業務に対する罪、秘密を侵す罪</p> <p>【第8回】名誉および信用に対する罪</p> <p>【第9回】財産犯総論</p> <p>【第10回】窃盗の罪</p> <p>【第11回】強盗の罪</p> <p>【第12回】詐欺の罪</p> <p>【第13回】恐喝の罪</p> <p>【第14回】横領の罪</p> <p>【第15回】背任の罪</p> <p>【第16回】盗品等に関する罪、毀棄および隠匿の罪</p> <p>【第17回】社会的法益に対する罪概論、騒乱の罪</p> <p>【第18回】放火および失火の罪</p> <p>【第19回】出水および水利に関する罪、往来を妨害する罪</p> <p>【第20回】飲料水に関する罪、あへん煙に関する罪、通貨偽造の罪</p> <p>【第21回】文書偽造の罪</p>

【第22回】印章偽造の罪、支払用カード電磁的記録・不正指令電磁的記録に関する罪

【第23回】風俗に対する罪、国家的法益に対する罪概論、国家の存立に対する罪

【第24回】公務の執行を妨害する罪

【第25回】逃走の罪、犯人蔵匿および証拠隠滅の罪、偽証の罪、虚偽告訴の罪

【第26回】汚職の罪

授業計画
事前・事後学修に必要な時間
本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

あらかじめレジメをmanabaに載せておきますので、可能な範囲で目を通してください。
講義の後は、レジメやノートをしっかり復習してください。指定図書や判例百選にも目を通すことで、より理解が深まると思います。

事前・事後学修の内容
成績評価方法・基準
レポート（100％）により評価します。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内に説明する、もしくはmanaba上に資料を載せますので、目を通してください。

課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法

〔指定図書〕 井田良 『講義刑法学・各論〔第3版〕』（有斐閣、2023）

山口厚 『刑法各論〔第3版〕』（有斐閣、2024）

教科書・指定図書
履修上の留意点
更新日
佐伯仁志・橋爪隆編 『刑法判例百選Ⅱ〔第8版〕』（有斐閣、2020）

刑法総論を履修しているか、履修済みであることが望ましいと思います。

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LD201 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LD000210 刑法Ⅱ（各論）B組 後藤 啓介 春期 水曜日 1時限 521教室 春期 金曜日 1時限 521教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U
科目の趣旨	刑法各論は、刑法総論で学ぶ犯罪の一般的成立要件に関する知識を前提として、個々の犯罪の特殊な成立要件を学ぶ科目である。内容は、刑法典第二編「罪」の諸規定が予定する法益を保護するために最も適切な解釈を学ぶため、個人的法益に対する罪（生命・身体に対する罪、自由に対する罪、財産に対する罪等）、社会的法益に対する罪（公共の安全に対する罪、公共の信用に対する罪等）、国家的法益に対する罪等、保護法益毎に学んでゆく。
授業の内容	この授業では、犯罪および刑罰に関する法律である刑法のうち、刑法典第2編「罪」（77条～264条）を対象として、解釈論上重要な諸問題を検討する。個人的法益、社会的法益および国家的法益に対する罪を中心に、主要な犯罪類型を体系的に取り上げる。各犯罪について、保護法益の内容とその意義を踏まえた上で構成要件の特質を整理しつつ、判例に現れた実際の事件・事案を素材として、判例・学説を踏まえ、刑法各論の主要論点を具体的な事実関係に即して考察する。
科目の到達 目標 （理解のレベル）	学生は、刑法各論の基礎的な知識を身につけ、各犯罪類型に固有の構成要件や法概念の意味・内容を理解できるようになる。また、判例に現れた実際の事件・事案の検討を通じて、抽象的な法概念を具体的な事実関係に即して把握し、刑法各論の枠組みに基づいて犯罪の成否を論理的に説明する力を修得する。
授業形態	講義
授業方法	【原則、対面による講義形式】 授業に先立ち、レジュメ等をmanabaで事前に配布する。履修者は、これに基づいて予習を行う。授業時間には、原則として対面による講義を実施するとともに、レジュメ等に基づき、全26回の授業に各1回対応する課題（小テスト等）をmanabaに提示する。履修者は、提示された課題に取り組み、所定の期限内にmanabaを通じて提出する。課題提出期間終了後には正解を公表するため、レジュメ等を参照しながら復習を行う。 なお、感染症対策等の諸事情により、授業方法を変更することがある。
	【第1回】 刑法各論とは何か（総論的思考と各論的思考の相違、保護法益）、個人的法益に対する罪・総説
	【第2回】 生命に対する罪（人の始期と終期、殺人罪、自殺関与罪と同意殺人罪）
	【第3回】 身体に対する罪（傷害罪、傷害致死罪、暴行罪、過失致死傷罪、危険運転致死傷罪）
	【第4回】 生命・身体に対する危険犯（堕胎罪、単純遺棄罪、保護責任者遺棄罪）
	【第5回】 自由に対する罪（脅迫罪、強要罪、逮捕・監禁罪、略取・誘拐罪）
	【第6回】 個人の私的領域を侵す罪（住居侵入罪、住居不退去罪、平穩説と新住居権説）
	【第7回】 名誉に対する罪（名誉の概念、「公然」の意義、「表現の自由」と「名誉の保護」との調和）
	【第8回】 信用および業務に対する罪（偽計と威力、業務と公務の区別、「強制力を行使する」権力的公務）
	【第9回】 財産罪総説（領得罪、移転罪、財物の意義、財産犯の保護法益、不法領得の意思）
	【第10回】 窃盗の罪（窃取の意義、占有の意義、死者の占有、不動産侵奪罪、親族相盗例）
	【第11回】 強盗の罪（1）強盗罪（暴行・脅迫の時期、財産上の利益の取得方法）、事後強盗罪
	【第12回】 強盗の罪（2）昏酔強盗罪、強盗致死傷罪（強盗行為と死傷結果の関係）、強盗予備罪
	【第13回】 詐欺の罪（1）欺罔行為、処分行為、財産上の損害、不法原因給付と詐欺
	【第14回】 詐欺の罪（2）無銭飲食・宿泊、クレジットカード詐欺、キセル乗車、誤振込み
	【第15回】 恐喝の罪（権利行使と恐喝罪の成否、黙示の処分行為と恐喝罪の成否）
	【第16回】 横領の罪（横領の意義、領得行為説と越権行為説、不動産の二重譲渡）
	【第17回】 背任の罪（事務処理者、図利・加害目的、財産上の損害、横領と背任の区別）
	【第18回】 盗品等に関する罪、毀棄および隠匿の罪（毀棄・損壊・傷害・隠匿の意義、落書きと建造物損壊罪）
	【第19回】 社会的法益に対する罪・総説、往来妨害罪、往来危険罪、汽車転覆等罪

- 【第20回】 放火の罪（現住建造物等放火罪、非現住建造物等放火罪、建造物等以外放火罪）
- 【第21回】 偽造の罪（1）偽造・変造・行使の意義、通貨偽造罪、公文書偽造罪、公正証書原本不実記載等罪
- 【第22回】 偽造の罪（2）私文書偽造罪、有価証券偽造罪、支払用カード電磁的記録に関する罪
- 【第23回】 風俗に対する罪（賭博罪および富くじ罪、礼拝所および墳墓に関する罪）
- 【第24回】 国家的法益に対する罪・総説、国家の存立に対する罪、公務の執行を妨害する罪
- 【第25回】 司法手続の適正を害する罪（逃走の罪、犯人蔵匿等罪、証拠隠滅等罪、偽証の罪、虚偽告訴の罪）
- 【第26回】 汚職の罪（職権濫用の罪と賄賂の罪〔賄賂罪の客体、社交儀礼と賄賂罪、「職務に関し」の意義〕）

※ 授業の内容・順番は、履修者の理解度および授業の進度・展開に応じて変更されることがある。
 ※※ 課題の具体的な内容や、その提出時期などについては、授業期間中に別途指示する。
 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

授業計画
 事前・事後学
 修に必要な時
 間

事前学修：授業に関するレジュメ等をmanabaで事前に配布する。履修者は、教科書・指定図書等と併せてレジュメ等を読み、各回の内容を把握した上で授業に臨む。
 事後学修：manabaでの課題提出期間終了後に正解を公表する。履修者は、これを参照しながらレジュメ等を再確認し、課題の内容を踏まえて復習を行うとともに、教科書・指定図書等を読み返して理解を深める。

事前・事後学
 修の内容

評価：課題（50%）および定期試験期間中の期末試験（50%）。
 課題：全26回の授業に各1回対応（各10点、計260点を50点満点に換算）し、所定の期限内にmanabaに提出する。
 課題点の算定方法：獲得点 ÷ 260 × 50 により換算する（小数点以下切捨て）。
 期末試験：50点満点とする。
 履修要件：26回中18回以上の出席および18回以上の課題提出を要する（病気・入院等の正当な理由がある欠席または課題未提出の場合の取扱いは、別途manabaで指示する）。

成績評価方
 法・基準
 課題（試験
 やレポート
 等）について
 のフィードバック
 方法

この授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）またはmanaba上で行う。

教科書・指定
 図書

- 【指定図書】 井田良＝佐藤拓磨『刑法各論〔第3版〕』弘文堂（2017年）
- 【指定図書】 井田良『入門刑法学・各論〔第3版〕』有斐閣（2024年）
- 【指定図書】 井田良『講義刑法学・各論〔第3版〕』有斐閣（2023年）
- 【指定図書】 佐伯仁志＝橋爪隆〔編〕『刑法判例百選Ⅱ各論〔第8版〕』有斐閣（2020年）
- 【指定図書】 井田良＝城下裕二〔編〕『刑法各論判例インデックス〔第2版〕』商事法務（2023年）

履修上の留
 意点
 更新日

初回授業の前日までに、manabaのコースニュースにおいて本授業の受講方法を案内する予定である。初回授業にあたっては、あらかじめその内容を確認しておくことが望ましい。
 授業26回分に対応する課題は、原則としてmanabaを通じて所定の期日までに提出する予定である。そのため、授業時間中にインターネットを利用できる環境を整えておくことが望ましい。

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LD301 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LD000300 刑事訴訟法A組 伊比 智 春期 火曜日 2時限 561教室 春期 火曜日 3時限 561教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	
科目の趣旨	犯罪発生後、それを警察が確知し、捜査を開始し、犯人を検挙し、検察官が起訴をし、公判で有罪か無罪かを裁判所が判断し、判決を言い渡す。この判決に間違いがないかどうかを審査する控訴審があり、更にこの控訴審の判断に憲法違反や判例違反がないかを審査する上告審があり、これらの一連の過程を考察対象とする。具体的には、逮捕、勾留、捜索・押収、所持品検査、自動車検問、電話傍受、起訴状の特定、訴因変更、証拠法、裁判の種類、判決の効力、控訴審の性格、上告の問題、再審事由等々について学ぶもの。刑法総論、各論を勉強していた方が分かりやすいだろう。 刑事手続は、犯罪の予防から捜査・公訴提起・刑事裁判を経て科刑に至る手続である。この手続の過程においては、被疑者・被告人に対して重大な不利益がもたらされるおそれがあるため、刑事訴訟法によって、これら一連の手続は規律されている。 この授業では、刑事手続の内容、各手続段階の規律のあり方、各手続段階における論点を巡る判例・学説などについて解説していく。
授業の内容	①刑事手続の一連の過程について正確に理解すること。 ②刑事手続の各段階の規律のあり方について、原理に遡って説明できるようになること。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	③刑事手続の各段階における論点について、論理的に検討できるようになること。
授業形態	講義 授業は、毎回、対面形式で実施する。レジュメを配布する。 授業内では、適宜、受講者に質問したり、意見を求める場合があるが、積極的に参加することが望まれる。
授業方法	授業内で小テストを実施する際には、あらかじめ、授業内又はmanabaで案内する。 授業計画について、授業の進捗状況その他の必要に応じて変更する場合は、適宜授業内で案内する。 【第1回】 ガイダンス(授業方法、授業計画、成績評価などについての説明)、刑事手続の概要①(刑事手続の意義や役割などを説明) 【第2回】 刑事手続の概要②(各訴訟主体の役割などを説明) 【第3回】 捜査の端緒、任意捜査と強制捜査 【第4回】 職務質問、所持品検査など 【第5回】 おとり捜査、写真撮影など 【第6回】 逮捕・勾留① 逮捕の種類や要件、勾留の要件など 【第7回】 逮捕・勾留② 逮捕・勾留に関する論点など 【第8回】 取調べ、弁護権、接見交通権① 【第9回】 取調べ、弁護権、接見交通権② 【第10回】 捜索・差押え① 捜索・差押えの要件や論点など 【第11回】 捜索・差押え② 捜索・差押えの論点 【第12回】 体液の採取、通信傍受など 【第13回】 その他の捜査方法 【第14回】 公訴の提起 【第15回】 訴因① 訴因の特定 【第16回】 訴因② 訴因の変更

- 【第17回】 公判手続
- 【第18回】 証拠裁判主義、自由心証主義、挙証責任など
- 【第19回】 排除法則
- 【第20回】 自白法則
- 【第21回】 補強法則
- 【第22回】 伝聞法則① 伝聞法則の意義
- 【第23回】 伝聞法則② 伝聞例外
- 【第24回】 裁判の意義や効力など
- 【第25回】 控訴、上告など

【第26回】 再審、非常上告

授業計画
事前・事後学修に必要な時間
本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前学修：毎回、教科書の該当箇所や配布資料、参考文献等を読んでおく。わからない点があれば、メモをしておき、授業で確認する。

事後学修：教科書の該当箇所や配布資料、参考文献等を読み返す。わからなかった点があれば、自分で調べたり、担当教員に直接質問するかメールで問い合わせる。

事前・事後学修の内容
成績評価方法・基準
成績は、定期試験(80%)と小テスト(授業時間内で実施予定、20%)に基づいて評価する。

課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法
本授業での課題（試験や小テスト）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で実施する。

参考文献：

椎橋隆幸編「よくわかる刑事訴訟法 第3版」(ミネルヴァ書房、2022年)
ISBN 9784623093205

椎橋隆幸・柳川重規編「刑事訴訟法 基本判例解説[第2版]」(信山社、2018年)
ISBN 9784797286205

教科書・指定図書
教科書は指定しない。その他の参考文献については、授業内で適宜案内する。
また、六法は、いずれの出版社のものでもかまわないので用意しておく。

履修上の留意点
できれば憲法と刑法(総論・各論)を学習済みであるといいが、そうでない場合は、同時に、これらの法分野についても学習してもらいたい。

更新日
2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LD301 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LD000310 刑事訴訟法B組 檀上 弘文 春期 木曜日 1時限 7200教室 春期 木曜日 2時限 7200教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/E/L/I/C/U
科目の趣旨	犯罪発生後、それを警察が確知し、捜査を開始し、犯人を検挙し、検察官が起訴をし、公判で有罪か無罪かを裁判所が判断し、判決を言い渡す。この判決に間違いがないかどうかを審査する控訴審があり、更にこの控訴審の判断に憲法違反や判例違反がないかを審査する上告審があり、これらの一連の過程を考察対象とする。具体的には、逮捕、勾留、捜索・押収、所持品検査、自動車検問、電話傍受、起訴状の特定、訴因変更、証拠法、裁判の種類、判決の効力、控訴審の性格、上告の問題、再審事由等々について学ぶもの。刑法総論、各論を勉強していた方が分かりやすいだろう。 自由な社会を維持するためには、犯罪の予防と犯罪者の検挙・処罰が不可欠である。しかしながら、それらを追求する余り、法執行の効率的な実施を重視しすぎて、個人の基本的な人権やプライバシーを過度に侵害することは許されない。 授業では、適切な法執行と個人の自由やプライバシーの保障とをいかに両立させるかということ念頭に置いて、現行刑事訴訟法について考察していく。
授業の内容	学生諸君には、刑事手続の学習を通して、手続の重要性と法律実務についての正しい理解を会得して貰いたい。 刑事訴訟法の基礎的知識を修得した上で、刑事手続における諸問題について、判例・学説を踏まえて自ら考える能力を身に付けること。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	裁判所事務官、検察事務官、警察官等の受験合格レベルを到達目標とする。
授業形態	講義
授業方法	原則として、対面式授業により実施する。manabaを通じて事前にレジュメを配布する。原則として、事前に配布したレジュメに従って講義を行い、必要に応じて教科書・参考書を参照しつつ講義を行う。受講生は、予めレジュメに目を通して、教科書・参考書を熟読して授業に臨むこと。 ただし、社会状況の変化により、授業の実施方式については変更があり得る。
	【第1回】 刑事手続の概観 【第2回】 任意捜査と強制捜査 【第3回】 捜査の端緒 【第4回】 逮捕・勾留（1） 【第5回】 逮捕・勾留（2） 【第6回】 取調べ 【第7回】 弁護権 【第8回】 余罪取調べと別件逮捕・勾留 【第9回】 令状による捜索・押収 【第10回】 無令状の捜索・押収 【第11回】 写真・ビデオ撮影、防犯カメラ 【第12回】 検証・鑑定 【第13回】 通信傍受・会話録音 【第14回】 起訴不起訴の決定 【第15回】 排除法則（1） 【第16回】 排除法則（2） 【第17回】 起訴状と予断排除の原則 【第18回】 訴因の特定、訴因変更の要否 【第19回】 訴因変更の可否、訴因変更の時期的限界 【第20回】 証拠法総説

【第21回】 拳証責任と推定

【第22回】 自白法則

【第23回】 補強法則

【第24回】 伝聞法則（1）

【第25回】 伝聞法則（2）

【第26回】 裁判

授業計画

事前・事後学
修に必要な時
間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

次回の講義事項を確認の上、事前学習として当該箇所を、各自充分に読み込んでおくこと。特に、文言・概念など、法律用語の意義について予め調べておくこと。

事前・事後学
修の内容

また、学習した内容の理解を確実にするためには復習が必要不可欠である。

成績評価は、筆記（定期）試験（100%）にて行う。

成績評価方
法・基準

課題（試験
やレポート
等）について
のフィードバック
方法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上で行う予定である。

【教科書】

・椎橋隆幸編著『よくわかる刑事訴訟法〔第3版〕』（ミネルヴァ書房、2022年）

・椎橋隆幸・柳川重規編『刑事訴訟法基本判例解説〔第2版〕』（信山社、2018年）

教科書・指定
図書

憲法、刑法を履修しておくことが望ましい。最新の六法（小型のもので良い）は必須。

履修上の留
意点

さらに、亜大ポータル、manabaの利用が不可欠ですので、可能な限り操作等に慣れておくようにしてください。

更新日

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LD302 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LD000400 刑事政策 鮎田 実 春期 火曜日 1時限 242教室 春期 火曜日 2時限 242教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨	<p>犯罪を行って有罪認定された者には刑が科されるが、それは具体的にはどのような処遇をすることになるのか、あるいは、犯罪を予防するにはどのような対策を講じなければならないかといったことを勉強する分野。具体的には、死刑、自由刑の種類とその内容、刑事拘禁施設の概要、刑務作業、自由刑に代わる刑事処分、少年の処遇、執行猶予の問題点、企業犯罪への制裁、国際企業犯罪への対策、マネーロンダリング対策、テロ対策、汚職犯罪の防止対策、外国人犯罪対策等々を学ぶ。</p> <p>・日々テレビや新聞で犯罪記事を見聞きしない日はない。最近では、メガバンクに勤めていた銀行員が貸金庫から金塊等を窃盗した事件や、名古屋市の小学校の教員らが女子児童を盗撮した画像などをSNS上のグループで共有したとして逮捕された事件などが発生した。このような刑事事件を対象とする学問が刑事政策である。</p> <p>そこで本講義では、刑事政策という学問が何かということから始め、我が国における犯罪の現状を把握し、犯罪者が警察・検察・裁判所という刑事司法手続においてどのような処理をなされるのか、そして、刑務所等の刑事施設でどのような処遇を受けているのか、という基本的な事柄を概説することにする。それをもとに、少年非行など各種犯罪が起こる原因は一体何なのか、また、それに対してどのような対策が採られているのかということを検討していくことにする。</p> <p>・本講義では、我が国における刑事司法制度全体を理解することで、日頃ニュース等で報道される事件に関する事柄を理解することができる。さらには刑事司法制度に関わる実務(警察官、検察官、検察事務官、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、刑務官、法務教官、保護観察官)を希望する者にとっては、そこで通用する力を身に付けることができる。</p>
授業の内容	
科目の到達目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義
授業方法	<p>・授業計画に則り、各時限 1 項目ずつ講義を行う。講義の内容については、manabaに事前に講義で使用されるレジュメを挙げておくので、それを各自プリントアウトするなど用意しておくこと。そして、講義では、レジュメの内容に沿って説明していく予定である。授業等で質問を受け付けて応えていく予定である。受講生は、積極的に授業に参加して欲しい。</p> <p>【第 1 回】講義のガイダンス、刑事政策の基礎（犯罪学・刑事学との異同）</p> <p>【第 2 回】統計と暗数の問題</p> <p>【第 3 回】犯罪原因論(1)：素質と環境；生物学的原因論</p> <p>【第 4 回】犯罪原因論(2)：心理学的原因論・社会学的原因論</p> <p>【第 5 回】刑罰論(1)死刑</p> <p>【第 6 回】刑罰論(2)自由刑（短期自由刑・不定期刑）</p> <p>【第 7 回】刑罰論(3)罰金刑</p> <p>【第 8 回】刑罰論(4)猶予制度</p> <p>【第 9 回】刑罰論(5)保安処分</p> <p>【第10回】犯罪者処遇の基本理念：アメリカ合衆国における受刑者処遇の歴史</p> <p>【第11回】処遇論(1)施設内処遇制度</p> <p>【第12回】処遇論(2)刑務作業</p> <p>【第13回】処遇論(3)社会内処遇制度(1)：保護観察</p> <p>【第14回】処遇論(4)社会内処遇制度(2)：更生保護</p> <p>【第15回】各種犯罪(1) 少年非行(1)：現状と原因</p> <p>【第16回】各種犯罪(2) 少年非行(2)：保護処分</p> <p>【第17回】各種犯罪(3) 女性犯罪</p> <p>【第18回】各種犯罪(4) 交通犯罪</p> <p>【第19回】各種犯罪(5) 薬物犯罪</p> <p>【第20回】各種犯罪(6) 精神障害者による犯罪</p>

【第21回】各種犯罪(7) 暴力団犯罪

【第22回】各種犯罪(8) 性犯罪

【第23回】各種犯罪(9) 家庭内暴力(1) : DV

【第24回】各種犯罪(10) 家庭内暴力(2) : 児童虐待

【第25回】各種犯罪(11) 家庭内暴力(3) : ストーカー

授業計画
事前・事後学
修に必要な時間
【第26回】犯罪被害者の救済・支援：犯罪被害者等給付金支給制度
本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後学
修の内容
講義は授業計画に即して進めるので、事前に参考書等の該当部分を読んでおくこと。その際、分からない用語等はチェックしておき、講義での説明を注意して聴くようにするとよい。そして、授業後は、分からないことがあるようであれば先生に質問して、講義の内容等で不明瞭な部分を解消するようにしておくこと。さらに、参考書等を再度通読し、併せて条文や白書を用いて講義内容の整理をしておくこと、刑事政策の理解が深まるであろう。

成績評価方法・基準
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法
・成績評価は、試験・小テスト・レポートに基づいて行う。内容は以下の通りである。
まずは、期末に実施する予定の試験である（70%）。
次に、小テストは、毎時限最後の10分間manaba上で行う講義内容確認のものを行う(20%)。
最後に課題レポートの提出(10%)である。具体的な内容・字数・提出方法等は、講義が始まり次第伝えるものとする。
なお、履修の条件として、欠席回数が全体の1/3を超えた場合（コマ数10回とそれ以上欠席する場合）、単位を認定しない。

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

教科書・指定
図書
参考書：法務省法務総合研究所編『令和7年版犯罪白書』。（法務省ホームページ掲載）
藤本哲也『よくわかる刑事政策』ミネルヴァ書房(2011年)。
川出敏裕＝金光旭『刑事政策(第3版)』成文堂(2023年)。
武内謙治＝本庄武『刑事政策学』日本評論社(2019年)。
守山正＝安部哲夫『ビギナーズ刑事政策(第3版補訂版)』成文堂(2023年)。

履修上の留意点
更新日
受講生は、まずテレビのニュースの視聴や新聞を読むことから始めてもらいたい。なぜならば、テレビや新聞で報道される事件そのものが、本講義の生きた教材となるからである。受講生は、どのような事件が起きたのかということだけではなく、その事件がどのように法律と関係しているのかということも考えてみて欲しい。

2026/3/18

開設	法律学科
科目ナンバー	LE302
カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連)	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LE000200
講義名	社会保障法
担当者名	中益 陽子
開講情報	秋期 金曜日 3時限 7100教室 秋期 金曜日 4時限 7100教室

単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C/U

科目の趣旨 日常生活のなかでの病気や怪我することもある。働いていた会社を解雇されたり、倒産をして失業することもあるかもしれない。身近に在宅介護サービスをうけたり、特別養護老人ホームに入所している高齢者を知っているという人もいるだろう。何らかの事情から身体障害者となることだってありえる。伝統的な市民法では、老齢、障害、貧困などは個人の責任で対処すべきものとされた。憲法にいう生存権（25条）を、労働法とは異なり、私的契約関係を媒介とせず、直接的に実現しようとする法分野が社会保障法である。それには大きく [1] 社会保険（医療・介護・労災・雇用・年金）、[2] 社会福祉（老人・児童・障害者）、[3] 生活扶助の法が含まれる。このように、その範囲は、きわめて広く多様である。

社会保障に関する法は、法の中でも人々の生活にもっとも身近なもの1つであると同時に、生活の隅々に及んでいます。この授業では、社会保障制度として、①社会保険（年金、医療、介護、労災、雇用）、②公的扶助（生活保護）、③社会福祉（主として、障害者福祉、児童福祉、一人親家庭に対する福祉）、④社会手当（児童手当等）の4領域を扱い、その制度の基本的な構造と関連する法的論点を取り上げます。

授業の内容 受講生が、さまざまな社会保障法制度に関する基本的な知識を身につけること、また、どのような法的論点があり、それをどう解釈すべきか理解できるようになることを目標にしています。

科目の到達目標 大学生のような若年者は、社会保障制度の受益者であると同時に、社会人になれば主たる財政負担者として制度を支えていくことになります。そうした強制的な連帯の仕組みの意義について各人が意見を持てるようになることもめざしています。

(理解のレベル)

授業形態 講義
manaba上に配布されたレジュメをもとに、各回のテーマに関する社会保障法のルールを説明していきます。レジュメに空欄がありますので、受講生はそれを穴埋めするほか、必要なノート・メモを取ってください。

授業方法

- 【第1回】ガイダンス、社会保障の各分野
- 【第2回】年金保険法①概要、保険者、被保険者
- 【第3回】年金保険法②財政方式
- 【第4回】年金保険法③給付（1）老齢年金・障害年金
- 【第5回】年金保険法④給付（2）遺族年金
- 【第6回】年金保険法⑤給付を巡る問題点
- 【第7回】医療保険法①概要、保険者、被保険者
- 【第8回】医療保険法②被保険者、財政
- 【第9回】医療保険法③給付（1）給付の種類
- 【第10回】医療保険法④給付（2）混合診療
- 【第11回】医療保険法⑤医療提供体制
- 【第12回】介護保険①概要、導入の背景
- 【第13回】介護保険法②保険者、被保険者、財政
- 【第14回】介護保険法③給付および法的関係
- 【第15回】労災保険法①概要、保険者、適用事業・労働者
- 【第16回】労災保険法②財政、保険事故
- 【第17回】労災保険法③給付
- 【第18回】労災保険法④給付を巡る問題点
- 【第19回】雇用保険法①概要・被保険者・財政
- 【第20回】雇用保険法②給付

【第21回】生活保護法①概要、責任主体、要保護者

【第22回】生活保護法②財源、給付

【第23回】社会福祉法①概要、社会福祉制度の変化

【第24回】社会福祉法②障害者福祉

【第25回】社会福祉法③児童福祉、母子家庭等

【第26回】社会手当

授業計画
事前・事後学
修に必要な時
間

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

【事前学修】

1週間前にmanabaにレジユメをアップロードしますので、読んでおいてください。

【事後学修】

事前・事後学
修の内容

小テストに備えて、毎回の授業内容を復習してください。

4回程度の小テスト（100%）

成績評価方
法・基準

※欠席率が3分の1を超えている人は、小テストを受けても不可となります。

課題（試験
やレポート
等）につい
てのフィード
バック

本授業で小テストの講評・解説については授業内（口頭）で行います。

方法
教科書・指定
図書

とくになし。

欠席率が3分の1を超えている受講生は、不可となります。

なお、3年生の就活による欠席は、大変恐縮ですが単なる欠席とさせていただきます（4年生の就活については配慮します）。

履修上の留
意点
更新日

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連) 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LF302 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LF000300 日本法制史 宮部 香織 春期 火曜日 3時限 227教室 春期 火曜日 4時限 227教室 4 B/E/L/I/C/U
単位数 受講可能学部 備考	

科目の趣旨 「法」のあり方はきわめて多様であり、それぞれの法文化には固有の歴史がある。この科目では、我が国の「法」がいかなる歴史的背景・歴史的基盤の上に成り立っているのかを、様々な史料に即して学んでゆく。我が国の現行法制度をより深く理解する為には、これまでの法の成立過程や発展過程を歴史的に考察することがきわめて重要である。
・現在、我々の社会において施行・運用されている法規より前に、日本ではどのような法が用いられていたのかを学んでいくとともに、過去の法と現代の法とが断絶しているものではないとの認識を持つことを目的とする。

授業の内容
・内容としては、古代・中世・近世・近代と順をおって、各時代に編纂された主な法典とその編纂者などについてとりあげていく。
・各時代の法典が、(1)どのような時代背景から編纂されるに至ったのか、(2)何を参考にして編纂されているのか、(3)後の時代にどのような影響をあたえたのか、といった点に注目して授業を行なう。
(1) 日本において、どのような理由から、どのような法が編纂されてきたのかを通史的に理解するとともに、過去の法が現代法と無関係ではないことを理解する。
(2) 現代的な感覚で前近代の法をとらえると理解を誤るため、歴史的な視点の獲得 (当時の常識や考え方などを知る) を目指す。

科目の到達目標 (理解のレベル)
(3) 法の編纂には、時代を問わない共通性が存在することや、新たな法を制定する際には過去の法が参考にされてきたことを理解する。

授業形態 講義
・講義形式で、口頭による解説を中心に、黒板への板書やパワーポイントのスライドなどを補助的に使用して進めていきます。
・また概説書などに記載されている内容の根拠となっている一次資料 (歴史資料) も参照して、各時代に編纂された法典の形式や法文の雰囲気味わいながら、それぞれの法に対する理解を深めてきます。

授業方法
・歴史資料などの参考資料は、基本的にmanabaを通じて配布します。
○第1回/ガイダンス
「法制史」とは何を学ぶ学問か
○第2回/不文法の時代 (弥生時代)
邪馬台国 魏志倭人伝 身分制度 刑罰
○第3回/不文法から成分法へ
漢字の伝来 外国の文字と「やまとことば」 「のり」と「法」
○第4回/成文法の始まり① (飛鳥時代)
十七条憲法 聖徳太子 蘇我馬子 六条詔書
○第5回/成文法の始まり② (飛鳥時代)
中国法の導入 律令法
○第6回/律令法の継受①
中国大陸における律令法の発達
○第7回/律令法の継受② (飛鳥時代)
日本における律令法の導入 天智天皇 近江令
○第8回/律令法の継受③ (飛鳥時代)
令法典 飛鳥浄御原令 天武天皇 持統天皇
○第9回/律令法の継受④ (飛鳥～奈良時代)
令法典と律法典 藤原不比等 大宝律令
○第10回/律令法の継受⑤ (奈良時代)
養老律令 法の改定 藤原仲麻呂
○第11回/律令法の運用までの道のり (奈良～平安時代)
法を運用する 法を理解する 律令講書の開催 注釈書の作成

- 第12回／律令学の発達と衰退（平安時代）
法の解釈を統一する 格法典と式法典
- 第13回／律令法の変質と武家法の発達（平安後期～鎌倉時代）
律令法の変質 公家と武家
- 第14回／武家法①（鎌倉時代）
鎌倉幕府 御成敗式目 北条泰時
- 第15回／武家法②（鎌倉時代）
御成敗式目の内容と特色 道理
- 第16回／武家法③（鎌倉時代）
御成敗式目の改正 改正の方法 追加法
- 第17回／武家法④（室町時代）
足利尊氏 室町幕府 建武式目
- 第18回／武家法⑤（戦国時代）
戦国大名 分国法 戦争と平和
- 第19回／武家法⑥（戦国時代）
今川仮名目録 伊達家塵芥集 甲州法度之次第（信玄法度）
- 第20回／武家法⑦（江戸時代）
徳川家康 江戸幕府 武家諸法度
- 第21回／武家法⑧（江戸時代）
禁中並公家諸法度 諸士法度
- 第22回／武家法⑨（江戸時代）
天下一統之法 御料法 徳川吉宗 公事方御定書
- 第23回／武家法⑩（江戸時代）
藩法 自分仕置令 熊本藩御刑法草書
- 第24回／近代法の時代へ①（明治時代）
王政復古 刑事法 律令法とフランス法
- 第25回／近代法の時代へ②（明治時代）
ヨーロッパ法の導入 条約改正 立憲国家 大日本帝国憲法
- 第26回／近代法の時代へ③（明治時代）
お雇い外国人 ポワソナード 旧刑法

授業計画

事前・事後学修に必要な時間
本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

（事前学修）manabaに、テキストとしてアップロードした参考文献PDFを、予習として各自で授業までに読んでおく。
また、分からない用語などがある場合には各自で調べておくこと（これは事後学修として行なっても良い）。

事前・事後学修の内容
（事後学修）毎回の授業後に、manabaに提示する課題に取り組み、講義内容を復習して理解を深める。

平常点40%、定期試験60%

- ・平常点は、事後学修として設定している課題への取り組みを中心に評価します。
- ・課題は、提出の有無だけでなく、授業内容をふまえて解答しているかどうか、すなわち授業の内容を理解しているかどうかを評価基準とします。

成績評価方法・基準

課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法
本授業での課題の評価・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

- ・教科書は指定していません。
- ・必要に応じて以下の指定図書のうちから、授業にかかわる箇所を適宜PDFファイルにてmanabaから配布します。

〔指定図書〕

浅古弘ほか編『日本法制史』青林書院、2010年
牧英正・藤原明久編『日本法制史』青林書院、1998年
村上一博・西村安博編『史料で読む日本法史』法律文化社、2009年

水林彪ほか編 『法社会史』 山川出版社、2001年
出口雄一ほか編 『概説 日本法制史』 (第二版) 弘文堂、2023年
岩谷十郎ほか編 『よくわかる日本法制史』 ミネルヴァ書房、2025年

教科書・指定
図書

・日本史についての基本的な知識を有している方が望ましいですが、これまで日本史の授業を受けてこなかった場合であっても、わからない歴史用語などをおのおの自主的に調べてもらえれば問題ありません。

・授業中の私語は厳禁。体調不良およびトイレ以外の途中退出やスマートフォンやパソコンの授業に関係のない私的使用は禁止。受講態度が良くない者については平常点に反映します。

履修上の留
意点
更新日

・出席や課題（小テスト）の不正が発覚した場合は成績評価を「不可（不合格）」とします。

2026/3/18

開設	法律学科
科目ナンバー	LF303
カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連)	https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html
講義コード	1LF000400
講義名	西洋法制史
担当者名	田中 謙一
開講情報	秋期 火曜日 1時限 561教室 秋期 火曜日 2時限 561教室

単位数	4
受講可能学部	B/E/L/I/C

科目の趣旨 ヨーロッパの法文化は、古代ギリシャ・ローマ以来きわめて多くの時間をかけて、きわめて多くの先人たちの努力のもとに形成されてきた。「西洋法制史」はそのような歴史のプロセスをさまざまな史料に基づいて学ぶ科目である。より具体的には、今日では当然のように存在している「法典」が登場するまでの法文化の歴史や、「法典」の登場が法学史上いかなる意味を有するのかを考えていきたい。

授業の内容 この授業では、わが国の母法である西洋の法について、その歴史的な形成過程を中心に学習する。また、単に法について学習するだけでなく、その歴史的な背景についても言及する。

①西洋の法の起源であるローマ法の基本的な構造が理解できる。また、当時のローマの歴史についても基本的な知識を習得できる。

②ローマ法がその後の西洋の歴史の中でどのように扱われてきたのかを理解する。

科目の到達
目標
(理解のレベル)

授業形態
授業方法

- 講義
講義形式で行います。
- 【第1回】西洋法制史とは何か？
- 【第2回】ローマ共和政期
- 【第3回】ローマ帝政期
- 【第4回】ローマにおける民事訴訟
- 【第5回】ローマにおける契約
- 【第6回】ローマにおける法学
- 【第7回】中世法学のはじまり
- 【第8回】中世法学の展開
- 【第9回】法学部の登場と発展
- 【第10回】中世における訴訟手続と裁判機構
- 【第11回】法学者と法学の広がり
- 【第12回】ヨーロッパと世界のつながり
- 【第13回】マイノリティたちの西洋法
- 【第14回】主権国家の萌芽
- 【第15回】近代自然法論の役割
- 【第16回】市場経済の成立
- 【第17回】ドイツ同盟と北ドイツ連邦
- 【第18回】ドイツ帝国とナチスの成立
- 【第19回】出版・結社の自由
- 【第20回】契約の自由と正義
- 【第21回】法曹養成制度
- 【第22回】北ヨーロッパの歴史的展開
- 【第23回】宗教改革と北ヨーロッパ

【第24回】キリスト教の歴史（1）～ローマ時代～

【第25回】キリスト教の歴史（2）～中世ヨーロッパ～

【第26回】西洋法制史の振り返り～西洋法制史の学習の意義～

授業計画 事前・事後学 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
修に必要な時間

事前・事後学 各回の授業開始前に、教科書の該当箇所を一読しておくこと。また、授業後には、レジメの内容を理解しておくこと。
修の内容

毎回の授業で提出を求めるオピニオンペーパー…70%
授業内（最終授業）に実施する教場試験…30%

成績評価方法・基準

課題（試験やレポート等）について
本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。
のフィードバック

方法
教科書・指定 宮坂渉ほか『史料から見る西洋法史』（法律文化社、2024年）
図書

履修上の留意点 特にありません。

更新日 2026/3/18

開設 法律学科
科目ナンバー LF305
カリキュラム・マップ (学位授与方針との関連) <https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html>
講義コード 1LF000600
講義名 外国法
担当者名 木原 浩之
開講情報 秋期 金曜日 2時限 223教室
秋期 金曜日 3時限 223教室

単位数 4
受講可能学部 B/E/L/I/C/U
備考

科目の趣旨 明治維新以来、日本の立法は外国法を参考にして制定されてきた経緯があり、外国法を学ぶことは日本の法律の解釈に際して参考になる。とりわけ、大陸法系に属するドイツ法とフランス法、また英米法系に属するイギリス法とアメリカ法は、わが国の様々な法領域に強い影響を与えている。また、グローバル化社会といわれる現在、外国法の知識は必要不可欠となり、諸外国の法制度について理解を深めておくことが重要となる。この場合、先にあげた外国法以外も検討の対象となりうる (例えば、アジア諸国の法やイスラム法など)。なお、講義で取り上げる外国法の分野は、担当教員の専門領域により決定される。

この講義では英米法系に属するイギリス法とアメリカ法を中心に扱うが、英連邦 (コモンウェルス) に属するカナダ、インド、マレーシア、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドなどの法律にも適宜言及し、各国の共通点や相違点を踏まえつつも、英米法系諸国の法制度を一体的に捉える視点を重視する。

まず、「英米法総論」と称して英米法の主たる特徴を概説する。具体的には、世界の二大法体系である大陸法と英米法とが分化してきた歴史的経緯、英米法系の地理的分布、英米の司法制度、判例法と制定法との関係、英米における法典化運動、また、取引法の統一化などの問題を取り上げる。

次に、「英米私法総論」と称して、英米私法の大まかな構造を把握してもらい、その後、英米私法の領域の中で、特に、「契約法」(The Law of Contract) に重点を置いて、その基本原理や特徴、思考様式を解説する。ここでは、日本民法との比較において、契約の成立、方式、解釈、瑕疵、効力、履行・不履行、救済などの問題を取り上げる。

「英米法総論」では、英米の法制度の主たる特徴を理解することを目的とする。「英米私法総論」および「英米契約法」では、自国の法 (日本法) との比較の上で外国法 (英米法) を学ぶことによって、民事法上の個々のルールへの理解を深化させ、さらに、紛争解決のあり方に対して相対的・複眼的な思考方法を養うことを目指す。さらに、国際商取引の世界における英米契約法の影響力について、また、世界的に契約法・取引法を統一化させようとする国際的動向についても理解することを目的とする。

科目の到達目標 (理解のレベル)

授業形態 講義

授業方法 1. 事前に授業教材をmanabaに掲載する。
2. 授業は講義形式に基づく。

- 【第1回】オリエンテーション
- 【第2回】英米法総論1: 大陸法と英米法
- 【第3回】英米法総論2: 英米法系諸国の法
- 【第4回】英米法総論3: 英米の司法制度
- 【第5回】英米法総論4: 英米の判例法と制定法
- 【第6回】英米法総論5: 英米における法典化運動
- 【第7回】英米法総論6: 取引法の統一化
- 【第8回】英米私法総論1: 概論
- 【第9回】英米私法総論2: 財産法・信託法
- 【第10回】英米私法総論3: 不法行為法・契約法
- 【第11回】英米私法総論4: 原状回復法・代理法
- 【第12回】英米契約法1: 総論
- 【第13回】英米契約法2: 契約の成立① (相互的同意)
- 【第14回】英米契約法3: 契約の成立② (約因と約束的禁反言)
- 【第15回】英米契約法4: 契約の成立③ (申込と承諾)
- 【第16回】英米契約法5: 契約の方式・契約の解釈
- 【第17回】英米契約法6: 契約の瑕疵① (錯誤)
- 【第18回】英米契約法7: 契約の瑕疵② (不実表示、強迫・不当威圧)
- 【第19回】英米契約法8: 契約の瑕疵③ (不法契約、非良心的契約)
- 【第20回】英米契約法9: 契約能力 (未成年者、精神病者・泥酔者、法人)
- 【第21回】英米契約法10: 契約の履行① (約束と条件)
- 【第22回】英米契約法11: 契約の履行② (条件と保証)
- 【第23回】英米契約法12: 契約の不履行① (履行遅滞、履行拒絶)
- 【第24回】英米契約法13: 契約の不履行② (保証違反)
- 【第25回】英米契約法14: 契約違反に対する救済
- 【第26回】英米契約法15: 契約の挫折 (契約責任の免責事由)

授業計画 事前・事後学修に必要な時間 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

事前・事後学修の内容

- ・事前学修としては、授業計画に沿って第1回目の講義で提示する参考文献の該当箇所を熟読しておくこと。特に第12回以降は日本法と比較しながら英米契約法の講義を進めるので、関連する日本民法の復習をしておくこと。
- ・事後学修としては、講義メモ、授業教材、参考文献などを基にオリジナルのノートを作成すること。

- ・成績評価は、平常点 (50%)、授業時間内論述試験 (50%) に基づく。
- ・論述試験は、以下の2つの設問から構成される。自ら問題を設定し、自らそれに答える形式であり、問題設定それ自身が

評価の対象となり、また、論述にあたっては、いかに問題を深く掘り下げて検討しているかが評価のポイントとなる。
①「英米法総論」で学んだ問題を一つ取り上げて、当該問題の概要を説明した上で、そこから導き出される英米法の特徴を論じなさい。
②「英米契約法」で学んだ問題を一つ取り上げて、英米法と日本法において当該問題がどのように取り扱われているか、比較の上で論じなさい。

成績評価方法・基準
課題（試験やレポート等）についてのフィードバック方法

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

教科書・指定図書

田中英夫編『BASIC英米法辞典』（東京大学出版会、1993）

ISBN-13 : 978-4130320825

履修上の留意点
更新日

1. 日本民法（財産法）の基本的な知識を有していることが望ましい。
2. 小型六法と授業教材を毎回の授業に持参すること。
3. 私語厳禁

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報	法律学科 LH204 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LH000400 財政学 肥後 治樹 春期 金曜日 3時限 552教室 春期 金曜日 4時限 552教室
単位数 受講可能学部 備考	4 B/L/C/U 実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	<p>財政とは、政府が民間経済から財源を調達して公的需要の充足を図るまでの政府の一連の経済活動をいう。財政学とは、この公共部門の経済活動を歴史、制度、理論の側面から分析する応用経済学の一つである。公務員試験をめざす学生に必要であるばかりでなく、一般企業に就職する学生にとっても重要である。</p> <p>「財政学」とは、公共部門の経済活動を対象とする学問であり、それ故、その全体像を理解するためには、ミクロ経済学及びマクロ経済学の知見が不可欠である。したがって、講義においては、まず、ミクロ経済につき、その基本的な事項である市場メカニズムを中心に学修し、次いで、マクロ経済学につき、その基本的な事項である景気循環や経済成長理論を中心に学修する。</p> <p>これらの経済学の基本的な知見を基に、財政学について、まず、財政学の成立やその基本的な理論を学修し、次いで、様々な公共財・公共サービスを提供する政府の役割について、予算・租税・公債の観点から、租税や公債発行によって調達した財源を基に、国防、外交、司法、警察、教育、公衆衛生、環境保全、災害対策などを供給していることの意義や必要性等について学修し、さらに、租税はどのように割り振られるのか、予算はどのように配分されるのか、等について、その決定メカニズム等についても学修する。</p> <p>最後に、これらを裏付ける財政法等の法制度についても取り上げる。</p> <p>特に、予算編成について、大蔵省（現財務省）主計局において、予算の裏付けとなる法令の制定・改正等の実務を担当した教員の経験を基に、国民の利害に直結する財政制度が実際に機能していく過程などについて具体的に講ずる。</p> <p>学生は、本講義を通じて、財政学の基礎となる経済学の基礎的な知識を習得するとともに、国及び地方自治体の予算・租税・公債等が、家計や企業と、どのような関係に立つのかなど、国及び地方自治体の経済活動を理解するために必要不可欠な財政学の基本的な事項を具体的に理解する。</p>
授業の内容	
科目の到達 目標 (理解のレベル)	
授業形態	講義
授業方法	<p>各講義における各項目ごとにレジュメを作成し、導入部分として、その内容に関連するトピック等を題材にし、各項目の内容について、まず基礎的な説明を行うことを基本とし、随時、受講者との質疑応答を挟み、双方向的な内容になるように努める。また、随時、小テスト（理解度確認テスト）等を実施し、受講生の理解度を確認することとする。さらに、関連する映像資料等も活用する。</p> <p>レジュメ等は、事前に電子媒体のものをmanabaで提供するとともに、必要に応じ、紙媒体のものを教室において配付する。</p> <p>【第1回】 ガイダンス・財政学事始め：経済学の一部門としての財政学の意義・位置付け、経済学との関係性等について説明する。</p> <p>【第2回】 経済学Ⅰ：社会における経済学の役割について説明する。</p> <p>【第3回】 経済学Ⅱ・ミクロ経済学(1)：ミクロ経済学の立脚点となる分業と交換・市場の役割等について説明する。</p> <p>【第4回】 経済学Ⅲ・ミクロ経済学(2)：ミクロ経済学における価格決定メカニズムの基礎となる需要と供給の関係等について説明する。</p> <p>【第5回】 経済学Ⅳ・ミクロ経済学(3)：政府等の公共部門の存在理由となる市場の失敗等について説明する。</p> <p>【第6回】 トピックスⅠ：最近のトピックスとして、行動経済学の概要について説明する。</p> <p>【第7回】 経済学Ⅴ・マクロ経済学(1)：マクロ経済学における総需要と総供給、貯蓄と投資を要素とした所得決定のメカニズム等について説明する。</p> <p>【第8回】 経済学Ⅵ・マクロ経済学(2)：経済活動を継続させる貨幣の循環（貨幣経済）と実物の循環（実物経済）につき、通貨の供給や貨幣の機能等について説明する。</p> <p>【第9回】 経済学Ⅶ・マクロ経済学(3)：マクロ経済学の視点から経済成長等について説明し、併せて、経済政策の役割等についても説明する。</p> <p>【第10回】 経済学Ⅷ：現代社会を成立させている近代市民法体系と近代的市場機構の関係等について説明する。</p> <p>4 5【第11回】 財政学Ⅰ：財政学の成立過程等について説明する。</p> <p>【第12回】 財政学Ⅱ・財政の基本(1)：現代社会における財政の役割等について説明する。</p> <p>【第13回】 財政学Ⅲ・財政の基本(2)：財政学における公共財・公共サービスの提供の担い手となる政府の存在の前提となる公共財の理論等について説明する。</p> <p>【第14回】</p>

トピックスⅡ：最近のトピックスとして、最後通牒ゲームの概要等について説明する。

【第15回】

財政学Ⅳ・予算(1)：財政学の視点から、予算の意義につき、何故予算制度が必要か等について説明する。

【第16回】

財政学Ⅴ・予算(2)：財政学の視点から、予算の機能につき、計画、調整、伝達等について説明する。

【第17回】

財政学Ⅵ・予算(3)：日本の予算制度について、その編成や成立の過程等について説明する。

【第18回】

財政学Ⅶ・租税(1)：財政学（租税論）の視点から、租税の根拠や原理等について説明する。

【第19回】

財政学Ⅷ・租税(2)：財政学（租税論）の視点から、租税の体系と租税の転嫁等について説明する。

【第20回】

財政学Ⅸ・租税(3)：財政学（租税論）の視点から、わが国の明治維新後の歴史的経緯を踏まえ、租税体系の転換等について説明する。

【第21回】

財政学Ⅹ・租税(4)：財政学（租税論）の視点から、わが国の歳入における租税構造につき、その概要や問題点等について説明する。

【第22回】

財政学Ⅺ・公債(1)：財政学の視点から、公債の意義等について説明する。

【第23回】

財政学Ⅻ・公債(2)：財政学の視点から、わが国の歳入・歳出における公債の管理等について説明する。

【第24回】

トピックスⅢ：最近のトピックスとして、MMT（近代貨幣理論）の概要について説明する。

【第25回】

財政法Ⅰ：予算を執行する法体系である財政法の体系について説明する。

【第26回】

財政法Ⅱ：予算の管理において重要な会計法について説明する。

本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。

授業計画

事前・事後学
修に必要な時間

講義時間には制約があり、説明等できる内容は限られていることから、講義内容に関する指定図書等による予習・復習は不可欠である。また、事前にmanaba等において配付し、講義で使用（掲示）するレジュメ等については、講義外においても熟読することが求められる。

事前・事後学
修の内容

また、日々、財政関係のニュースなどに関心を持つように心がけてもらいたい。

試験等（小テストを含む。）50%、平常点50%（授業時の積極的な発言など授業への参加度等）を目安とする。

講義中の長時間の離席は、欠席とし、講義中の不適切な行為等については、厳正に対処する。

また、学生の事情により、オンラインでの受講を認める場合があるが、その場合における不適切な行為についても、厳正に対処する。

成績評価方
法・基準

なお、欠席回数が全体の1/3を超えた場合（つまり、9回欠席すると）、原則として成績評価の対象としない。

課題（試験
やレポート
等）について

本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

のフィードバック
方法

講義はレジュメを作成して進めるので、「教科書」は特に指定しない。

教科書・指定
図書

(1) 出欠

・ 基本的に、教室で出欠を取る。また、小テストによっても出欠を判断する。

・ 講義開始後20分までに入室した学生は、「遅刻」としては扱わない。

・ 講義中の入退室は、災害時などの緊急時を除き前方のドアからのみ認める。

・ 講義中に退室する学生は、教員の許可を得ること。

(2) 講義中の態度

・ 講義中は、私語など他の学生に迷惑になる行為等は慎むこと。他の学生の迷惑になる行為等を慎まない学生には、退室を求める場合もある。

・ （繰り返しになるが、）講義中の入退室は、前方のドアからのみ認める。講義中に所用等により一時退室する学生は、教員の許可を得ること。

・ 講義中に無断で退室した学生については、「出席」としては扱わない。

・ 小テストにつき、他の学生の解答を丸写しするような行為も許されるものではない。このようなあからさまな不適切行為については、厳正に対処する。

・ 授業の進行に当たっては、紙媒体のレジュメを配付するので、授業中は、小テストの時間を除き、スマホ等の使用・利用は認めない。

(3) 欠席

次の場合は、「欠席」であっても、事情を斟酌し、成績評価の対象となる「出席・欠席」回数の計算に当たって「欠席」としないことがあり得る。ただし、平常点上はあくまでも「欠席」として取り扱う。

・ 大学公認の部活動などにより講義に出席できない場合。ただし、「スポーツ振興課」押印のある「授業欠席届」を提出すること。

・ 就職活動などにより講義に出席できない場合。ただし、「キャリアセンター承認印」の押印のある「授業欠席届」を提出すること又は同等の措置を講ずること。

・ インフルエンザ、新型コロナウイルスへの罹患などにより講義に出席できない場合。ただし、医師の診断書、領収書等を提出すること（コピーでも可）又は同等の措置を講ずること。

(4) その他

履修上の留意点
更新日

- ・ 講義中に入退室をせざるを得ないなどの個人的な事情のある学生は、事前に担当教員に相談すること。
- ・ その他、考慮・斟酌すべき事情等がある学生は、遠慮なく担当教員に相談すること。

2026/3/18

開設 科目ナンバー カリキュラム・マップ（学位授与方針との関連） 講義コード 講義名 担当者名 開講情報 単位数 受講可能学部 備考	法律学科 LI203 https://www.asia-u.ac.jp/academics/syllabus.html 1LI001100 法律実務 飯田 稔 秋期 月曜日 3時限 564教室 2 B/E/L/I/C/U 実務経験のある教員による授業科目である。
科目の趣旨	法は社会規範のなかでも最も重要なものであり、われわれの日常生活を広く規律している。法学部ではわが国の主要な法領域を詳しく学ぶが、その際、理論だけでなく実際の運用に接してみることも大切である。本講義では、狭義の法曹のみならず、様々な形で法の運用に携わる方々を招き、それぞれの経験をお話しいただく。受講者には、法が現実社会で果たしている役割をその担い手から直接学ぶことで、将来の職業選択への指針を獲得してもらいたい。
授業の内容	戦後70年が経過し、わが国の法文化、法的基盤整備も一定の成熟と発展をみた。法的な活動の担い手となる主体に目を向けても、「裁判官－検察官－弁護士」といった古典的主体のみならず、各種の士業や企業内法務担当者など、広義の法律家を含めた多様なアクターが活動を積み重ね、それらの累積としての法システムが構築されている。 本講義は、現代社会の法的主体を、できる限り広範囲にお招きし、自身の職業に関わる職責や日常的な活動内容を生き生きと講述していただく。講義を通して、学生たちは、多様な主体の活動によって成り立つ日本の法システム、法文化に対する理解を深めるとともに、さまざまな職業の可能性を認識し、主体的な職業選択の糧を得ることだろう。
科目の到達 目標 (理解のレベル)	学生には、①現代日本の法システムの担い手につき、さまざまな職業・職種と照らし合わせながら理解してもらう。②その上で、これら担い手たちの職責、職業倫理、行動様式、具体的な活動内容、活動のゴールとなるもの等を的確に理解する。③最終的には、これらの主体による諸々の活動の累積としてのわが国の法システム、法文化の全体像に関する理解を醸成させる。
授業形態	講義
授業方法	毎回、法的な活動の担い手となる実務家等を招き、80～90分程度の基調講演方式で論点等の頭出しを行う。これをもとに、可能な限り、受講生との質疑応答、ディスカッションなど双方向的な対話の試みを行なう。 本講義は、全面的に対面授業の形で行なわれる。実務家教員から直接指導を受けるメリットは、決して小さくないので、その機会を十分に利用してもらいたい。 レジュメその他の資料は、本学の授業支援システム manaba を用いて配布する。
授業計画	【第1回】 オリエンテーション — 法律実務家の仕事とその役割 【第2回】 刑事事件：刑事裁判における法律家の役割 【第3回】 民事事件：民事裁判における法律家の役割 【第4回】 家事事件：家事審判の手續と法律家の役割 【第5回】 レポート作成① 【第6回】 企業法務：企業活動と法律家の役割 【第7回】 労働問題：労働条件の改善、労働紛争と法律家 【第8回】 租税：租税の賦課・徴収等に関わる法律家 【第9回】 レポート作成② 【第10回】 行政組織：行政庁における法律家の役割 【第11回】 医療過誤：医療問題と法律家 【第12回】 データ・プライバシー：情報保護と法律家 【第13回】 レポート作成③とまとめ — キャリア形成に向けて
事前・事後学 修に必要な時 間	なお、担当者の都合により、講義内容・順序の変更もあり得る。詳細は、開講時に指示する。 本科目の予習・復習にかかる時間の目安は、授業1回について、4時間半程度である。
事前・事後学 修の内容	事前学習よりも、事後学習に力を入れる。各回の講義で取り上げられたテーマにつき、法学基本書、判例集等により理解を深める。また、新聞等のデータベースで、類似の事例を探してみるのも興味深いことである。
成績評価方 法・基準	授業態度及びレポート（3回を予定）の内容によって総合的に評価する（目安として、平常点10%、レポート各30～50%）。質問や意見の発言等によって授業の活性化に貢献した学生に対しては、特別に加点することがある。
課題（試験 やレポート	本授業での課題（試験やレポート等）の講評・解説については授業内（口頭）もしくはmanaba上でおこなう。

等) について
のフィードバック
方法
教科書・指定
図書

特に指定しない。しかし、担当者（または講師）が紹介した文献等は積極的に学習すること。

履修上の留
意点
更新日

出席が重要である。正当な理由なく、3分の2以上の出席をしない学生には、単位を認定しない（正当な理由を示す証明書類の提出を求めることがある）。履修希望者は、特に理由がある場合を除き、必ず初回授業に出席し、担当者の指示に従うこと。

2026/3/18